

宮城県社会資本再生・復興計画

平成 23 年 10 月
(平成 30年 3月 一部改定)

宮城県土木部

目 次

● 基本計画編

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. みやぎの社会資本の再生・復興に向けた土木部の基本的考え方 | 1 |
| (1) 計画の役割と位置づけ | 1 |
| 1) 宮城県震災復興計画との関連 | 1 |
| 2) 宮城県社会資本再生・復興計画の位置づけ | 1 |
| 3) 計画の対象範囲 | 1 |
| 4) 計画の対象期間 | 1 |
| (2) 広域に甚大な被害をもたらした東日本大震災 | 2 |
| (3) 公共土木施設・住宅等の被災状況及び課題 | 3 |
| (4) 宮城県の土木・建築行政が直面している現状及び課題 | 8 |
| 2. 今回計画の特徴 | 11 |
| (1) 震災からの教訓を踏まえた復興 | 12 |
| (2) 従来計画よりも豊かさや安全・安心を実感できる復興 | 18 |
| 3. 土木部の社会資本整備の基本理念, 基本方針, 基本目標 | 23 |
| (1) 基本理念 | 23 |
| (2) 基本方針及び基本目標 | 23 |
| (3) 宮城の復興を導く主要プロジェクト | 25 |
| (4) 期別取組方針 | 28 |
| 4. 基本目標達成に向けた主要な施策 | 30 |
| (1) 基本目標1 | 30 |
| 1) 被災した公共土木・建築施設の早期復旧 | 30 |
| 2) 多重防御などによる総合的な防災力の強化 | 32 |
| 3) 耐震強化対策の加速的推進 | 34 |
| 4) 被災経験を踏まえた防災態勢の再構築 | 36 |
| (2) 基本目標2 | 38 |
| 1) 快適で安心して暮らせるまちづくりの推進 | 38 |
| 2) 快適で安心できる住まいづくりの推進 | 41 |
| 3) 環境に優しい社会資本整備の推進 | 43 |
| 4) 多様な分野との連携による社会資本整備の推進 | 45 |
| (3) 基本目標3 | 48 |
| 1) 東北の発展を支える基幹的社会資本整備の加速的推進 | 48 |
| 2) 地域の発展を支える核となる社会資本整備の推進 | 50 |
| 3) 地域間連携の強化 | 51 |
| 4) 地域資源を活用した社会資本整備の推進 | 52 |
| 5. 施策体系図 | 55 |
| 6. 復旧・再生・発展に向けて必要な投資額 | 56 |
| 7. 計画の確実な歩みに向けて | 57 |
| (1) 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興を推進するための取組 | 57 |
| (2) 地域の理解と合意に基づき復興を促進する取組 | 61 |
| (3) 的確な復興事業のマネジメントの推進 | 64 |
| (4) 組織力・技術力を強化して復興を推進する取組 | 68 |
| (5) 将来にわたり施設機能が適切に維持できる社会資本整備の推進 | 71 |
| (6) 津波被災地における適正で円滑な土地利用調整について | 72 |
| (7) 県内建設企業の健全な育成と建設産業の振興 | 73 |
| (8) 入札及び契約制度の適確な運用に向けた取組 | 73 |

● 事業計画編

| | |
|---|----|
| 1. 主要施策の各期別の取組..... | 77 |
| (1) 壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換..... | 77 |
| 1) 被災した公共土木・建築施設の早期復旧..... | 77 |
| 2) 多重防御などによる総合的な防災力の強化..... | 78 |
| 3) 耐震強化対策の加速的推進..... | 80 |
| 4) 被災経験を踏まえた防災態勢の再構築..... | 81 |
| (2) いつまでも安心して快適に暮らすことができる生活基盤の整備..... | 82 |
| 1) 快適で安心して暮らせるまちづくりの推進..... | 82 |
| 2) 快適で安心できる住まいづくりの推進..... | 85 |
| 3) 環境に優しい社会資本整備の推進..... | 86 |
| 4) 多様な分野との連携による社会資本整備の推進..... | 88 |
| (3) かつてない賑わいや活力に満ちた東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備..... | 90 |
| 1) 東北の発展を支える基幹的な社会資本整備の加速的推進..... | 90 |
| 2) 県内地域の発展を支える核となる社会資本整備の推進..... | 92 |
| 3) 地域間連携の強化..... | 93 |
| 4) 地域資源を活用した社会資本整備の推進..... | 94 |

基本計画編

1. みやぎの社会資本の再生・復興に向けた土木部の基本的考え方

(1) 計画の役割と位置づけ

1) 宮城県震災復興計画との関連

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、大きな地震動と大津波により、本県沿岸部を中心に甚大な被害を及ぼした。多くの県民の尊い命が奪われ、多数の建築物が損傷・流失し、交通インフラ（※）¹やライフラインの寸断などの施設被害に加え、多くの産業基盤が壊滅に帰した。

宮城県は、復興に向けた基本理念や復興の方向性などを示す「宮城県震災復興基本方針」を発災 1 ヶ月後の 4 月 11 日に発表し、続いて、我が国を代表する学識者からなる「宮城県震災復興会議」を設置し、今後 10 箇年に取り組み復興施策などを盛り込んだ「宮城県震災復興計画（以下、「震災復興計画」という。）」を同年 10 月に策定することにした。

こうした経過を受けて策定した、「宮城県社会資本再生・復興計画（以下、「社会資本再生・復興計画」という。）」は、宮城県の震災復興に向けて、県行政の方向性を示した「震災復興計画」の土木・建築行政分野における部門別計画である。

2) 宮城県社会資本再生・復興計画の位置づけ

「社会資本再生・復興計画」は、大震災からの復興に向けた土木・建築行政の基本理念をはじめ、今後 10 箇年の主要施策や行動計画などを盛り込んだ土木部における震災復興の基本計画である。

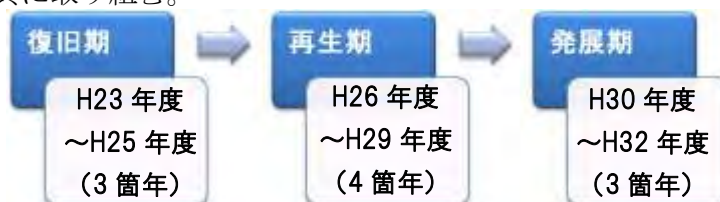
また、「震災復興計画」が、震災復興関連の施策・事業をピックアップ型で取り扱うのに対して、「社会資本再生・復興計画」は、土木部が所管する全ての事業についての目標を示し、その着実な推進と進行管理を図るための行政運営計画でもあり、これまでに土木・建築行政の運営指針としての役割を担ってきた「土木行政推進計画」に代わる計画として位置づける。

3) 計画の対象範囲

「社会資本再生・復興計画」の対象事業は、宮城県土木部が所管する事業のうち、一般会計及び特別会計事業、他の主体からの執行委任及び受託事業、直轄事業及び直轄代行業で県の予算措置の必要な事業、土木部が所管する宮城県道路公社等の外郭団体が実施する事業とする。ただし、県有建築物の営繕予算に関しては、土木部が管理しない施設の営繕予算は対象外とする。

4) 計画の対象期間

計画の対象期間は、上位計画である「震災復興計画」に同様に、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 箇年計画とし、復旧期、再生期及び発展期の 3 期に分けて、社会資本の復旧、再生及び復興に取り組む。



¹ インフラ…交通、通信、電力、水道、公共施設など社会や産業の基盤として整備される施設のこと。インフラストラクチャーの略語

(2) 広域に甚大な被害をもたらした東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃に発生した「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」は、三陸沖を震源とするモーメント・マグニチュード (※)²Mw9.0 という我が国観測史上最大規模の地震であった。この地震により最大震度 7 (栗原市)、東北から北関東にまたがる広い範囲で震度 6 強の強い揺れを観測し、三陸沿岸では 30m、仙台湾岸の砂浜海岸でも 10m を超える大津波が発生し、沿岸地域に壊滅的な被害をもたらした。

死者 15,825 人、行方不明者 3,819 人にのぼる戦後最大の惨禍であり、とりわけ大きな被害を受けた宮城県内では、9,444 人の命が奪われ、2,058 人の方が行方不明である。(平成 23 年 10 月 20 日現在、宮城県災害対策本部資料) 警察庁発表では、震災犠牲者の 9 割は水死とされ、犠牲者の多くは津波に起因するものである。

宮城県はこれまで、高い確率で発生が懸念される「宮城県沖地震」に備え、耐震対策や津波対策を進めてきたが、近年の実測観測値 (チリ地震津波など) を大きく超える巨大な津波は、広範囲に及ぶ浸水 (327km²) と強い流体力により沿岸の構造物や家屋の破壊と流出、海岸の浸食や堆積などによる地形変化、漂流物による二次的な被害、養殖施設や船舶の漂流、可燃物の流出と火災、道路や鉄道など交通網の分断、農業・漁業、製造業などの産業基盤の喪失等、想像を絶する甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所の施設被害は、被害の規模をさらに深刻なものとし、大地震、大津波、原発事故、風評被害などの複合被害に直面することとなった。

住家・非住家被害では、全壊・半壊家屋が 16 万棟を超え、地域によってはライフラインの復旧の目処が立たず、ピーク時には県内 1,183 箇所の避難所に 32 万人の被災者が避難し、発災から 5 ヶ月を過ぎても、約 138 箇所に 3 千七百人余りが避難所生活を余儀なくされた。

また、漁船、水産加工設備、沿岸養殖場などの水産関連施設をはじめ、農地を含む農業関連施設や沿岸部に立地する様々な企業の関連施設など、沿岸部で行われてきた産業活動の全てが甚大な被害を受け、多くの人々が就労の場を失った。産業基盤がこのように広範囲かつ大規模に破壊された事象は、阪神・淡路大震災 (1995 年 1 月 17 日) や新潟県中越地震 (2004 年 10 月 23 日) などの大規模災害でも見られなかった。

このように、我が県は、地域の生活基盤と産業基盤を共にゼロベースで再生していかなければならない極めて困難な状況に陥った。

また、大地震・大津波による直接的な被害に加え、沿岸部を中心に、海拔 0m 以下の面積が震災前の 3.4 倍に相当する 56km² の広範囲にも及ぶ大規模な地盤沈下が発生し、大潮時には 1 日に 2 回床上浸水する宅地があるなど、日常生活に慢性的な障害を与え、高潮や降雨による浸水被害の拡大も懸念されている。

人的被害の少なかった内陸部でも、住宅被害や宅地の崩壊、学校や商業施設等の建物被害、道路や公共交通機関網の分断、電力などのエネルギーの供給停止などにより、日常生活に大きな支障が生じたことをはじめ、東北地方を出入りする原材料、部品及び製品等の供給網が分断し、その影響が海外まで波及するなど、被害は多岐にかつ広範囲に及んだ。

² モーメント・マグニチュード…断層面の面積と、変位の平均量、断層付近の地殻の剛性から算出するマグニチュード

(3) 公共土木施設・住宅等の被災状況及び課題

1) 全般

今回の想定を遙かに超えた巨大な地震と津波は、これまでの地震対策や津波対策のあり方に大きな課題を残した。地震や津波の被害想定が実態と大きく異なり、津波の高さは既存の海岸堤防を大きく超え、低平地では浸水域が内陸5 kmにも及び、リアス海岸では浸水深が建物4階に達する等、被災の規模は従前の想定規模を遙かに上回った。

海岸堤防の設計高さはこれまで、100年内外の大津波の実績を踏まえ設定されてきたが、今回の大地震により、それを遙かに上回る巨大津波の発生が実証された。

発生頻度が少なく、規模の極めて大きな津波に対しては、海岸線の防護施設のみで浸水被害を防ぐことは困難であり、海岸堤防等の海岸線に設置した防護施設だけに過度に依存した防災対策には限界があることが明らかになった。そのため、これまでの防災対策や海岸堤防などの減災効果を再検証し、これからの海岸堤防などに求められる性能を含めて、今後の巨大地震や大津波への対策の在り方を再構築していかなければならない。

大規模災害に対しては、行政の災害対応力の向上はもとより、個人・家庭・地域・企業・団体等のあらゆる主体が、なお一層防災意識を高め、社会全体で災害への対応力を向上することが必要である。

今回の震災では、土木部は「宮城県土木部業務継続計画（BCP）（※）³」により初動対応を行ったが、大震災の教訓を踏まえ、初動のあり方や地域拠点である地方庁舎の耐災性、通信ネットワーク設備の状況、備蓄や調達すべき資機材及び関係機関の連携・調整方策など、様々な検証が必要である。

さらに、今回の大津波では、指定避難場所そのものが被災した事象も見られ、各種の災害情報の提供や避難の在り方についての再構築が必要である。併せて、今回のような発生頻度が極めて少ない大規模災害については、世代を超えて被災事象を伝承していく取り組みが求められる。

2) 道路関連

震災により県管理道路は、110路線274箇所において通行規制を行った。被災規模が大きかったのは津波の浸水域となる沿岸部であるが、内陸部においても、土砂崩れや盛土部の陥没、路面亀裂等、多くの損傷があった。

橋梁については、地震の影響により、県内各地で橋台背面の陥没や、支承・伸縮装置等多くの損傷が見られたが、地震力を主要因とする落橋は1橋もなく、これまで重点的に進めてきた橋梁耐震化施策が有効であったことが確認された。

津波浸水域となる沿岸部では、津波の外力や船舶等の衝突により、15橋が落橋流失するな

³ BCP・・・事業継続計画の略。想定外の事態が発生した場合、どのように企業の重要な事業を停止せずに継続していくか(あるいは早期に再開させるか)、その方法や手順を記載した経営計画・戦略のこと。

ど、重大な損傷が見られた。

沿岸の道路についても、家屋、自動車やコンテナ等の流失によりがれきが散乱、広範囲で道路が閉塞し、物理的に通行できない状況となり、啓開作業や仮設道路等の応急復旧を終えるまでの間、救急救命活動や緊急物資等の輸送などに大きな支障が生じた。

一方、三陸縦貫自動車道や仙台東部道路等は、津波の影響を受けることもなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。

これら高盛土構造の道路が、防災・減災に有効であることから、沿岸部における道路を高盛土構造とすることについて、海岸保全施設と組み合わせた多重防御機能をより効果的に発揮するよう、周辺復興まちづくり計画と一体的に検討していく必要がある。

また、三陸沿岸の集落等では通行規制により一時的に孤立した地区も多かったことから、今後、広域災害発生時のリダンダンシー（※）⁴の確保等も併せて検討していく必要がある。

3) 河川・海岸関連

河川では、県管理河川において 146 河川、642 箇所地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊、堆積土砂やがれきによる河道閉塞、河川防潮水門の損壊等の被災が生じた。

ダムについては、管理する 14 ダム全てにおいて本体の健全性が保たれていた。

海岸では、堤防の高さを遙かに超える津波の発生により、海岸堤防の破堤等 63 海岸が被災し、海岸線が変化及び喪失した他、同時に発生した地盤沈下の影響もあって、広範囲の地域が浸水した。

河川の復旧に当たっては、地盤沈下により河口部に近い低平地での氾濫や浸水リスクが増していることから、壊れた堤体の応急的な復旧を早期に完了するとともに抜本的に治水安全度を向上させる必要がある。さらに、まちづくりとの整合や土地利用の変化に合わせ、現行の河川計画を精査しなければならない。

また、海岸の復旧に当たっては、大津波被害の再検証が必要であるが、津波が海岸堤防を越流したために堤防の陸側が破壊した事例が多く見られることから、設計以上の超過外力を受けても施設の壊滅的な被災を避け、早期に復旧できる構造形式の検討が必要である。なお、河川水門については、超過外力により破壊された場合には水門自体が河積阻害物となることから、施設構造の在り方について、水門設置の可否を含めて再検証する必要がある。

4) 砂防施設関連

砂防関係施設では、地すべり防止施設や急傾斜地崩壊対策施設等が被災し、自然斜面等においても土砂災害が発生して住宅等への被害が生じた。このため、被災施設については従前の機能を復旧し、土砂災害発生箇所は、早期に二次災害の防止を図らなければならない。

⁴ リダンダンシー……代替性のこと。

また、大規模地震に起因する土砂災害の増加が懸念されることから、被災住宅の再建や新しいまちづくりを進める上でも、新たな危険箇所の把握や、既知の要対策箇所について早期に処置する必要がある。

5) 港湾関連

港湾では、護岸の崩壊やエプロンの沈下、荷役施設の損壊といった施設被害の他、コンテナや完成自動車の流出といった貨物被害が生じた。震災直後から漂流物で塞がれた航路・泊地の啓開作業をはじめ、臨港道路の復旧を行い、3月17日の震災後初の仙台塩釜港高松埠頭への緊急物資輸送船入港を皮切りに、主要港湾での一般貨物船の入港が順次可能となり、続いてフェリーの定期航路が再開するなど、比較的早期に物流機能を回復することができた。

高砂コンテナターミナルでは、岸壁の損傷と4,400個にもおよぶコンテナの散乱や流出などの被害に加え、荷役機械の損傷等があったが、速やかにコンテナの輸出入業務を再開することができ、平成23年6月8日に震災後初となるコンテナ船が出航した。

安全性や利便性が低下した港湾機能の復旧に当たっては、新たな防災対策を講じ、できるだけ早期に施設の本復旧を完了するとともに、立地企業や荷主などの港湾利用者に対して復旧の状況を正確に情報提供することと合わせて、業務再開や復興を促進するための各種支援が必要である。

6) 空港関連

仙台空港は、滑走路が泥とがれきに埋まり使用不能となった他、空港ビルが中二階部分まで水没した。空港ビルは1階にあった機械電気設備は全滅し、仙台エアカーゴターミナルは、保税蔵置場等が大津波に伴う火災で使用不能となった。

空港は重要な緊急物資の輸送拠点であることから、早期に機能回復を図るため、米軍と自衛隊ががれきの撤去作業を行い、3月16日までに大型輸送機C130が着陸できる滑走路延長1,500m分の障害物を撤去して復旧機材を空輸した。3月20日には、C130の3倍の積載量をもつ米空軍の大型輸送機C17が約40トンの人道支援物資を積んで飛来するなど物資搬入が本格化し、4月13日からは空港ビルの暫定供用と合わせて、一般乗客を対象にした国内線の運航が一部再開した。

仙台空港アクセス鉄道は、大津波による空港トンネルの損傷や仙台空港駅の機械・電気設備が全壊するなどの被害を受け、代行バスを運行しながら復旧工事を実施した。

平成23年9月の国際・国内両路線の通常運行を目標に、各施設の早期機能回復と航空需要回復に取り組んだ。復旧にあたっては、仙台空港が重要な交通拠点であることや空港ビルが空港利用者だけでなく近隣住民の避難施設としても機能したことなどを踏まえて、大規模災害時においても空港機能と防災拠点機能の確実な機能維持が求められる。

また、重要な交通インフラである仙台空港アクセス鉄道は、安定運行に向けて、復旧経費が経営を圧迫する懸念を払拭する必要がある。

7) 下水道関連

流域下水道は、終末処理施設3箇所が津波の直撃を受け、処理機能を停止した。下水の滞留によるマンホールからの溢水を回避するため、仮設ポンプを設置しつつ主ポンプの復旧に努めた。出水期前に主ポンプの復旧を終え揚水能力を確保し、場内において沈殿・消毒による簡易処理を行いながら復旧工事を進め、段階的に処理レベルの向上を図ることとした。

管路については、耐震対策の実施箇所では震災被害を減じることができた。

今回の震災では、このような施設被害が復旧に長い期間を要し、公衆衛生の確保に大きな課題があることを示したことから、復旧にあたっては、浸水しても重要な機能が滅失しないこと、被災しても応急的な水処理ができ、短期間で復旧が可能なことなど、処理場機能を継続するバックアップ体制や施設構造への配慮が求められる。

8) 都市施設関連

浸水した都市公園3箇所が津波による施設損壊や土砂堆積などがあり、施設を閉園した。

当面は、がれきの仮置場として利用されるが、がれきの撤去が完了次第、内陸部の被災した都市公園2カ所も含めて復旧工事に着手する。なお、施設の供用開始に当たっては、利用者の安全確保を最優先することが大前提である。

仙台港背後地では、区画整理地区内道路のがれき撤去と応急復旧により、地区内利用者の早期業務再開を支援し、さらに本復旧を早期に完了する。

大津波により浸水した都市公園では、築山の活用などによる津波避難施設の設置や国庫支出金交付制度のない樹木等の植栽の復旧が課題である。また、大津波被害の軽減と海岸堤防の壊滅的な破壊を防止するために有効と考えられる、海岸堤防の背後に連続して緑地帯を整備することについては、関係機関との連携のもとに事業手法などを検討する必要がある。

9) 津波被災市街地関連

甚大な津波被害を受けた沿岸市町では、まちの枢要部が流失し、行政、商工、教育、居住など、生活に不可欠な機能が滅失した。このため、まちの再生と復興に向けて、安心して安全に暮らせる新たなまちづくりのグランドデザイン(※)⁵を策定しなければならない。

県では、建築制限等の必要な措置を行いながら、仙台市をのぞく沿岸14市町において、復興まちづくり計画の原案を作成するなど、地域の意向を踏まえつつ、復興に向けたまちづくり事業をできるだけ早い時期に実施できるよう、各種の支援を行っている。

まちづくりの主体は市町村であるが、甚大な被害で役場機能を失った被災市町もあり、自力でまちづくり実施することが困難な場合は、要請に応じて計画の策定やその具現化に向けて支援する。

⁵ グランドデザイン…大規模な事業などの、全体にわたる壮大な計画・構想。

10) 住宅関連

津波による建物の流出や地震力による住宅被害、宅地の地盤崩壊など、県内では全・半壊合わせて16万戸以上の住宅被害等が生じており、避難生活者も多数に上ることから早急に居住環境を改善するように向け、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借り上げによる仮設住宅の確保を急いでいる。

この他、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定や被災証明にかかる調査、住宅の応急修理などの市町村支援を行っている。住宅再建に向けて、各種相談窓口の設置や国の支援制度と合わせて県独自の支援を図るとともに、自力再建の困難な被災者向けには災害公営住宅の供給により必要数を確保する必要がある。

11) 県有建築物関連

県有建築物については、これまで実施してきた耐震補強対策の結果、構造的な被害は少なかったが、天井の落下など非構造部材の被害軽減や室内の備品等の散乱防止等を図る必要がある。

沿岸部では、津波の直撃や浸水により事務所機能を失うなどの被害が発生しており、浸水想定水位の見直しに合わせ建築位置の変更や高層化による避難場所確保に加えて、設備の浸水防止を図るなど、震災の経験を踏まえて、たとえ被災したとしても継続して業務が行えるような建物の設計上の工夫が必要である。

(4) 宮城県の土木・建築行政が直面している現状及び課題

■時代の潮流

1) 地方分権改革

平成12年4月の「地方分権一括法」施行までの「第一期地方分権改革」により、従来の機関委任事務を廃止して、法定受託事務と自治事務に整理され、国と自治体は法律上「対等・協力」の関係へと変化した。その後、地方財政の硬直化をもたらした「三位一体の改革」を経て、真の分権型社会を目指す「第二期地方分権改革」へと引き継がれた。

平成18年成立の地方分権改革推進法に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の見直し、これに応じた財政上の措置の検討とともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図ることとされ、関連法案の提出と、平成22年の暮れには、国の出先機関を原則廃止し、その事務・権限をブロック単位で地方に移すアクション・プランが示された。

改革の行く末は不透明ではあったが、都道府県を繋ぐ広域行政に関する自治体間での協議が活発化していた中で、今回の大震災が発生したこともあり、自治体間の広域的な支援体制が早期から機能した。

被災地が復興プランを提案し、国が必要な法律案や基準、財源措置を検討するなど、連携や支援が適切な役割分担のもとになされ、国難の中にあっても分権の基本的な流れが堅持されていくことが期待される。

2) 道州制に向けた動き

平成6年の地方自治法改正により県の広域連合が制度化され、平成16年の改正では、都道府県の合併が申請で可能となるなど、都道府県の広域化に関する制度改革がなされたが、地方の権限を拡大し、明治以来の国の形や国の統治のあり方を変えることともなる道州制の導入にあたっては、時間をかけた国民的な議論のもとに進める必要がある。

現在、経済界などの推進派を除き、道州制導入に向けた積極的な動きは低調だが、基礎自治体への権限委譲や国の出先機関原則廃止が取りざたされており、税財政制度や国と地方の事務分担などが大きく変化すれば、広域化した地方政府が担う社会資本整備のあり方にも大きな影響があると考えられる。

3) 広域連合等、広域連携の動き

行政区域の枠を超える広域的課題への対処として、地方ブロックや隣接県との広域連携が行われており、さらに、政府による国の出先機関改革のアクションプランを受けて、関西広域連合の発足や、九州広域行政機構構想が合意するなど、全国で新たな広域行政の受け皿となる枠組みの検討が進められている。二重行政を解消し地域に密着した広域行政を目指す取り組みは、広域連合制度の活用有無といった運営の手法だけでなく、道州制の区割りと同様に、どこまでを同一ブロックとするかといった線引き論でも難しい調整を迫られ、どの範囲まで地域アイデンティティを共有できるのかが問われる。

■時代を取り巻く社会的諸課題

1) 人口減少・少子高齢社会の到来

県人口は平成12年の2,365千人をピークに減少に転じ、平成22年国勢調査の速報値では、10年で約17千人減少している。また、平成17年では20.0%であった宮城県の高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は平成47年には33.8%へと大きな増加が予想され、年金・医療・福祉関係予算の増大と、社会資本整備への予算圧縮が懸念される。一方で、高齢者などが快適に暮らせる施策も社会資本整備の中で充実していく必要がある。

2) 多発する大規模自然災害

近年、全国的に集中豪雨の多発がみられ、水害や土砂災害が後を絶たず、こうした局所集中の降水傾向が今後、宮城県へも波及することが危惧される。さらに、地震による大規模な地盤沈下により、浸水被害の発生が危惧される。このため、河川改修や砂防対策などの計画的な整備を進めているが、施設整備による効果の発現には長期間を要するため、これらの更なる整備進捗に加えて、災害から身を守るための事前情報の提供や、災害が発生した際の被害軽減策等、効果的に備える必要がある。また、このような気象変動を受けて、渇水や雪害に対する備えも重要となってきた。

3) 深刻化する地球環境問題

平成9年に採択された京都議定書において、日本は二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を平成2年と比較して6%削減することとしたが、これまでの地球温暖化対策の推進に加えて、東京電力福島第一原発事故に起因する電力不足もあり、再生可能エネルギーの利用増進など復興に向けても環境に優しい社会への変革を基調とした社会資本整備や生活スタイルの確立がますます重要となる。策定途上にある「宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画」も、東日本大震災を踏まえ抜本的に見直し改めて策定することとされている。

4) 国及び地方の厳しい財政状況

国及び県の長期債務残高は平成22年度末実績見込みで約869兆円となり、日本のGDPの約1.8倍と、主要先進国の中でも最悪の水準とされる。宮城県の地方債残高も平成21年度決算ベースで約1.5兆円で、毎年最大値を更新している状況にある。震災前の段階で、社会保障関係経費の歳出増大から平成22年度から平成25年度に800億円から1,300億円もの財源不足が発生する見込みであり、これにさらに震災復興経費が加わることとなる。財政健全化は必要であるものの、まずは地域の経済・社会が早期に復興を遂げることが必要であり、壊滅的な被害からの復興には国による財源措置が必要不可欠である。

■宮城を取り巻く社会的諸課題

1) 自動車産業を中心とする新規企業の進出

宮城県では、「富県宮城」の実現に向けて産業集積に取り組んでおり、新規企業立地と地域企業の育成、新産業の創出の取組を一体的かつ総合的に推進するため、高度電子機械産業や自動車関連産業、食品関連産業等について、集積・活性化のための基本計画を策定し、税制上の優遇など立地企業に対する様々な支援策を講じている。さらに、港湾機能の向上やアクセス道路の整備など、社会資本整備によるオーダーメイド型の新規企業誘致支援についても部局横断で取り組み、復興を牽引する企業活動を支え、より活発化する必要がある。

2) M7級の大規模地震再来の可能性

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、宮城県沖では M7 クラスの地震が周期的に発生すると予想されている。今回の東日本大震災の結果を受けて、長期評価の見直しも予定されているが、周辺地域では M7～M8 クラスの地震が誘発される可能性もあり、公共土木・建築施設の耐震強化や被災体験を踏まえた防災態勢の再構築が急務となっている。

3) 環境税の導入

宮城県では様々な環境施策を推進するために、県民税均等割の超過(上乘せ)課税制度を平成 23 年 4 月に導入したところである。環境税を活用した施策集として、宮城グリーン戦略プランを策定したが、今回の震災を受け、節電・省エネ対策の推進、生活基盤の再建と災害に強い県土保全の二つの視点を踏まえた、震災対応に配慮した事業を優先することとなった。社会資本整備分野でも、こうした動きと連動して施策の推進を図る必要がある。

4) 蓄積した社会資本ストックの急速な施設の老朽化

高度成長期に大量に整備されてきた社会資本は老朽化が進み、今後大規模な維持補修や更新費の投入が必要となる。将来に向けて良質なストックを蓄積し、社会資本全般を将来にわたり最大限有効に活用していく「みやぎ型ストックマネジメント」の実践を被災した社会資本の復旧にも適用し、次世代に過度な負担を残すことなく、世代間でストックを共有し、その活用を通じた豊かさを享受できる社会の実現を目指す。

5) 県民の価値観やニーズの多様化

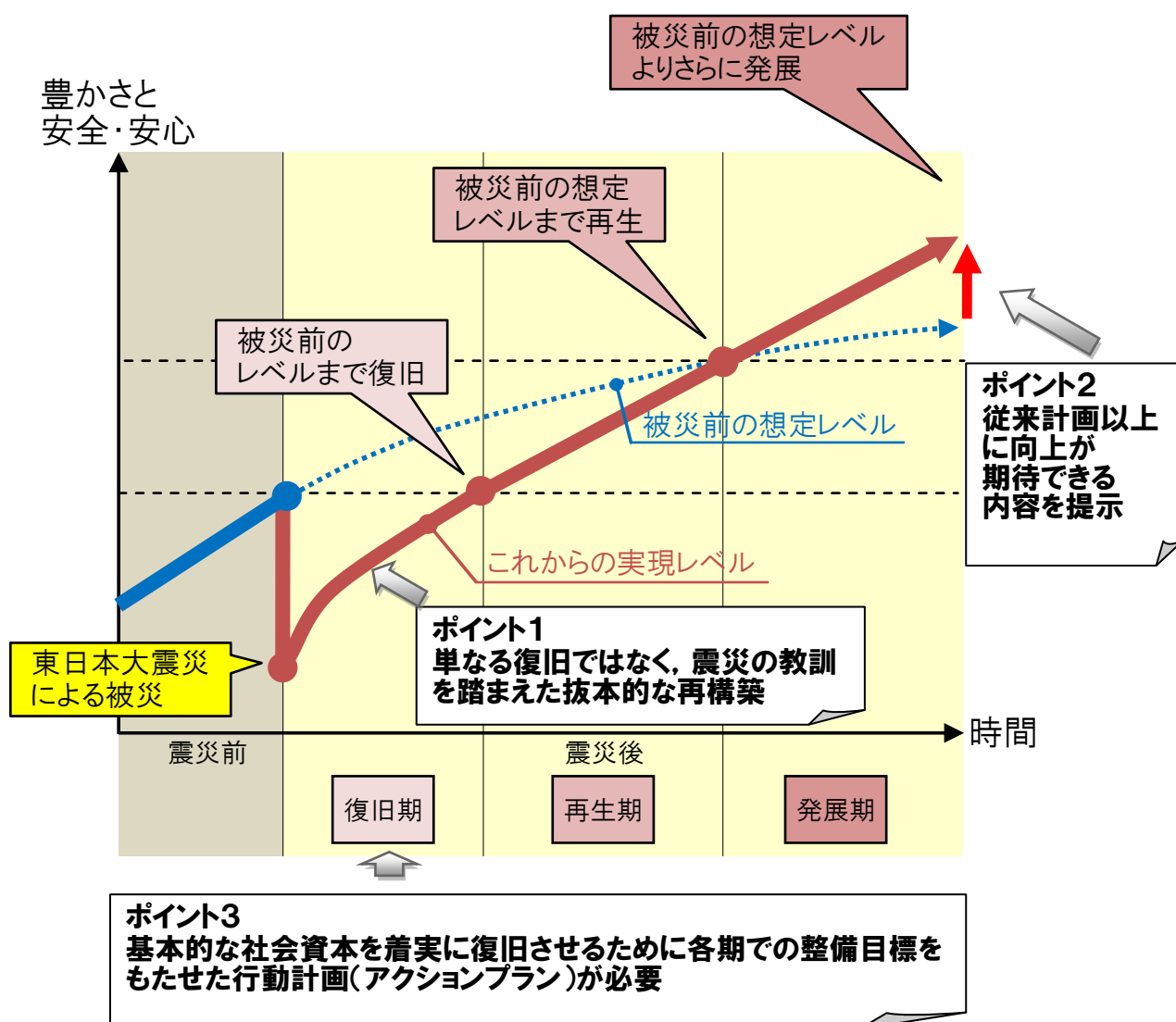
平成 21 年 3 月に実施した県民意識調査によれば、地球温暖化防止を約 6 割の県民が身近な問題として捉え、また、自然風景の保全にも高い関心が寄せられる等、環境指向が増えている。全国的な動向では、高齢者の国内旅行の参加人口が増加するなど、余暇時間の活用に変化が見られ、こうしたニーズの多様化に併せて施策を進めていく必要がある。

2. 今回計画の特徴

未曾有の震災から復興を果たすためには、従来とは違った新たな制度の創設や思い切った手法を取り入れていくことが不可欠である。そのため、「震災復興計画」は「復旧」にとどまらない抜本的な県土の「再構築」を図り、復興に向けた諸施策を多方面からの提案によりとりまとめることとしている。

復興に当たっては、平時にはない発想のもと、再び大地震が発生しても被害をできるだけ少なくし、早期に回復できる県土構造とすることが求められる。また、復興を遂げるためには、震災対策にとどまらず、人口減少や経済の低迷といった震災以前からの様々な課題に適切に対応することが必要である。

このため、「社会資本再生・復興計画」は、新しい視点での社会資本整備のあり方や復興に向けた取組みを盛り込み、県民との協働や関係機関等との連携のもとで震災前にも増して豊かさと安全・安心が実感できる宮城県を目指していく。



図：宮城県社会資本再生・復興計画が目指す施策の実現レベルのイメージ

(1) 震災からの教訓を踏まえた復興

我々はこれまで多くの災害を経験し、被災を教訓に、より安全で安心な県民生活が営むことができるよう防災体制の強化に努めてきた。大規模な災害を経験する毎に、防災関連施設等の技術的指針を見直しし、より大きな外力に対しても耐えうる構造とするよう技術の研鑽に努め、それに基づく施設整備を鋭意推進し、防災教育の向上にも努めてきた。

今回我々が遭遇した大震災は、過去に経験したことのない大規模な災害であり、これまでに進めてきた様々な防災対策に対しても多くの課題を提起した。それらを教訓に、我々は未曾有の災害を克服し、県民がこれまで以上に安全で安心な県民生活を営むことのできるよう、県土を復興に導く新たな県土づくりに取り組んでいかなければならない。

1) 第一線の海岸堤防に過度に依存した津波防災対策からの脱却

〔東日本大震災でみられた大津波の被災事象〕

仙台湾を襲った今回の大津波は、高潮や波浪を対象に計画高を決定した第一線の海岸堤防をはるかに超えて、内陸へ深く浸入した。海岸線を越えて遡上した大津波は、地盤高の低い海岸線の松林を根こそぎ倒伏させ、構造物をことごとく破壊し、その先端部で発生した射流は、恐るべき破壊力で構造物、家屋、自動車などを破壊し、あたり一面をがれきの海にした。

さらに、陸上に上った津波は、戻り流れとなり、破壊した家屋や港湾貨物などを次々に海へ流出させ、第1波の越流で破壊した海岸堤防をさらに陸側から破壊し、壊滅的な被害を与えた。

河川を遡上した津波は、地震動に耐えた河口付近の橋梁を波圧と揚圧力により落橋させた。また、リアス式海岸での大津波は、すさまじい破壊力で海岸沿いに密集した家屋はもとより、RC構造の業務ビルを基礎杭諸共に倒壊させ、防潮堤、水門、港湾及び漁港などの沿岸部の施設を壊滅的に破壊した。大型の船舶やバスなどの車両は、内陸へ奥深く漂流し、建物を破壊した後、無残にも内陸部に取り残された。また、海岸線から内陸1kmに位置する仙台空港は、流れ込んだがれきや車両が滑走路を塞ぎ、使用不能となった。

大津波の発生に伴い、流出した燃料に起因する火災は、被害を拡大させ、避難や救助を妨げた。道路は、がれきや大規模な浸水により通行が遮断され、電力の不通のため通信手段を失い、多くの避難所は、道路が啓開されるまでの数日間孤立し、避難者の安否さえ不明だった。地域医療を担う多くの病院が被災し、かろうじて津波を逃れて救護されたにもかかわらず、十分な手当を受けられずに落命する被災者も見られた。救援物資は届かず、必要な物資が不足し、運搬するための車両や燃料すら手配が困難であった。被災状況の把握は困難を極め、事態が明らかになったのは、発災後数日を経過し、自衛隊等による救護・救援活動が本格化してからのことだった。

こうした大津波被害の事象の中には、防災対策を講じることで被害の防止や軽減の可能性のある事象が多くある。それらを見極め、震災対策のさらなる向上を図らなければならない。

【被災経験を踏まえた大津波対策の考え方】

四方を海に囲まれ人口や資産が沖積平野の低平地に集中している我が国は、日頃から大地震と大津波の脅威にさらされている。そのため、大津波による浸水が想定される地域では、発生頻度や被害想定のおおきさに対応した防災対策を講じて、合理的な国土利用を図ることが求められる。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、生命・財産の保護や経済活動の場を確保するため、一定程度の津波高を想定した海岸堤防の整備により、津波を防御しなければならない。この場合の整備目的は、①人命を守る、②堤内の資産を守り、安定した経済活動を確保すること等である。

一方、発生頻度は少ないが壊滅的な被害をもたらす今回のような最大級の津波に対しては、第一線の海岸堤防だけで守ろうとすると、施設整備に要する費用や海岸環境や土地利用に及ぼす影響等から考えても困難であると言わざるを得ない。

第一線の海岸堤防を乗り越えるような大津波の場合には、津波が越流したとしても、壊滅的な被害とならないよう、安全で確実に避難できる避難路や避難施設を設置することに加え、適時適切に災害情報を提供することなどにより、命を守ることを最優先にして、危険を回避することが重要である。そのため、防災施設の機能が容易に滅失しない粘り強い構造にすることや各種施設等に一層の耐災性を具備することはもとより、土地利用計画による誘導を図るなど、様々な施策を組み合わせ、被害を最小限に抑えるような総合的な大津波対策を講じることが必要になる。この場合の整備目的は、①人命を守る、②経済的損失を軽減する、③二次災害を防止する、④早期に復旧して経済活動が再開できること等であるが、第一義的には、人命を守るということである。

また、今回のような大規模な広域災害が発災した場合にも、社会経済活動が継続して行えるようにするためには、救援・救助や緊急物資の調達・配送などの緊急時の広域支援態勢を整えることに加え、食料などの生活関連物資や産業活動を支える原材料・エネルギー・製品等の供給をバックアップする体制の整備及び医療・福祉・教育等の相互補完体制の構築など、平時から社会システム全体で災害リスクを低減する方策を講じることが求められる。

【津波想定高の見直し】

想定規模をはるかに超えた今回の大震災は、人的被害、内陸まで達した広範囲の浸水被害、及び地盤沈下の発生など、あらゆる被害が想定被害をはるかに上回った。研究者の間ではこれまでも、西暦 869 年に発生した貞観地震等の歴史的な大地震に伴う大津波の存在が指摘されていたが、こうした史実や伝承をもとに防災計画を立案するまでには至らなかった。

また、沿岸部の至る各所で「高いところへ逃げれば助かる」といった大津波からの避難するための伝承が残されていたにもかかわらず、避難が徹底されずに多くの犠牲者を出した。施設では守り切れずに甚大な被害を被った今回の大震災では、防災対策上の想定を何処に置くべきなのか、多くの課題を提起した。

これまでの津波対策は、過去に発生した津波のうち、発生メカニズムや津波高など、科学的に立証できる事象を対象に、設計諸元を定め、海岸堤防などの防護施設を整備することが防災対策の主眼であった。計画を超える大津波については、発生頻度の少ないものとして想定外として取り扱われ、防災計画上に位置づけられることはなかった。

今回の大震災は、一定の災害規模を想定して、その災害に対応できる防災体制を構築するという従来の手法に一石を投じた。これからは、最大クラスの大地震や大津波など、あらゆる大規模災害の発生の可能性をも考慮した防災態勢が必要である。このことは、国の中央防災会議の専門調査会においても、今後の地震や津波の想定のを抜本的に見直すこと、また、発生確率が低くても、歴史的に非常に大きな被害を生じたと考えられる地震を今後の防災対策に活かすことといった考えが示されている。

中央防災会議の専門調査会の中間取りまとめを受け、これからの津波対策における想定津波高は、「比較的頻度の高い津波」（数十年から百数十年に一度程度発生する津波）と、「最大クラスの津波」の2段階に区分して取り扱うことになる。

比較的頻度の高い津波は、明治三陸地震津波（1896年）、昭和三陸地震津波（1933年）、チリ地震津波（1960年）等が相当する。一方、最大クラスの津波は、今回の巨大津波が相当する。このレベルは、今回の被災で明らかになったとおり、第一線の防御施設で浸水を食い止めることができないことが明らかである。

そのため、複数の施設を配置した多重防御により、内陸枢要部における浸水深の低減を図るとともに、避難経路の確保や避難誘導対策を講じることにより、人命を確実に守り、資産への被害を可能な限り低減し、早期に経済活動が再開できるよう、県土の再構築を図ることが求められる。

また、今回の災害では、災害には上限がないことが明らかになった。大津波には、まず「逃げる」ことを原則に、可能な限りの減災が図られるよう、被災を教訓に想定外力を見極め、様々な対策を組み合わせた総合的な防災対策へと再構築することが重要である。

2) 防災情報・避難行動の課題

〔想定浸水区域の周知と課題〕

ハザードマップ⁶(※)⁶等による想定浸水区域の周知は、防災情報や避難行動を行う上で大変重要である。一方、想定規模を大きく超えた大津波の場合には、被害想定に基づくハザードマップを過信すると被害を拡大させるおそれがある。

今回の災害では、地震発生直後の津波高さが想定の高さを大きく上回ったこと、大規模な停電により連絡通信手段が限定されたこと、自らが知りうる想定津波高と実際の津波高が大きくかけ離れ避難行動に移れなかったことなど、様々な課題を露呈させた。

発生頻度のまれな大災害では、自身の経験だけで災害時の避難行動を学ぶことは困難であり、過去の災害事象など史実に寄るところが大きく、防災情報の周知の重要性が再認識された。その上で、今回の大震災では、大規模災害時には、防災施設が整備されてい

⁶ ハザードマップ…防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図

ても正常に機能しないばかりでなく、二次災害の発生により複合的に被災するおそれがあることなど、予め想定した災害対策だけでは対処が困難であり、確かな危険予知力と柔軟で臨機応変な避難行動力が求められることが明らかになった。

そのため、一定の災害を想定した施設整備や防災対策がなされていても、さらにその上に想定外の大災害があり得ることを念頭においた避難行動がとれるような取組みの強化が求められる。

3) 被災経験の伝承と防災教育の重要性の再確認

【教訓の伝承】

唐桑半島中部に位置する気仙沼市小鯖地区は、リアス式海岸の山が海に迫る狭い平地に集落が形成されており、明治三陸津波（1896年）と昭和三陸津波（1933年）で大きな被害を受けた。この地区では、宮城県沖地震への備えとして、2年前（2009年3月）に、いち早く高地移転を含む「津波に強いまちづくり計画」を策定した。住居の移転は、個人単位では費用も時間も必要なため、住宅建替の時期を契機に移転を進める一方で、独自の避難マップの配布及び自治会、消防団やその他による自主防災の取組みなどの命を守る取り組みを進めてきた。

過去の教訓から地域を挙げた避難訓練を重ね、各地区の十数人ごとの班が機能し、トランシーバーを常備した各班の世話人が高齢者宅に声をかけながら避難誘導し、準備していた名簿で安否確認を行ったという。こうした経験も教訓として高台移転の必要性とあわせてソフト対策の重要性も伝承していかなければならない。

【継承されなかった宮城県独自の建築制限条例】

東日本大震災で沿岸部に甚大な津波被害を受けた宮城県に戦前、昭和三陸津波の教訓を生かした独自条例があった。津波による浸水が予想される沿岸部の住宅建築を原則禁止するもので、「海嘯罹災地（かいしょうりさいち）建築取締規則」（昭和8年県令第33号）が、昭和三陸津波の発生から約3ヶ月後の6月30日に公布、施行された。

津波で被災する恐れのある地域では、知事の認可無く住宅の建築を禁止し、工場などを建てる際には「非住家 ココニスンデハ キケンデス」の表示を義務づけ、違反者には拘留や料金の罰則があった。戦後、建築基準法が施行され、現在はこの取り締まり規制は存在しない。

建築基準法に基づき、市町村が災害危険区域を指定し、建築を制限できるようになったが、沿岸部への住宅建築を避けようという、過去の規制に基づく考えは継承されなかった。

人口増加や高度成長を背景に、少ない可住地を可能な限り活用したいという土地所有者の望み、世代替わりや外部からの転入者による被災伝承の断絶及び高台移転に伴う土地や移転費用の問題など、津波被害の教訓が継承されなかったことには様々な要因が考えられるが、高台での不便な生活を忍ぶ自然への畏怖が、直近の被災経験に対応した海岸堤防等の整備が進んだことに伴い、第一線の海岸堤防に過度に依存した防災態勢へと変化したのではないかと思量される。

今回の津波被害の事象を踏まえて、高台移転は、世代を超えて安全な居住を確保するためにもう一度巡ってきた決断の機会ととらえるべきである。

〔防災教育の成果〕

太平洋沿岸では、大津波により多くの尊い命が失われたが、その中であって、釜石市内 14 の小中学校全校では、校内にいた児童生徒約 3 千人全員が無事に避難することができた。

鶴住居小学校では、明治、昭和の津波で被害が無く、想定浸水区域外だったことから、地震後、児童は校舎 3 階に集まった。停電で校内放送は使えなかったが、隣接する中学校の生徒が校外に避難するのを見て、自らの判断で高台のグループホームへ避難したが、背後の崖が崩れ始めて危険を感じ、さらに高台の福祉施設を目指した。その後グループホームは津波にのまれた。背後に迫る轟音や波しぶきをみて、たどり着いた福祉施設からさらに高台を目指したが、その間に津波は福祉施設の手前まで達し、鶴住居小学校は津波にのまれ、校舎 3 階には流された車がつき刺さっていた。まさに避難により間一髪で大勢の命が助かった。

こうした避難を可能にしたのは、学校の防災教育を充実し、「避難三原則」を徹底したことにあるという。それは、①想定にとられない、②状況下において最善を尽くす、③率先避難者になる、である。今回の大津波で、児童生徒のとった行動は、全てこの避難三原則に当てはまる。社会人向けに任意参加の講座を開催しても受講者が限られ、広く浸透しにくいことが課題となっており、このように多数の避難が実現したのは、多人数を対象に繰り返し学習を行った学校教育の成果だという。

これらは先進的事例といえるが、県内各地においても、集落や地区ごとに津波伝承や教訓が残され、また、避難訓練や避難に必要な案内標識の設置に住民と行政が協働で取り組み、これに基づいた避難行動により、命が救われたケースも数多くある。

津波に関して誤った認識を改め、正しい知識を身につけることが前提であるが、伝承や防災教育の継承は、防潮堤などの無い、常に自然の脅威にさらされていた時代から、施設整備がなされた現在に至っても、その必要性は全く変わらないことを今回の震災は示唆している。集落や自治会などでの備えだけでなく、行政やNPO等による支援に加え、学校における防災教育など、様々な主体の参画・協働により、助かる命を救う努力が必要である。

4) 食料・エネルギー供給基地の被災に伴う県民生活の混乱

〔震災の社会的影響〕

今回の震災では、防災拠点となるべき市町村庁舎が被災し、加えて大規模な停電、道路の寸断、通信手段の喪失などが発災初動期の活動のみならず、復興に向けた諸活動を大きく制約した。大津波とそれに伴う火災で家を追われた避難者は 30 万人を超え、就業の場の喪失は、被災者の生活再建をさらに困難なものにしている。

今回の震災では、電気・水道・ガス・通信などのライフラインが寸断され、道路や港湾などの広域物流網も大きな被災を受け、応急復旧が完了するまでの間は、各種の物資輸送が大きく滞った。そのため、直接津波被害を受けなかった内陸部を含め、食料や燃料が長い期間にわたって供給不足となり、日常生活への障害はもとより、地域の産業経済活動の停滞をもたらした。特に、東北随一のエネルギーの製造・輸送基地である仙台塩釜港は、大津波により壊滅的な被害を受け、宮城県のみならず我が国全土の生活、産業に甚大な打撃をもたらした。

こうした事象を踏まえると、これまで以上にエネルギー基地が集中する沿岸域では、防災機能を向上させるとともに、内陸や日本海沿岸地域などの他のエネルギー基地との災害時の相互補完機能の充実を図らなければならない。

5) 大規模地震対策の妥当性の再確認

〔内陸部での地震被害事象〕

宮城県は高い発生確率で発生が懸念されていた宮城県沖地震と常に向かい合いながら、公共土木施設の耐震化を進めてきた。特に災害時において重要な役割を担う道路は、緊急輸送道路を中心に橋梁耐震化対策を進め、今回の大地震の発災時においては、重要路線にある橋梁の耐震化対策が全て完了していた。

その結果、震度 7 という国内外最大の大きな揺れであったにもかかわらず、内陸部の橋梁は一つとして落橋しなかった。このことは、多くの災害を経験し、その都度技術基準を見直して対策を講じてきた我が国の耐震対策が妥当であったことを裏付けている。

道路のみならず、最近では平成 7 年に発生した阪神淡路大震災を踏まえ、様々な分野で耐震基準の見直しを行ってきており、今後、さらなる詳細な調査により今回の大地震に対する技術的な検証がなされるものと考えるが、現在の被災状況から判断すると現行の耐震基準等は今回の大地震においても必要な耐震性を有しているものと思慮する。

(2) 従来計画よりも豊かさや安全・安心を実感できる復興

壊滅的な被害を受けた沿岸部では、同様の災害が起こっても人命が失われることの無いよう、土地利用、避難施設、防災施設などの組み合わせ、減災と防災の考え方を取り入れた総合的な大津波対策を講じて、県土復興を図らなければならない。甚大な被害を受けた社会ストックの復旧や太刀打ちできない巨大な自然災害の外力への対応、人間の生涯時間をはるかに超える長い周期で繰り返し発生する大津波への対処、原子力発電所被害に起因するエネルギー政策の見直しの機運、大規模な地盤沈下の発生など、今回の震災により生じた様々な被災事象は、施設の原形復旧だけでは解決できない。

我々は、地震や津波による被災事象の工学的・技術的な検証を行い、命を守ることを基軸におき、リスクに応じた土地利用への誘導や、学校、病院、住居などを安全な場所に配置するなど、暮らしの安全を確保するための新しいまちづくりを進めるとともに、広域的な大規模災害時にも分断や孤立せず他圏域からの支援を可能にする防災ネットワークの整備や災害に強い広域物流拠点の整備など、耐災性に優れた県土構造への再構築を図らなければならない。

また、施設の復旧や整備に当たっては、設計時において対象とした設計外力を超える超過外力が作用した場合でも、一定の機能を維持できるような構造形式とするハード対策に加えて、適時適切に災害情報を伝達できる防災情報システムの整備など、あらゆる方策を組み合わせ、壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換を図らなければならない。

宮城県は、これまで、周期的に発生する宮城県沖地震に対し、高い意識をもって備えてきた。モーメント・マグニチュード Mw9.0、最大震度7という世界的に見ても類のない人口・資産の集積地での巨大地震であったにもかかわらず、内陸部においては大きな揺れによる人的・物的被害は極めて限定的であった。このことは、これまで着実に進めてきた耐震対策の効果が実証されたともいえる。その一方で、千年に一度ともいわれる大津波は、長年にわたり整備を進めてきた海岸の津波防護施設を壊滅的に破壊し、沿岸部に甚大な被害をもたらした。

宮城県は、平成23年3月11日午後2時46分を境に、大震災の教訓を踏まえ、県土の復興に向けて新たな歩みを始めた。農業・漁業の盛んな日本の食糧基地であり、さらには自動車産業や電子産業の集積を目指す当地が、震災を乗り越え、さらに豊かさや安全・安心を実感できる地域となるよう、社会資本の再生を通じて復興につなげていかなければならない。

1) 災害に強い県土構造への転換

【空間的で多面的な県土利用の推進】

（第一線の海岸保全施設に過度に依存しない多重防御体制の構築）

仙台湾に面した低平地においては、第一線の海岸堤防等を越えて来襲する大津波対策として、海岸線に平行する幹線道路や鉄道などの交通インフラを高盛土構造として、二線堤の機能を付与することにより、内陸への浸水被害の拡大防止や浸水域での流速の減勢を図ると共に、津波災害リスクに応じた土地利用と合わせて、財産被害の軽減を図る「多重防御」により防災・減災を目指す。また、居住地は安全な内陸に配置する他、臨海型の工業や農業・漁業など産業の用に供する一帯には確実に命を守る避難体制を構築した上で利用が図られる

よう、沿岸部の土地利用を誘導する。

海岸林は大津波そのものを押さえることはできないが、津波エネルギーの減衰効果や漂流物の補足などによる二次被害の軽減効果があると考えられることから、設置可能な場所においては、多重防御の一つとして海岸堤防の背後に盛土することと合わせて防災林を整備する。大津波対策は、第一線の海岸堤防による「線」の防御だけではなく、複数の津波防護施設による「面」の発想で多重的な防災・減災対策を講じる。なお、盛土にあたってはがれきの有効利用を検討するとともに、海岸林再生や海浜緑地としての機能を有する整備を行い、利活用を図る。

土地利用上の制約があるリアス式海岸の地域等においては、浸水リスクの少ない安全な場所に居住地を確保するため、住宅等の高台移転を進める他、高台以外の場所については津波に対する安全度を踏まえた施設構造を採用するなど、立地特性に応じた再市街化や土地利用を図る。また、水産業関連施設や観光施設などは水際の臨海部への配置が必要なことから、地域の状況も踏まえつつ、住まいの安全確保を第一に考える職住分離を基本とする。

以上のように、大津波の際には第一線の海岸堤防背後への浸水もあり得ることを前提に、避難範囲を考慮した避難標識や幅広の自動車避難道路を整備することに加えて、避難者の数に応じて速やかに避難が可能で十分な高さのある避難施設を設置するなど、防災教育とあわせて、確実に避難できるよう避難対策の充実を図る。

今回の大津波では、仙台塩釜港の向洋海浜公園や中央公園などの高台が多く避難者を救ったことを教訓に、避難適地の少ない低平地では、大型の津波漂流物にも安全で、一定期間自立避難ができる機能を備えた避難ビルや避難タワーなどの設置を検討する。

また、想定浸水域内の建物等については減災対策により被害を最小限に抑え、早期の復旧が可能となるよう下層階をピロティー形式にするなど、あらかじめ必要な措置を施すことを促すなど、土地の有効利用の観点も踏まえ、リスクに応じた土地利用や避難体制の定着を図り、多重防御による大津波対策の概念が未来に継続されるよう防災教育の伝承にも努め、被害軽減対策が世代を超えて持続することを目指す。

【安全・安心が確保される復興まちづくり】

沿岸部で新たに形成される市街地は、住環境や狭あいな道路、津波・高潮による浸水、越波による日常生活への障害、公共施設へのアクセス性など、従前のインフラに対する課題が解消し、より安全で快適な居住空間の形成を図る。

沿岸部で行われる道路、河川、港湾・漁港などの整備は、産業や観光振興の観点からもまちづくりと連携して進められ、景観にも配慮した良好な新市街地の形成を図る。また、居住地を安全な場所に配置するなどの新しい「まち」の姿の定着が図られるよう、まちづくりの面からも、世代を超えて大津波への備えが継承されるよう取り組む。

また、大津波対策のみならず、土砂災害や洪水など自然災害リスクの少ない土地に新市街地を形成し、新しいまちづくりにふさわしいインフラを適切に配置して整備する。

沿岸部では、大規模な地盤沈下の発生に伴い浸水リスクが増大していることから、想定する河川流量を安全に流下できるか確認し、断面が不足する場合には河川計画を見直し、堤防のかさ上げやダムなどの治水施設を組み合わせた総合的な治水対策を推進する。土地利用の見直しに伴い、河川法線の見直しや特殊堤の解消、橋梁や取水堰など占用物件の整理統合など、河川管理上の諸課題に対して同時に対応していく。

高齢化や人口減少に対応するため、変化する宅地需要に段階的に対応するとともに、コンパクトな街づくり、公共交通の確保充実、最先端の情報通信網の構築、暮らしやすさや防犯・環境などに配慮した新しい地域づくりを先導するまちづくりを図る。

ハード整備を中心とする「まちづくり」だけでなく、保健・医療や介護・福祉の体制や教育の充実をはじめ、新たな産業振興による雇用機会の創出や地域経済の再生、地域の伝統文化の再生など、街の賑わいの原動力となる仕組みづくりを復興まちづくりの中心に据え、地域住民の意向を踏まえ合意形成を図りつつ、様々な課題に対応できるよう取り組む。

〔沿岸防災軸、防災ラダーなど道路ネットワークの整備促進〕

今回の震災において、大津波の影響を受けることなく通行が可能で、救急救命活動や緊急物資輸送などに重要な役割を果たした三陸縦貫自動車道や常磐自動車道については、沿岸部の防災道路としての位置づけをより明確にし、加速度的な整備により早期の全線供用を目指す。

広域にわたる大災害では、東北圏全域や他ブロックとの連携した対応が必要となることから、日本海沿岸の高規格幹線道路(※)⁷との東西軸を形成する防災ラダー道路(※)⁸として、みやぎ県北高速幹線道路や石巻新庄道路の整備促進により、早期に複数の迂回ルートが確保される防災ネットワークの形成を図る。

また、半島部などを連絡する国・県道を災害に強い道路として整備することや大島架橋整備により、集落の孤立を防ぐ災害に強い道路を確保する。さらには、沿岸部と内陸部、県際、郡界など、地域間連携を促進する道路網の強化を図ることにより、災害時の連携強化が図られる県土構造を構築する。

構築した道路ネットワークを有効に活用するため、道路管理者間で連携を図った道路利用者への災害情報や通行止めの路線・迂回通行の情報提供のあり方について検討し、充実を図る。

〔防災体制の強化〕

大震災を踏まえて、防災体制の再構築や広域的な防災拠点の整備に加え、流域防災の観点からの土砂災害防止対策や総合的な治水対策を進めるとともに、発災時に適時適切に情報の収集伝達ができる防災情報システムの充実を図る。また、こうした活動の基幹となる耐災性のある情報通信インフラを構築する。

⁷ 高規格幹線道路・・・自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路

⁸ 防災ラダー道路・・・沿岸防災軸の三陸縦貫自動車道などと内陸部を接続する東西軸の道路で、はしご状に形成される道路

避難対策としては、避難道路や避難誘導施設の整備とともに、地区ごとの土地利用や施設の利用者数等に応じた避難対象人数を想定し、避難場所や食料等必要な物資を確保することにより、確実に生命を守る。

港湾・空港・道路などの基幹的な交通インフラについては、耐災性を一層向上するとともに、港湾では貨物の流出等による二次災害の防止や企業等における減災に向けた自衛対策を進め、被災後に社会経済活動の大混乱や大停滞を招くことなく、速やかに復旧活動を行えるよう態勢を整える。

業務継続対策としては、今回の震災対応を検証し、体制や設備、関係機関との連携方策、資機材等の再構築を行うとともに、消防団員や水門の操作員が安全に活動できるよう、必要な措置を行う。

【超過外力への対応】

多重防御を構成する第一線の海岸堤防は、高盛土の防災緑地を併設し堤防幅の確保や水流の減勢を行うなどの構造上の工夫により、たとえ大津波が施設を越えたとしても壊滅的な被災を避け一定の施設機能が維持される粘り強い構造とする。

氾濫ブロックを共有する中小河川の堤防は、超過洪水対策と合わせ越流に強く、破堤しにくい構造とする。

河川、海岸などの堤防や、海岸の陸閘や水門などの国土保全にかかる施設に加え、下水道処理場のように、臨海部に設置される施設については、早期復旧の困難性や二次災害、複合災害防止の観点から超過外力を受けても容易に施設機能が停止したり滅失したりしないような構造とする。

遡上した津波の戻り流れによって施設被害が拡大したことを踏まえ、貞山運河の再興と合わせ、運河や河口跡などを利用して戻り流れを制御できる構造を検討し、施設被害の拡大を防ぐ。

甚大な被害を受けた下水道流末処理場は、復旧に長い期間を要することから、再度災害を防止する観点から、電気設備等の施設配置や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所用の対策を講じる。

2) 施設の耐震化・長寿命化対策の推進

【公共土木施設の耐震化・長寿命化対策の推進】

耐震化対策を実施した橋梁や下水道管渠は、極めて大きな揺れを受けたのにもかかわらず、被害が限定的であった。このことは、これまで県が進めてきた耐震対策が妥当であることを裏付けている。このため、震災被害を未然に防止するよう、引き続き、公共土木施設の耐震化対策を推進する。

合わせて、施設更新費用の低減と長期にわたって安全な施設を活用できるよう既存施設の長寿命化対策を推進し、震災からの復旧に当たって新設する施設については、設計段階か

らストックマネジメントの考え方を取り入れる。また、河川計画の見直しに当たって水門設置の適否を検討するなどのように、管理施設量を縮小する観点も含めて、施設の運用・管理を行う。

〔建築物・宅地の耐震強化対策の推進〕

住まいの安全を確保するとともに公共施設や商用施設などが震災を受けても機能を停止することなく安全に使用できるようにするため、建築物の耐震化対策を進める。被災宅地については既存の制度を最大限活用し、市町村を支援することで宅地耐震化を図る。

また、被災者の生活再建には、生活の基盤となる住宅の確保が極めて重要であることから、災害公営住宅を中心に良好な住宅供給を行うとともに、復興関連住宅の建設に当たっては、まちづくりと合わせて、コミュニティの維持や少子高齢社会への対応を図るとともに、省エネや自然エネルギーの採用など、社会的なニーズを取り入れた新たな住環境の形成を図る。

3) 復興を支える産業の集積、経済活動の活性化

〔物流・交流基盤の強化〕

高速道路や港湾・空港などの広域交通拠点は、壊滅的な機能不全に陥ることのなく、物流や観光交流などの社会経済活動がいかなる場合でも継続できるよう防災機能を強化する。

また、県土の復興と発展に向けて、物流機能や産業集積の強化など拠点性を高めていくためには、成長著しいアジア諸国の成長を国内に取り込んでいくことが鍵となる。そのためには、大水深岸壁の整備などによる仙台塩釜港の機能の充実や広域での港湾間の連携体制の強化に加え、就航便のさらなる増加による仙台空港の利便性の向上など、東北の発展と宮城の飛躍を支える重要な社会交通基盤である高速道路や港湾・空港の着実な整備と利活用を促進し、更なる産業集積や観光誘客につなげ、東北の「にぎわい」と富の集積を目指す。

〔新たな産業創出を誘発する取り組み〕

全半壊の住宅が16万棟を超えており、住宅や商業・業務施設などの再建需要は膨大な量に及ぶ。復興に向けて各地で新しいまちづくりを行う際には、建築資材として県産品の使用を推奨する他、省エネやエネルギー効率に配慮した次世代型設備を設置するなど、いわゆるエコタウンとして、まち全体の取組としての広がりを施策誘導する。

エコタウンの開発が新しい需要を生み出し、太陽光発電パネル製造などの関連産業の集積を促進し、既存産業との連携による需要拡大を図るとともに、復興まちづくりを通じて既存産業の活性化はもとより、新産業の育成と新たな雇用の創出につなげ、ひいては東北における次世代産業の新たな拠点形成を図る取り組みを支援する。

3. 土木部の社会資本整備の基本理念, 基本方針, 基本目標

(1) 基本理念

「次世代に豊かさを引き継ぐことのできる 持続可能な宮城の県土づくり」

東日本大震災からの宮城の復興は、これからの我が国の方向性を決定づけるものとなる。震災以前の我が国は、経済成長の停滞、巨額の累積政府債務等々、様々な課題を抱えていた。

地方でも、人口減少社会を迎え、地域経済の低迷、高齢化と生産年齢人口の減少、過疎化及び医師不足など、重苦しい社会的課題が山積していた。大震災からの復興は、これら社会経済の様々な課題を克服するものでなければならない。

地域が目指す将来像の実現に向けて、地域の特性を踏まえ事業の優先性を見極めながら、効率的・効果的に社会資本整備を行ってきたこれまでの取り組みを踏襲しつつ、土木部は、大震災の被災体験を新時代の出発点として捉え、震災前以上の県土の発展を目指して、関連する諸施策と連携しながら新たな社会資本整備に取り組んでいく。また、失ったストックの再整備に当たっては、長寿命化やスマートシュリンク（※）⁹に向けた取り組みとともに、既存ストックの有効活用を図るなど、みやぎ型ストックマネジメントを徹底し、県土の復興を果たし、豊かで持続可能な宮城の県土を次世代に受け継いでいく。

(2) 基本方針及び基本目標

基本方針：

「県民の命と生活を守り、震災を乗り越え、宮城のさらなる発展に繋げる土木・建築行政の推進」

土木部の社会資本整備を進めていくうえでの基本理念を踏まえ、その実現に向けた、今後10年間の施策展開の基本方針と基本目標を設定する。

同じような甚大な被害を繰り返さない、県民の命と生活を守り、災害に強い地域社会を創るとともに、世界の中の日本、東北、宮城の将来のあり方を見据え、震災を乗り越え、さらなる宮城の発展に繋げる県土づくりを行うことを基本方針として、その実現に向け、以下の基本目標を掲げて取り組むこととする。

⁹ スマートシュリンク…「賢い縮退」。絶対的な人口減少下で住民の生活の質を維持・向上していくための地域マネジメント手法を総称する概念。

(基本目標 1)壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換

大震災からの復興に当たっては、県民の生命と財産を守る県土基盤を取り戻さなければならない。失われた社会資本ストックを再整備するとともに、発生頻度のまれな甚大な災害に対しても、県民の生命が失われることのないよう、リスクの度合に応じた土地利用の誘導や多重防御などの対策を講じて、減災、防災体制の再構築を図る。地盤沈下した区域の浸水リスクの低減や土砂災害、地震対策など予防可能な対策を実施するとともに、高規格幹線道路や港湾などの基幹インフラについては、被災後も一定の施設機能が維持できるようにするなど、**壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換**を図る。

(基本目標 2)いつまでも安心して快適に暮らすことができる生活基盤の整備

安定した暮らし環境を取り戻すため、復興まちづくりに当たっては、地域住民の意向を尊重した地域ごとのランドデザインに基づき、地域の利便性・防災性を考慮した住宅と医療・福祉施設・教育施設等との近接、合築・共同利用、医療機関の集約・連携による医療施設の有効活用や診療情報の共有化、地域の核となる被災文化財の修理・修復、祭り等伝統的な行事等の復興など、地元の歴史や文化の継承による地域アイデンティティの保持等に配慮しつつ、復興まちづくりや既成市街地の再開発、災害公営住宅の整備、環境に優しい社会資本整備等を推進し、**いつまでも安心して快適に暮らすことができる生活基盤の整備**を図る。

(基本目標 3)かつてない賑わいや活力に満ちた東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備

復旧から復興に向けて徐々に、県民生活が落ち着きを取り戻していくなかで、高速道路、港湾、空港などの基幹的社会資本の的確な整備を通じて、産業・企業の再生・誘致を支援し、地域経済の復興と雇用の維持・創出、成長の核となる新産業及びエネルギー・環境問題の解決を先導する地域づくりに各種施策と連携して取り組む。災害に強いサプライチェーン（※）¹⁰の構築が産業の立地拠点としての魅力を高め空洞化を防止する上で重要であることから、東北全体を復興に導く視点での広域交流圏・経済圏の形成や県内地域の発展に資する社会資本整備を推進するとともに、県内固有の地域資源の活用などを行い、**かつてない賑わいや活力に満ちた東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備**を図る。

¹⁰ サプライチェーン…商品の原料段階から消費者の手元に届くまでの全行程

(3) 宮城の復興を導く7つの主要プロジェクト

社会資本再生・復興計画で掲げた目標を達成するためには、多様な主体との連携を図りながら、様々な課題を早期にかつ効率的に解決していくことが求められる。そのため、計画を構成する施策のうち以下の7項目を「宮城の復興を導く主要プロジェクト」とし、その実現に向けて、各施策・各事業について県民や市町村とともに取り組んでいくこととする。

1) 緊急施設復旧（災害復旧事業）プロジェクト

震災に伴い広域かつ甚大な被害が発生した社会資本の早期再生を図るために、土木部が管理する施設の災害復旧事業を推進するとともに、土木部管理施設以外の施設については施設管理者に対して必要な支援を行う。

また、復旧に当たっては被災教訓に基づく新たな知見を取り入れるなどにより、被災後も一定の機能を維持し粘り強い県土を築くために、施設の抜本的再構築を行う。

2) 大津波対策プロジェクト

数十年から百数十年毎に発生する比較的発生頻度の高い津波に対しては、引き続き、一定程度の津波高を想定した海岸保全施設の整備により防御する。

一方、発生頻度は少ないが今回経験したような巨大津波に対しては、今回の震災を踏まえ、海岸堤防に高盛土の防災緑地を併設し、堤防幅の確保や水流の減勢を行い、たとえ大津波が施設を越えたとしても壊滅的な被災を避け、一定の施設機能が維持される粘り強い構造にして防御する。

また、高盛土構造形式の道路など、複数多重型の津波防護施設を配置し、内陸枢要部の浸水深の低減を図ると共に、住民の避難行動を主体とする意識啓発活動などのソフト施策を組み合わせた住民の生命・財産を守る総合的な大津波対策を実施する。

3) 復興まちづくり支援プロジェクト

津波被害により壊滅的な被害を受けた沿岸地域を復興させるため、沿岸市町の意向を確認しつつ、各地域の被災状況や地域特性を踏まえた「復興まちづくり計画」を検討し、被災沿岸市町の復興を支援する。

また、背後の丘陵地など、安全な土地への移転や被災市街地で行われる復興土地区画整理などを促進するとともに、関連するインフラ整備を進め、良質な市街地形成に向け積極的に支援していく。

4) 住宅復興プロジェクト

津波による家屋の流出や浸水などにより住まいを失い、避難所や仮設住宅などでの生活を余儀なくされている県民が、良好な居住空間を備えた恒久的な住宅を確保する、その道筋を示す「復興住宅計画」を策定する。

この復興住宅計画に基づき、市町村や民間事業者と連携しながら、必要な災害公営住宅の整備、民間住宅への助成を行い、早期の住宅再建に向けて積極的に支援していく。

住宅の復興に当たっては、新たなまちづくりと整合を図り、福祉・医療などの他分野とも連携しながら、少子高齢社会に対応した新たな住環境を形成していく。更に、省エネやエネルギー効率に配慮した仕様、再生可能エネルギーの活用などにより、環境に優しく、耐災性のある快適で安心できる住まいづくりを推進する。

また、大地震により被害を受けた造成宅地などについては、被災の事象に応じて必要な支援を行う。

5) 地盤沈下総合対策プロジェクト

今回の大震災により地盤沈下した沿岸域において、冠水被害により通行に支障がある地域の道路や流下断面が確保できない河川堤防などの嵩上げを行い、洪水や高潮などに対する浸水被害を低減し、県民の生命・財産の安全を確保する。冠水等で土地利用が困難な状況となっている市街地等においては、国及び関係市町と連携し、盛土による嵩上げや上下水道などの基盤整備を促進する。併せて、その上流域では洪水調節機能を有するダム整備を推進するなど、上流域から下流域まで一体となった総合治水対策を進める。

また、地震により脆弱化した河川堤防の構造強化による漏水防止対策や、近年多発するゲリラ豪雨対策、台風や豪雨による異常出水時の治水対策を推進する。

さらに、津波により甚大な被害を受けた沿岸市町においては、水防体制の再構築とともに水防資機材の備蓄の充実を図る。

6) 防災道路ネットワーク整備プロジェクト

大規模自然災害時において救命救急活動や救援物資輸送、人的支援を円滑に行うために重要な役割を果たす、高規格幹線道路をはじめとする主要幹線道路については、沿岸軸や東西軸の防災道路としての位置付けをより明確にし、加速的な整備により防災道路ネットワークを早期に形成する。

また、半島部などを連絡する道路や離島架橋は災害に強い道路として整備し、集落の孤立を防ぐとともに、地域間連携を促進する道路網の強化を図り、災害時においても確実な輸送経路を確保する。

7) 港湾・空港復興プロジェクト

復興の原動力となる県内立地企業の経営安定化を図るとともに、県内のみならず東北全体の産業競争力を強化するため、港湾・空港の各施設機能を再生・強化し、進出企業の復旧・復興及び観光客等利用者の不安解消と施設の利活用増進を図る。

港湾については、被災した港湾関連企業等の施設復旧を支援・促進し、早急な事業再開に繋げるとともに、大水深岸壁をはじめとする港湾施設の整備と併せて、経済成長が著しいアジア地域の活力を取り込めるよう積極的なポートセールス（※）¹¹を行い、港湾機能の拡充を図る。

仙台港背後地については、被災した施設の早期復旧とともに、東北の産業経済拠点、交流拠点である仙台港周辺地域の貿易関連機能や商業、流通、工業生産機能の強化を図る。

仙台空港については、利用者の安全確保と共に落ち込んだ航空需要を回復させるために積極的なエアポートセールスや事業者への支援を行い、国内線・国際線の利用促進活動を実施する。

¹¹ ポートセールス・・・船舶や貨物の誘致のため、関連企業などに港湾を利用するメリットの説明を行い、併せて利用者のニーズを把握し、施設整備や管理運営の改善に反映させていくもの。

(4) 期別取組方針

各期別の取組み方針を以下に示す。

●復旧期(平成 23 年度～平成 25 年度)

被災した公共土木施設やライフラインの一日も早い復旧

復旧期では、被災した公共土木施設について、復旧に向けた工程表を明示して早期に機能を回復させる。

沿岸部の施設復旧に当たっては、単なる原形復旧ではなく、地震や津波による被災事象を踏まえ、施設配置、施設の構造及び断面等の技術的な検討を通じて施設の再構築を図り、まずは震災前程度の耐災性、利便性等の機能を回復する。合わせて、沿岸部の経済活動再開に向け必要な支援を行う。

内陸部については大津波による被害は免れたものの、大きな揺れによる被害が発生したため、被害特性に応じた施設復旧に取り組み、沿岸部に先んじて施設機能、経済活動を回復させ、県土の復興を牽引する。

大規模災害に対する避難体制や災害情報の提供のあり方などといったソフト施策については、住民協働のもと、地域の意見を反映しつつハード整備とあわせて取り組んでいく。

公共土木施設の復旧とあわせて、今回の東日本大震災では多くの県民が避難所生活を強いられていることから、避難者の早急な生活拠点確保のため、民間賃貸住宅や公営住宅なども活用しつつ、応急仮設住宅を整備する。住宅の復興に向けては市町村と連携を図りながら、災害公営住宅を中心とする公的住宅を必要数供給し、被災者が快適な居住環境を享受できるよう取り組んでいく。

●再生期(平成 26 年度～平成 29 年度)

新しいまちづくりと併せた県土骨格インフラの整備推進と一層災害に強い県土づくり

再生期では公共土木施設の復旧を完了する。この時期は公共土木施設を再生させ、新たな県土づくりを着実に進めていくため、沿岸部については市町村が進める新しいまちづくりや産業の再生に併せて、道路、港湾及び空港などの県土の骨格となる重要な交通インフラの整備を着実に推進する。内陸部については、産業の完全な復興に向けて、産業活動の下支えとなる社会資本整備を進め、沿岸部の復興と足並みをそろえつつ、地域特性を十分発揮できるよう産業拠点間のネッ

トワーク化などを推進する。

河川、海岸及び土砂災害防止施設等の県土保全施設や下水道といったライフラインは、耐災性を備え、防災機能の充実・強化を図るために必要な性能を備えた施設整備とソフト施策の充実に取り組んでいく。

また、引き続き被災者の住宅の再建を支援するため、市町村と連携しながら必要な取り組みを進める。

なお、この時期は発展期のさらなる飛躍に向けて基礎固めを行うときであることから、必要な事業を適切に選択し、着実に整備を進めていく。

●発展期(平成 30 年度～平成 32 年度)

震災前を超えて、我が国をリードする先進的な減災・防災機能を備えた

県土づくり

発展期においては、東日本大震災の教訓を生かし、減災機能を備えた複数の施設による多重防御と合わせて、避難体制の確保といったソフト施策による地域防災力を強化する取り組みを総合的に推進し、自助・共助・公助（※）¹²を適切に組み合わせて、先進的な減災・防災機能を備えた県土づくりを目指す。

加えて、沿岸市町の新しいまちづくりの進展とあわせて、福祉、環境、観光、経済などの多様な分野と連携を図りながら、東日本大震災からの教訓を糧に震災前よりも豊かでさらに宮城を発展させるために復旧期・再生期から取り組んできた施策を着実に進め、社会資本の整備・利活用の充実を図る。

¹² 自助・共助・公助・・・ここでいう自助とは自らを守る行動、共助とは地域住民とともに助け合う行動、公助とは国や自治体による行動のこと。

4. 基本目標達成に向けた主要な施策

(1) 基本目標1

壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換

1) 被災した公共土木・建築施設の早期復旧

震災に伴い広域かつ甚大な被害が発生した公共土木施設や県営住宅の災害復旧を行い、復興を支える重要な基盤である道路、港湾、空港、鉄道をはじめ、下水道等のライフラインの早期復旧を行う。また、洪水や高潮被害を防止するため、河川や海岸の決壊した堤防等について応急復旧により早期に当面必要な機能を回復した上で復旧工事を行う。

① 東日本大震災関連災害復旧事業の推進

震災により被災した施設の機能回復を図るため、早期に応急復旧及び本復旧を完了させる。施設復旧に当たっては、被災教訓に基づく新しい知見を取り入れ、単なる原形復旧にとどまらず、想定規模を超える災害があったとしても一定の施設機能が維持できるよう十分に配慮する。

■ 期別目標と取組方針

● 復旧期：公共土木・建築施設の機能の回復

□ 被害特性に応じた災害復旧

一日でも早く安全・安心な県民生活を取り戻すため、被災施設の機能を早期に回復させる。また、今回の震災では、大きな揺れにより被害を受けた内陸部と津波により浸水被害を受けた沿岸部とでは、被災の形態が大きく異なるため、それぞれの被害の特性に応じた施設復旧に取り組んでいく。特に、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部では、まちづくりと整合を図りながら、本復旧を進める。

□ 道路、港湾、空港等の交通インフラの早期復旧

被災地への移動や救援・支援物資の運搬、緊急車両の通行など、復興に大きく寄与する道路は、通行規制箇所をできるだけ早期に解除できるよう復旧工事を行う。また、経済活動を支え、物流や生産、観光などの拠点となる港湾は、できるだけ早期の利用再開に向けた応急復旧を進めるとともに、再開する港湾関連企業活動を後押しするためにも本格的な復旧工事を進める。さらに、安全な港内の航行や荷役のための湾口防波堤についても本格的復旧工事に着手する。

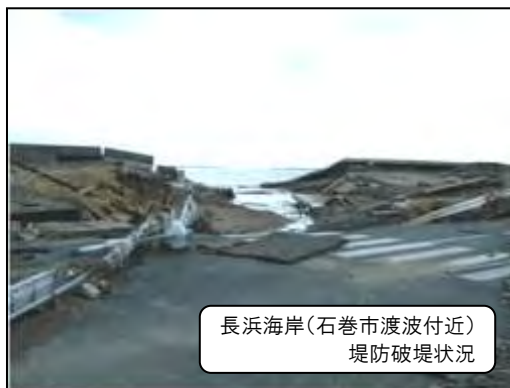
観光等での交流・連携の中心的役割を担い、東北の発展を支える重要な広域交通拠点である仙台空港については、旅客ターミナルビルの完全復旧を進め、仙台空港アクセス鉄道については、応急工事等により運行可能となる区間は暫定運行を図りながら、全線復旧に向け工事を進める。併せてこれら空港機能回復のために関連事業者に対し積極的に復旧支援を行う。

□流域下水道の早期復旧

処理場が壊滅的な被害を受け、施設の機能が停止した流域下水道については、出水期前に主ポンプを復旧して、沈殿・消毒による簡易処理を行い、段階的に高級処理に切り替えながら、本復旧を進める。復旧に当たっては、超過外力を受けても容易に施設機能が停止したり、滅失したりしないような構造とする。

□河川、海岸施設の早期復旧

洪水などによる二次災害を防止するため、河道内のがれきを撤去し、決壊した河川堤防は出水期前までに応急復旧を行う。また、堤体の脆弱箇所については堤体補強等により漏水等を防止する。津波により著しい被害を受けた海岸保全施設については、高潮、津波、波浪による浸水被害を未然に防ぐため、台風期前までに堤防補強を行うとともに、地元自治体の復興まちづくり計画との整合を図りながら復旧工事を進める。



□土砂災害防止施設の早期復旧

被災した砂防・地すべり・急傾斜地崩壊防止施設や土砂災害被害箇所については、早期に復旧工事を実施し、二次災害防止を図る。

□県営住宅の早期復旧

津波による浸水、地震による敷地の陥没、建物内外の破損、受水槽等の設備の毀損等の被害を受けた県営住宅等については、入居者が被災前の生活に戻れるよう早期復旧工事を進める。

□市町村に対する復旧支援

特に甚大な被害を受けた市町村については、県が代わって施設復旧を行う。

●再生期：公共土木・建築施設の機能の回復

□重大被災箇所の復旧

落橋等重大損傷及び大規模な法面崩壊等の被災箇所や壊滅的な被害のあった海岸保全施設、港湾における湾口防波堤などの災害復旧を引き続き推進し、再生期内に完了させる。また、沿岸部では、まちづくりの進捗に合わせ本復旧を完了させる。

2) 多重防御などによる総合的な防災力の強化

大津波に対して、海岸線の第一線堤防のみで防御するのではなく、複数の施設による多重防御により防災・減災機能の実効性を高める他、洪水や土砂災害などに対しても、総合的に地域の防災力を強化する。

① 大津波対策の推進

- ・ 海岸堤防の整備
津波防御のための第一線の海岸堤防を整備する。
- ・ 海岸堤防と一体的に整備する関連施設の整備
第一線の海岸堤防の整備と併せて、超過外力に対する防御効果を増大するための付加構造機能を有する幅広盛土などに関連する施設整備を推進する。
- ・ 海岸堤防を補完して海岸背後地で津波を防御する付帯的保全施設の整備
道路に津波防御効果を付与するために高盛土構造にする。

② 地盤沈下に伴う総合治水対策の推進

地盤沈下により高まった浸水被害の危険性を軽減するため、河川、ダム、遊水地などの整備による総合的な治水対策を推進する。あわせて、ソフト対策と連動した洪水の予防減災対策を推進する。

③ 土砂災害防止対策の推進

防災施設の整備に加え、防災情報の提供など、ソフト対策と連動した土砂災害・予防減災対策を推進する。

■期別目標と取組方針

●復旧期：公共土木・建築施設の防災・減災機能の強化

□多重防御などによる防災・減災機能の強化

想定を超える大津波への対応策として、第一線で防御する海岸堤防幅を大幅に拡張するなど、想定以上の外力を受けても壊滅的な被害を受けない構造形式を選定し復旧する。

また、防御効果を増大するため、第一線防波堤整備と併せ、施設背後に一体となった防災緑地の整備に着手するとともに、海岸堤防に加え、丘陵堤防等の高所を活用した津波警報表示板の復旧設置のほか、津波避難施設等を整備する。

さらに、海岸堤防と並行する道路を高盛土構造にするなど、多重防御で防災・減災機能を強化するための検討を行う。また、津波の戻り流れに対して有益である貞山運河を復興する。

□地盤沈下に対応した総合治水対策の実施

河川については、堤体の脆弱化による漏水等を防止するための対策を講じ、特に北上川・鳴瀬川流域及び名取川・阿武隈川流域など、地盤沈下のために洪水被害ポテンシャルが高まった低平地は、遊水地、放水路、排水機場、ダム等の整備の加速化による総合的な洪水防御対策を推進する。

さらに、所要の流下断面を確保するため、震災に由来する大量の災害廃棄物や土砂を洪水期までに除却するとともに、洪水による二次災害を防止するため、緊急時に移動式ポンプを即刻設置できるよう万全の体制をとる。

□土砂災害対策の推進

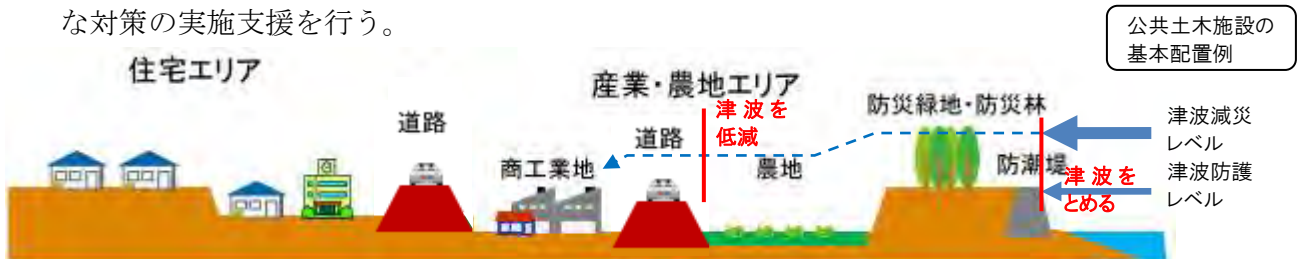
土砂災害防止対策としては、砂防ダム等の土砂災害対策施設の整備に加えて、大規模地震に起因する土砂災害危険箇所の把握のための基礎調査の実施や土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、住民へ土砂災害に対する危険性の意識醸成を図る。

また、震災に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家に倒壊等著しい被害を及ぼす箇所において人命保護を目的として行うがけ崩れ防止対策を行う。

□港湾、空港の津波対策の強化

港湾は、繰り返し来襲する津波に対して、最低限の施設機能を保持する「粘り強い」構造とすることについての技術的検討を行うと共に、堤防や胸壁等の防護ラインによる背後地の防護、港湾貨物等の漂流物が防護ラインを越えて、背後地へ二次被害を及ぼさないよう対策を検討・実施する。

仙台空港は、災害に強い空港への再生を目指して、国や関連事業者と連携して空港防災対策を検討するとともに、今後のまちづくりの状況を踏まえ、地元市とも連携しながら、地域の防災拠点としての空港機能の充実とあり方について検討する。さらに、仙台空港アクセス鉄道の再開に向け、津波被害の教訓を踏まえ、浸水被害に対する防御対策を検討した上で、順次必要な対策の実施支援を行う。



●再生期・発展期：公共土木・建築施設の防災・減災機能の充実

□まちづくりと連携した防災・減災機能の強化

沿岸市町の新しいまちづくりと連携しながら、被災教訓を踏まえた構造形式による海岸保全施設の復旧・整備を着実に実施し、超過外力が加わった場合でも壊滅的な被災を避け、一定の施設機能が維持される粘り強い構造とする。

また、第一線の海岸保全施設を越えて来襲する大津波対策として多重防御により防災・減災機能を強化するための防災緑地、道路の高盛土構造化の整備を推進する。リアス式海岸の三陸沿岸では、復興まちづくり計画に基づき、避難道路や集落間の連絡道路など浸水しない道路整備を推進する。さらに、港湾では、津波に対する防災・減災機能強化対策を推進する。

□洪水被害の防止と土砂災害対策の推進

治水安全度のさらなる向上を図るための河川やダム・遊水地等の整備，雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策や土砂災害危険箇所の施設整備を推進する。

堤防等のハード整備を推進するとともに，防災情報やハザードマップの提供といったソフト施策を充実させ，正確な観測体制や情報基盤を整備するとともに，市町村と連携した防災周知活動や出前講座・学習支援等，ソフト施策の実効性が向上する取組を強化し，県民の防災意識の醸成を図る。

3) 耐震強化対策の加速的推進

これまで取り組んできた耐震強化対策を加速的に推進する。

① 公共土木施設の耐震強化対策の推進

これまで耐震化対策を実施してきた公共土木施設では，今回の地震により落橋や倒壊が確認されておらず，これまでの成果が明らかとなっていることから，緊急輸送道路の橋梁や河川水門，海岸における防潮水門，港湾岸壁などの耐震補強など，大規模地震やその二次被害を最小限にするため，耐震対策を加速的に推進する。

② 建築物などの耐震強化対策の推進

大規模地震発生に伴う建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため，これまでも実施してきた木造住宅や特定建築物などの耐震対策を着実に推進する。また，滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地において，宅地耐震化推進事業の活用を推進する。

■期別目標と取組方針

●復旧期：公共土木・建築施設の耐震化

□公共土木施設の耐震化の加速的推進

今回の震災を踏まえて，水門や港湾岸壁など公共土木施設の耐震化を着実に進める。また，橋梁をはじめとする道路関連施設については，さらに加速的に進めるため，耐震化計画の見直しを行い，より一層事業を推進する。

□木造住宅等の耐震化

今回の地震等で被害を受け，耐震性能の低下が懸念される住宅等について，耐震性能確保のための普及啓発などを行っていくとともに，余震などに伴う建築物の倒壊被害等の軽減を図るため，これまでも実施してきた木造住宅等の既存建築物の耐震化を着実に促進する。

□宅地耐震化の促進

地震により大きな被害を受けた造成宅地の復旧については，大規模盛土造成地滑動崩落防止事業や災害関連地域防災がけ崩れ対策事業など既存の制度を最大限活用して，関係市町村を支援する。

□県有建築物の耐震化の推進

県有建築物はこれまでの耐震対策により構造的な被害は少なかったが、今後は非構造部材の被害軽減などに取り組む。津波被害を受けた建築物は、浸水想定水位の見直しに合わせ、建築場所の変更や避難場所の確保、設備の浸水防止を図るなど、再度災害の防止と業務継続が可能となるよう再構築する。

●再生期・発展期：公共土木・建築施設の耐震化対策の着実な事業推進

□公共土木施設の耐震化及び長寿命化の着実な実施

橋梁・道路関連施設、港湾岸壁などの耐震化対策及び長寿命化対策を加速させるための取り組みを引き続き着実に実施する。

□木造住宅等の耐震化の推進

大規模地震発生に伴う建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、木造住宅等の既存建築物の耐震化を継続して促進する。

4) 被災経験を踏まえた防災態勢の再構築

震災の経験を活かし、防災力の一層の強化を図るよう、防災態勢を再構築する。

① 防災体制及び防災啓発活動強化対策の推進

大規模地震発生時においても、必要な行政サービスを維持しつつ、災害復旧に関する業務を速やかに遂行するために策定した「宮城県土木部業務継続計画（土木部BCP）」について、防災態勢等の検証を行い、防災情報を迅速に伝達するための情報システムや職員の初動対応など、これまでの防災体制の再構築を行うとともに、大規模災害に備えた防災情報の普及・啓発活動を実施する。

被災を受けた住宅や宅地について二次災害防止のための危険度を判定するために被災市町村への人的支援を行う。また、今回の震災を契機に県の支援のあり方について検討を進め、体制の再構築を行う。

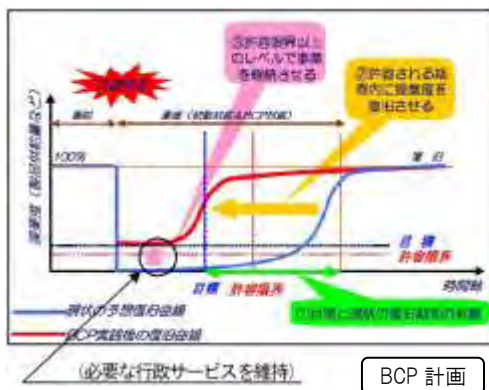
② 広域防災拠点の整備

国の防災拠点整備計画と合わせた防災体制強化対策を進める。

■期別目標と取組方針

●復旧期：被災を受けた体制の再構築と二次災害防止

□土木部BCPの検証と再構築



今回の震災で経験した様々な事象について、様々な角度から検証を行い、そこから得られる教訓を今後の大規模災害に備えた対応に活かしていく。特に土木部BCPを検証し、防災体制について再構築を行う。また、今回の震災を教訓に、燃料の需給状況が不安定となった場合でも、復旧工事等を円滑に実施するため、あらかじめ安定的・効率的に燃料を供給するスキームを構築していく。さらに、震災時の救出・救援活動で特に必要とされる通行可能ルート情報の提供方法について検証し、再構築を行う。

□防災教育の充実

例えば学校等において、地震・津波対策の普及・啓発に関する授業を行うなど、震災前以上に地域住民への津波に対する意識啓発活動を実施し、今回の震災の教訓を、世代を超えて伝承する仕組みを構築し、経験を引き継ぐシステムづくりを行う。

また、市町村や学校などと連携し、地域や家庭も巻き込んで防災教育を充実させていく。

□応急危険度判定への支援体制の再構築

地震により危険のある宅地の状況を迅速に把握し、住民に対し情報提供を行うことにより、余震による住宅等の二次災害を防ぐため、被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定を的確に実施する必要があることから、今回の震災を契機に市町村の実施する被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定に対する県の支援のあり方について検討を進め、体制の再構築を行う。

□津波防災対策の推進

津波防災対策として、海浜利用者などに向けた津波警報表示板の復旧設置のほか、津波避難施設等を整備していくとともに、津波の遡上対策として、水門等の迅速で安全な閉扉操作とその確認方法等の再構築を行う。併せて、地盤沈下における洪水時期の排水対策として、移動式ポンプ等による仮排水対策について、あらかじめ体制を構築しておく。

□下水道における津波防災態勢の再構築

津波による流域下水処理場の機能停止に対し、応急的な沈殿施設や消毒施設の設置が必要になるため、施設設置用地、施工計画を整理するとともに、仮設ポンプ、ホース、仮設電源、消毒剤及び燃料等を確保しておくなど、被災を受けた際の代替処理機能や早期復旧態勢をあらかじめ構築しておく。

□港湾、空港における津波防災態勢の再構築

港湾においては海上保安本部と連携し、海上防災拠点としての機能拡充を図る。また、緊急物資輸送など港湾機能の早期回復のため、新たに関係団体等との間でより実践的な災害協定を締結し、災害時における航路・泊地等の啓開作業を迅速に行う態勢や様々な業務継続に向けた提携関係を構築する。他圏域等で発生する大規模災害等も踏まえ、物流ルート確保のために東北圏や他圏域の港湾との間で代替・補完関係の構築を進める。

空港については、今後のまちづくりの状況など地元市とも連携しながら、仙台空港ビルに地域の防災拠点としての位置付けを付与するなど、機能の充実とあり方について検討する。

□広域防災拠点の整備

国の防災拠点整備計画と合わせ、広域災害に対する防災体制強化対策を進め、広域防災拠点の整備を推進する。

●再生期・発展期：防災態勢の再構築

□新たな防災態勢の構築

震災経験を踏まえた新たな土木部BCPのもと、新たな防災態勢を築く。水防団の再構築やNPO等を活用した水防活動の補完体制構築について支援する。引き続き、他部局とも連携を図りながら震災経験を踏まえた防災教育、出前講座の見直し充実を図り、県民などへの津波に対する意識啓発活動を実施する。住宅・宅地に対する地震への備えとして、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の育成を進める。また、広範囲にまたがる大規模災害への対処のため、広域防災拠点の整備を推進する。

(2) 基本目標2

いつまでも安心して快適に暮らすことができる生活基盤の整備

1) 快適で安心して暮らせるまちづくりの推進

震災により被災した県民の快適な生活を取り戻すと共に、震災前以上に安心して快適な生活環境を確保するために生活基盤の整備を着実に推進する。

① 沿岸市町の復興まちづくりの推進

大津波により壊滅的な被害を受けた沿岸市町が復興するためのまちづくりを支援する。

② 快適で安全な市街地整備の促進

安全で快適なまちづくりを支援するため、健全な市街地形成や都市基盤の強化を図る。

③ 生活快適化促進公共事業の推進

県民がより快適な生活を送ることができるよう、地域住民の生活に密着した身近な公共事業を、地域の意向に基づいて実施する。

■ 期別目標と取組方針

● 復旧期：復興まちづくり支援と快適な市街地形成

□ 復興まちづくりへの支援

津波被害を受けた沿岸市町において、住民が震災前よりも確実に安全に暮らすことができるよう防災機能が強化された都市構造への転換を図るとともに、地域の自立や地域経済の一層の活性化に繋げる新たなまちづくりに取り組むための計画策定や、まちづくりの遂行を支援する。復興まちづくりにおいて、各市町の土地利用や産業形態、地勢に応じて、復興土地区画整理事業や防災のための集団移転など適切な事業手法を選択し、復興まちづくりの促進を図る。

□ 安全な市街地の形成

市街地の復旧・復興にあたっては、安全な市街地形成の促進を図るとともに、地区内の狭あい道路の解消や低層密集市街地の環境改善など、これまで市街地が抱えてきた諸課題についても取り組み、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、良好な市街地形成を促進する。

□ 流域下水道の施設復旧

震災により機能が停止した流域下水道の3処理場（仙塩、県南、石巻東部）について、処理機能を早急に復旧し、快適な生活環境を回復すると共に、震災の教訓を踏まえ、同様の災害が発生しても、フェールセーフ（※）¹³により生活環境の著しい悪化を防ぐ態勢を確立する。

¹³ フェールセーフ・・・システムなどの故障がおきても確実に安全側のものとなること、あるいは少なくともほぼ確実に安全側のものとなること

また、新しいまちづくりに応じた、適正な下水処理計画や維持管理により、豊かさと安心を次世代へ繋げてゆく。

□地域住民の生活に密着した身近な公共事業の推進

県民がより快適な生活を送ることができるよう、歩道の拡幅や自転車通行帯の設置、交差点改良など生活道路の改善を行うと共に、道路標識や道路照明の設置、側溝の修繕や舗装補修など安全で快適な道路環境を確保する。また、河川堤防の除草や支障木の伐採、局部的に河床に堆積した土砂等の撤去などにより、良好な河川環境を確保する。

さらに、落石のおそれのある箇所や波浪の影響を受けるような箇所については必要な対策を講じ、災害発生を未然に防ぐとともに、老朽化等により機能低下している河川水門や砂防ダム等の補修を行う。

□橋梁長寿命化事業の推進

橋梁長寿命化計画に基づき、老朽化した橋梁を補修すると共に、併せて落橋防止装置等を設置し、地震等による被害を未然に防ぐ。老朽・劣化箇所を予防保全的に補修することにより、後年度の維持管理経費縮減と安全性・快適性の確保を図る。

●再生期：快適で安心して暮らせるまちづくりの推進

□復興まちづくり計画に基づいた新たなまちづくり

復興まちづくり計画に基づき、各市町との役割分担のもとに避難道路や集落間の連絡道路など浸水・分断を回避する道路整備や河川計画の見直しを含めた治水安全度の早期向上、被災した港町においては復興まちづくりを支援する港湾施設整備など、関連する公共土木施設の整備を推進し、新たなまちづくりを促進する。

また、引き続き安全で良好な市街地形成に向け、各種事業の促進を図る。市街地の民間建築物については、安全性を向上させ、地域の住環境の向上に努める。

□地域住民の安全で快適な生活に向けた事業の推進

地域づくりの主体である地域住民が、地域の安全・安心や生活の利便性・快適性の向上を図る上で必要不可欠な事業を推進する。

また、災害からの復旧において新設する施設については、設計段階から長寿命化を意識し、ロングライフな施設となるよう整備を進めていく。

□都市公園事業の推進

緑とオープンスペースを有し、休養やレクリエーション活動の場として生活に潤いを与えるだけでなく、騒音等の公害の緩和や災害時の避難地としても重要な役割を担う公園や緑地の整備を推進する。

□橋梁長寿命化事業の推進

復旧期に引き続き、橋梁長寿命化計画に基づいて橋梁の予防保全に傾注すると共に、橋梁ストック全体の健全性の把握や補修と健全度の関係について時系列的な推移を把握するなど、施

設群を的確に管理するためのノウハウを蓄積する。

●発展期：快適で魅力があり安心して暮らせるまちづくりの推進

□都市機能の更なる充実と良好な市街地形成の促進

新生市街地の完成を目指し、関連する公共土木施設を概成させ、都市機能の更なる充実を図る。

また、引き続き安全な市街地形成の促進を図り、コンパクトなまちづくり、公共交通の確保充実、暮らしやすさ、防災環境に配慮した良好な市街地形成を促進する。市街地の民間建築物については、安全性を向上させ、地域の住環境の向上に努める。

□新たな地域の課題解決

より一層の快適な生活に向け、新たな地域の課題に対し、地域住民とともに解決に向けた事業に取り組む。

□都市公園事業の推進

緑とオープンスペースを有し、休養やレクリエーション活動の場として生活に潤いを与えるだけでなく、騒音等の公害の緩和、災害時の避難地や防災拠点としても重要な役割を担う公園や緑地の整備を推進する。

□橋梁長寿命化事業の推進

蓄積した管理ノウハウをフィードバックし、よりの確な施設群管理の方策を模索しつつ、引き続き橋梁の長寿命化対策等を実施する。

2) 快適で安心できる住まいづくりの推進

震災により住宅を失った被災者など住宅確保に特に配慮を要する者への的確な住宅供給をはじめ、少子高齢社会への対応や低炭素社会の実現、多様な居住ニーズなどの社会的諸課題等に対応して、将来に向けて安全で快適な住宅を供給する。

① 災害公営住宅等の整備

被災者向けの災害公営住宅をはじめとする復興住宅の整備や関係市町村が行う整備事業への支援を行う。

② 民間住宅の供給支援

被災者自らの住宅再建への支援や民間事業者による被災者向け賃貸住宅供給等の支援を行う。

■期別目標と取組方針

●復旧期：被災者への的確な住宅供給

□応急仮設住宅の整備

被災者の居住を確保するために、被害のあった県営住宅の復旧を早期に進めるとともに、必要となる応急仮設住宅を整備する。また、被災者の住宅再建支援のため、住宅相談を実施するとともに、既存の金融制度の活用や民間住宅供給の促進など必要な措置を講じる。



□「復興住宅計画」の策定

住宅復興にあたっては「復興住宅計画」を策定し、被災者が仮設住宅から数年後に移り住む恒久住宅を確保するための道筋を示す。特に応急仮設住宅に居住する被災者や他地域へ避難している住民がこれまで住み慣れた地域での生活を継続できるよう、必要となる住宅の供給を進める。

□災害公営住宅の整備及び管理

住宅を失った被災者、特に自力では住宅再建が困難な世帯等を対象として市町村との連携を図り、災害公営住宅の整備を進める。特に住宅供給が不足する地域では、県による災害公営住宅の整備も含めて住宅供給に努める。

□福祉施策などと連動した住宅の供給

住宅供給、整備にあたっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進め、災害公営住宅の整備にあたっては、高齢者生活支援施設等の併設も進めるなど、福祉の取り組み等と連動し、少子高齢社会等に対応した新たなライフスタイルの実現やライフステージに応じた住まいづくりを推進する。また、多様な住宅供給の仕組みを検討し、地域の実情にあった住宅の整備を展開するとともに、まちづくりに対応した供給を行う。

□「住生活基本計画」の見直し

長期的展望に立ち、県民の豊かな住生活を実現するため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本方向や推進すべき施策の内容を定め、住まいづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした「住生活基本計画」を見直し、策定する。

これらの計画のもと、県が管理する公的住宅の計画的なストックマネジメントについては、「長寿命化計画」に基づき実施していく。

●再生期：安定的な住宅供給の促進

□「復興住宅計画」に基づいた安定的な住宅供給

住宅復興の方針を示した「復興住宅計画」に基づき、住宅を失った被災者の住宅確保のため、市町村との連携を図り、福祉施策等と連動した公的住宅を中心とした住宅供給を継続するとともに、民間の住宅供給を促進する。住宅供給に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザインによる住まいづくりを進め、少子高齢社会の新たなライフスタイルの実現に向けた住まいづくりを推進する。また、被災住宅の再建に向けて住宅相談を継続するとともに、被災者の住宅再建支援を行う。

□県営住宅の計画的な維持管理

長期的な住まいづくりの総合的計画である「住生活基本計画」や「長寿命化計画」をもとに、県営住宅の計画的なストックマネジメントを進める。

●発展期：快適で安心できる住まいづくりの推進

□社会情勢の変化に対応した住宅供給の推進

地球環境問題、少子高齢社会における新たなライフスタイルを目指した、住まいづくりを推進し、再生可能なエネルギーの活用を組み込み、被災時にも耐災性を発揮する住まいづくりのような先導的な事業展開を図る。

住宅供給に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザインによる住まいづくりを進め、少子高齢社会の新たなライフスタイルの実現やライフステージに応じた住まいづくりを推進する。また、被災住宅の再建に向けて住宅相談を継続するとともに、被災者の住宅再建支援を行う。

さらに、長期的な住まいづくりの総合的計画である「住生活基本計画」や「長寿命化計画」をもとに、県営住宅の計画的なストックマネジメントを進める。

3) 環境に優しい社会資本整備の推進

省エネルギーやCO₂の排出抑制を行うとともに、建設リサイクル活動を通じて、資源の有効活用が図られた地球環境に優しい社会資本整備を推進する。

① 省エネルギー対策の推進

照明灯のLED化など、公共土木施設整備に際して省エネルギー対策を推進する。

復興住宅の整備促進と併せて、省エネルギーに配慮した、災害時において自己完結が可能なエコ住宅の普及を促進する。

公共工事において、排ガス・騒音振動の発生を抑制するために、排ガス抑制型機械の使用を促進すると共に、不要時の停止徹底（アイドリングストップ）を推進する。

渋滞交差点の改良や公共交通機関への利用転換促進などにより、交通渋滞の解消と車両の走行速度の安定化を図りCO₂の排出を抑制する。

② 景観・環境共生型事業の推進

生態系に配慮した道路整備であるエコ・ロード（Ecology・Road）や多自然川づくりなど、自然環境と調和した公共土木施設の整備を推進する。

地域固有の美しい景観との調和の図られた街並みの形成や沿道広告の規制による美しい街並みの維持・創出など、地域住民と共に景観に配慮した美しいまちづくりを推進する。

③ 建設リサイクルの推進

環境への負荷を軽減するとともに限りある資源を有効に活用するなどの観点から、公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理を図るとともに、工事資材の再生品の利用や建設発生土の再利用などによる建設リサイクルを推進する。

■期別目標と取組方針

●復旧期：環境に優しい公共土木・建築施設の復旧

□自然環境と調和したまちづくり

公共土木・建築施設の機能回復においても、自然環境と調和した復旧を推進する。特に津波により被災した市町の新しいまちづくりにおいても、地域固有の歴史・文化や自然などに配慮した魅力ある景観づくりを推進する。

住宅を失った被災者のための復興住宅建設を行う場合は、エネルギー性能の高い設備の導入や太陽光発電、バイオマスエネルギー等を活用した電力の確保など、エコタウンの形成を誘導しながら、地球環境問題へ対応した住まいづくりを推進する。

さらに、多数の生物が生息する河川においては、治水・利水に加え、環境に調和する多自然川づくりを進め、河川全体の良好な自然環境保全に考慮した川づくりを推進する。

□省CO₂型の社会資本整備

車両からの排気ガス排出量抑制のため、渋滞交差点の改良や公共交通機関への利用転換促進などを進める。道路や港湾施設における照明灯はLED化を進め、光源の長寿命化や使用電力量の削減を行うとともに、温室効果ガスの排出削減を目指す。

□環境に配慮した簡易水処理施設導入

被災した下水道施設においては、応急的に通常とは異なる汚水処理や汚泥処理が必要となったが、最大限環境に配慮し、水質改善のための簡易水処理施設導入を検討する。

□公共工事における環境負荷抑制対策及び省エネルギー対策の推進

復旧工事の実施に当たっては、排ガス・騒音振動の発生を抑制するため、排ガス対策型機械及び低騒音型・低振動型建設機械の使用を促進する。

□建設リサイクルの推進

公共工事に伴い発生する廃棄物の適正処理を図るとともに、工事資材の再生品の利用や建設発生土の再利用などによる建設リサイクルを推進する。

●再生期・発展期：環境に優しい社会資本整備の推進

□省エネルギー対策の推進

復興まちづくり計画に基づくまちづくりにおいては、良好な景観形成が図られるよう支援するとともに、住民意識の醸成に向けて普及啓発を進める。

復興住宅建設に当たっては、引き続きエコタウンの形成に向け、省エネやエネルギー効率に配慮した次世代型設備の設置を促進する。こうした復興まちづくり・住まいづくりからの最先端エコロジーの需要により、既存の地域関連産業の活性化や新産業の立地、育成等にも結びつけ、地球環境問題に対応していく。

□省CO₂型の社会資本整備

車両からの排気ガス排出量抑制のため、渋滞交差点の改良や公共交通機関への利用転換促進などを進める。

□下水汚泥の再利用

復旧した流域下水道においては、下水汚泥をエネルギーとして再利用するなどエネルギー循環型の下水道システムを構築する。

□公共工事における環境負荷抑制対策及び省エネルギー対策の推進

工事の実施に当たっては、排ガス・騒音振動の発生を抑制するため、排ガス抑制型機械及び低騒音型・低振動型建設機械の使用を促進する。

□生態系の変化を最小限に実施する社会資本の整備

公共土木・建築施設の整備においては、生態系の変化を極力最小限となるよう配慮し、自然環境の保全に重点を置いた整備を推進する。

□良好な景観形成の推進

景観特性や現状を把握したうえで、景観づくりについての共通の目標や方向性を示し、県及び市町村等が住民・事業者と一体となって取り組んでいくための方策をまとめた「新・宮城県景観形成指針」や「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」に基づき、良好な景観形成を推進していくための具体的な事業の実施や施策の検討を進める。

また、景観アドバイザーの派遣など市町村を支援するとともに、景観に対する県民意識の醸成に向けて、景観百選の普及、景観シンポジウムの開催などの普及啓発を行う。

新市街地形成に当たっては、電線や情報通信網などの整備について共同溝方式や無電柱化を促進するなど、美観に配慮するよう検討を進める。

□建設リサイクルの推進

公共工事に伴い、発生する廃棄物の適正処理、建設発生土の再利用を進めながら、新たな技術による再生資材を取り入れるなど、工事資材の再生品の利用を積極的に進め、引き続き建設リサイクルを推進する。

4) 多様な分野との連携による社会資本整備の推進

県民ニーズや価値観の多様化に対応して、多様な施策分野と緊密な連携を図り、利用者の立場に立ったきめの細かい社会資本整備を推進する。

① 医療・福祉分野との連携

救急医療体制を支援するための医療施設までの高速アクセス性の向上や高齢者対策などの福祉医療分野との連携を推進する。

② 雇用対策等の経済対策との連携

震災により雇用の場を失った被災者や景気低迷に伴う失業率の増加等を背景に雇用機会を確保する観点からの支援対策を推進する。

■期別目標と取組方針

●復旧期：多様な分野との連携による社会資本整備の推進

□福祉施策と連動したまちづくり・住まいづくり

被災者の住居確保を進めるに当たっては、福祉の取り組みと連動した住宅供給、整備を進める。また、災害公営住宅の整備では、高齢者生活支援施設等の併設を進めるなど、今後の地域課題への取り組みのモデルとなる事業を進めるとともに、少子高齢社会の新たなライフスタイルの実現に向けた住まいづくりを推進する。

□福祉施策と連動した社会資本の活用

県民の健康増進を図るため、例えば都市公園の緑やレクリエーション機能、道路のサイクリングロードとしての機能、河川や海岸の持つ親水性などを有効的に活用するなど、社会資本を活用した福祉施策を促進する。

□災害時要援護者施設等の土砂災害対策の推進

高齢者などが利用する社会福祉・医療施設などについて、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の土砂災害対策を推進する。

□医療・福祉分野と連携した道路整備

高速道路ネットワークの充実により医療施設への搬送時間の短縮を目指す。また、高齢者などに優しい道づくりを目指し、分かりやすい標識等の整備や福祉・医療施設への案内標識設置などを検討する。また、高齢化率の高い集落を通る県道での注意喚起標識の設置や災害時孤立集落解消のため道路機能を強化する。道路の維持管理においては、医療・福祉施設周辺や施設などから主要バス停までの歩道除雪を行うなど高齢者に配慮した管理を行う。



□被災者への雇用機会の創出と建設産業への経営強化支援

震災により雇用の場を失った被災者に対し、緊急的に雇用機会を創出するとともに、関係機関との連携を強化しながら、新規建設業就労者の安全な就労や復旧・復興に必要な人材育成を目的とした効果的な研修を実施する。また、復旧・復興の担い手である中小建設業者に対し、相談窓口の開設や建設業振興支援講座、支援セミナーの開催を通じ、雇用や金融のほか環境等の新分野を含め、関連分野と連携した支援を行う。

●再生期：多様な分野との連携による社会資本整備の推進

□福祉施策と連動したまちづくり・住まいづくり

福祉施策と連動した住宅供給、整備を進めるとともに、高齢者などに配慮したまちづくり、住まいづくりを進め、少子高齢社会の新たなライフスタイルの実現に向けた住まいづくりを推進する。

□災害時要援護者施設等の土砂災害対策の推進

高齢者などが利用する社会福祉・医療施設などについて、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の土砂災害対策を推進する。

□医療・福祉分野と連携した道路整備

高齢者に優しい道づくりを目指し、分かりやすい標識等の整備や福祉・医療施設への案内標識設置などを整備する。また、教育施設、医療・福祉施設周辺の歩道段差解消や、介護福祉施設周辺の介護福祉車両等の通行に支障がある狭あい道路の局部改良を行う。道路の維持管理においては、医療・福祉施設周辺や施設などから主要バス停までの歩道除雪を行うなど高齢者に配慮した管理を行う。

□被災者への雇用機会の創出と建設産業への経営強化支援

大震災後、新たに雇用された建設業就労者に対し、継続的な就労に繋がるよう必要な技術を修得するための研修機会を提供していく。また、中小建設業者に対して、相談窓口の設置や建設業振興支援講座、支援セミナーの開催を通じて、関連分野と連携しながら経営力強化に向けた支援を行う。

●発展期：多様な分野との連携による社会資本整備の推進

□災害時要援護者施設等の土砂災害対策の推進

高齢者などが利用する社会福祉・医療施設などについて、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の土砂災害対策を推進する。

□医療・福祉分野と連携したまちづくり・住まいづくり

高齢者福祉や医療などの施策と連携し、交通弱者に優しい安全・安心な道づくりを地域の実情に合わせて進めていく。

また、少子高齢社会の新たなライフスタイルの実現に向けた住まいづくりを推進するとともに、地域資源の活用や、次世代に向けた新エネルギーの導入など、先進的な技術を活用した住宅、住環境の形成を進める。

□被災者への雇用機会の創出と建設産業への経営強化支援

建設業就労者向けの各種研修を引き続き効果的に実施するとともに、中小建設業者の安定的な経営を支援するために、企業間連携、新事業展開等に係る建設業振興支援講座、支援セミナーの開催を通じ、建設産業の将来を見据えた経営革新を支援していく。

(3) 基本目標3

かつてない賑わいや活力に満ちた東北の発展と宮城の飛躍を支える 交流・産業基盤の整備

1) 東北の発展を支える基幹的社会資本整備の加速的推進

復興の原動力となる県内立地企業の経営安定化を図り、県内産業の競争力をさらに強化するために、また、今後新規に立地する企業活動を支えるために、県土全域又は県土を越えて効果の発現が期待され、将来にわたり県土の持続的発展に大きく寄与する基幹的な社会資本整備を加速的に推進する。

① 県土の骨格となる高速道路網の整備

県土の骨格を形成する高規格幹線道路による高速交通網の整備を促進する。

② 海上広域物流拠点の整備

東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港の利用促進を図るための港湾振興対策や港湾整備を推進するとともに国際貿易、交流拠点、物流・工業生産拠点を形成するための仙台港背後地土地区画整理事業を推進する。

③ 国際空港の利便性の向上と拠点化の推進

東北の発展と国際化を促進するため、仙台空港の利用促進や空港を核とした臨空都市の整備を促進する。

■ 期別目標と取組方針

● 復旧期：道路・港湾・空港の基幹的交通機能の回復

□ 高規格幹線道路網の整備促進と沿岸防災ネットワークの強化

道路については、沿岸防災ネットワークを強化する観点から、高規格幹線道路網の整備や四車線化などを促進する。また、国との政策の一体化を図るため、高速道路無料化対策を行う。さらに、基幹的役割を果たす緊急輸送道路の通行規制を早期に解除するとともに、空港や港湾などの広域交通拠点へのアクセス道路の本格復旧を推進する。

□ 東北の発展を支える港湾機能の強化

港湾については、物流、生産などに寄与する港湾施設を早急に復旧するとともに、港湾関連企業等の早期の業務再開を支援する。また、東北地方の発展を牽引する国際拠点港湾として、北米西岸地域や経済成長が著しいアジア地域の航路の維持・拡大を図るとともに、より一層の機能強化を図る。

港湾の競争力強化を目指し、利用者のニーズへの迅速な対応や港湾サービス向上の他、行政コストの削減等にも対応するため、港湾民営化について検討を始める。さらに、災害時における港湾機能の相互補完の観点から、仙台塩釜港、石巻港及び松島港の三港一体化を推進する。

□仙台空港の早期復旧と航空ネットワークの再構築

東北の発展を支える重要な広域交通拠点である仙台空港や仙台空港ビル等の早期復旧を促進し、官民一体となって、国内外の航空ネットワークの再構築を図る。

仙台空港アクセス鉄道については、早期に運行が再開され、将来に向かって安定的に、かつ安全に運行が継続できるように抜本的な経営改善を支援する。

行政コストの更なる削減が求められる中、PFI や PPP (※)¹⁴などによる空港サービスの向上を検討する。

●再生期：東北全体の復興を先導する交通基盤の整備

□高規格幹線道路網の整備促進と沿岸防災ネットワークの更なる強化

沿岸部の復興に資する高速道路の整備を促進するとともに、それらに通じる横断道やインターチェンジ、四車線化などを促進し、高規格幹線道路ネットワークの整備を促進する。

□港湾・空港利用者の利用促進

東北全体の復興を支える港湾・空港については、重要な交通基盤であることから、関連事業者や関係機関と連携して積極的に利用の促進を図ると共に、利用増進策を支援する。

□港湾・空港の民間活用検討の継続

港湾や空港の運営にあたって、民間の資金やノウハウを活用する検討を引き続き行う。

●発展期：東北全体の発展を加速化させる交通基盤の整備

□高規格幹線道路網の整備促進と港湾利用者の利用促進

高規格幹線道路網の充実強化及び沿岸部の防災軸の構築を図る。

□港湾機能の強化と利用促進

東北の経済を支える産業・開発拠点として、一層の産業集積と物流増加に対応するため、大水深岸壁などの新たな港湾施設整備を推進するとともに、港湾間の連携・補完態勢の強化を図る。

また、東北唯一の国際拠点港湾として、港湾利用を促進するためのポートセールスを着実に推進する。



港湾の民営化検討の成果として、運営コストの圧縮や港湾サービスの向上を図る。

¹⁴ PPP・・・Public Private Partnership の略で、行政機関が民間事業者と協力し、公共サービスの内、民間でできる事業は民間に委ねようとする枠組み

□仙台空港の空港機能の充実強化と利用促進

アジア諸国をはじめとする更なる観光誘客につなげ、東北の発展と国際化を促進するため、国内外の航空ネットワークの更なる拡大に取り組むとともに、空港の機能充実を図る。さらに、関連企業が行う仙台空港ビルや仙台空港アクセス鉄道などの利用増進策を支援する。

民間の資金や創意工夫を積極的に活用し、利用者へのサービスの向上に繋げる。

2) 地域の発展を支える核となる社会資本整備の推進

県内地域の復興と持続的発展に資する地域の核となる基盤施設の整備を推進する。

① 広域道路網の整備

高速道路網を補完するとともに、地域高規格道路（※）¹⁵などにより広域地域間のアクセス性を向上させる広域道路網の整備を推進する。

② 離島の復興を牽引する基盤施設の整備

大津波により大きな被害を受けた気仙沼市大島の復興を図るとともに、住民の安全・安心で快適な生活環境を確保するため架橋事業を着実に推進する。

③ 産業集積を促進するための基盤整備事業

未利用地の産業集積地への転換を促進するとともに、新規立地を希望する企業ニーズに応じて立地基盤の整備を推進する。

■期別目標と取組方針

●復旧期：幹線道路などの基盤施設の機能回復

□地域間連携の強化

基幹的役割を果たす緊急輸送道路の通行規制を早期に解除するとともに、地域連携を強化し、県土復興につなげるみやぎ県北高速幹線道路の整備を推進する。



みやぎ県北高速幹線道路

□離島復興に向けた架橋整備

津波被害を受けた気仙沼市大島の復興を図るため、大島架橋整備事業に着手する。

□港湾・空港の物流機能の充実

県内企業の産業競争力と経済活動を力強く支えていくために、東北で唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港と重要港湾である石巻港、地方港湾である松島港が持つ港湾機能を役割分担し、統合一体化して整備・運営を図るとともに、港湾施設機能強化を行い、物流基盤を充実させる。また、仙台空港臨空地区における企業誘致を支援するための基盤整備を実施する。

¹⁵ 地域高規格道路…高規格幹線道路と一体となって地域相互の交流促進や交通拠点との連携を図り、地域構造の強化のために整備する道路

●再生期：県内の復興を先導する基盤施設の整備

□地域間連携の強化

太平洋沿岸地域と日本海沿岸地域との東西の広域連携軸を強化するため、石巻新庄道路の整備を促進する。また、みやぎ県北幹線道路Ⅱ期、Ⅲ期の開通を目指す。大島架橋整備事業を着実に推進する。

防災道路の機能を有する新たな幹線道路ネットワークの整備を推進する。

●発展期：県土の発展を加速化させる基盤施設の整備

□福祉、医療、観光などの他の施策と連携した社会資本整備の推進

地域高規格道路網の充実強化、特に日本海沿岸の高規格幹線道路との東西軸の強化を図るとともに、沿岸部の幹線道路や大島架橋を概成し、高規格幹線道路を含めた道路網の充実強化を図る。

新生市街地の完成を目指し、関連する公共土木施設を概成させる。

医療福祉政策や環境政策をはじめ、地域固有の観光資源を活用した観光振興など、多様な施策分野と連携した公共土木施設の整備や利活用を推進する。



大島架橋イメージ図

3) 地域間連携の強化

情報化の進展や行政区域を越えた人々の行動様式の多様化・広域化に対処するため、隣接県や地域間を連携した広域連携を推進する。

① 県際道路(※)¹⁶及び郡界道路の整備推進

防災、産業振興、観光などの観点から、県境や郡界を越えた広域圏域間中心都市相互の連携の強化を図るための基幹的道路の整備を推進する。

■期別目標と取組方針

●復旧期：地域を結ぶ基幹道路の復旧

□圏域中心間の基幹道路の復旧と孤立集落の解消に向けた道路整備

基幹的役割を果たす緊急輸送道路の通行規制を早期に解除する。また物流・交流拠点である港湾や空港などの広域交通拠点へのアクセス道路の本格復旧や圏域中心都市相互の連携を図るための基幹道路の復旧を進める。



牡鹿半島公園線の被災状況

¹⁶ 県際道路…複数の県にまたがる道路

また、半島部や山間地域と都市部とを結ぶ道路の復旧を進めるとともに、災害時にこうした過疎地域が土砂崩落などにより、長期に渡って集落が孤立しないよう、災害に強い道路整備にも取り組む。その他、道路整備にあたっては、地域間交通網の整備を積極的に進め、県内のみならず東北各県との連携を後押しするための道路整備をより強力に進める。

●再生期：地域間連携強化対策の推進

□県際道路や郡界道路の整備

隣接県との広域連携を強化するための県際道路の整備を着実に推進する。また、地域間交流の強化・拡大を図るため隣接市町村間の連携強化に資する郡界道路の整備を着実に推進する。

□半島部の孤立集落解消のための災害に強い道路整備の推進

防災道路の機能を有する新たな幹線道路ネットワークの整備を推進し、被災を受けた地域と免れた地域とを結ぶ道路が被災時に有効的に使われるよう整備を推進する。特に半島部などの中山間地域や過疎地域の生活道路整備を推進する。

災害時の避難路としての役割も担う大島架橋整備事業を着実に推進する。



●発展期：地域間連携の強化

□高規格幹線道路を含めた道路網の充実強化

より一層の地域間連携を図り、行政区域を越えた交流を活発なものとし、災害時の連携強化等にも繋げるため、沿岸部の幹線道路や県際道路、大島架橋を概成し、高規格幹線道路を含めた道路網の充実強化を図る。

4) 地域資源を活用した社会資本整備の推進

みやぎの歴史的成り立ちや地域の観光資源を活かした観光振興支援や県産品を積極的に活用した県内産業復興支援を行う。

① 観光産業の復興支援

地域固有の観光資源の再発見や利活用の促進をはじめ、観光交流を促進するための交通基盤施設等の整備により、観光産業の復興を支援する。

② 県産品等の利用促進による県内産業復興支援

県内産業の復興を支援する観点から地産地消の思想に基づき県産品の積極利用を推進する。

③ 歴史的土木遺産を活用した復興支援

- ・地域の歴史、文化、自然が組み込まれた貴重な土木遺産を防災緑地や海岸保全施設の整備と調和を図りながら再生する。

■期別目標と取組方針

●復旧期：広域交通拠点の早期回復

□観光振興における広域交通拠点の早期復旧

観光振興において特に重要な広域交通拠点である港湾・空港機能を早期に回復するため、早急に施設を復旧するとともに、空港や港湾などへのアクセス道路の本格復旧を推進する。

港湾を利用する定期フェリー航路の維持安定のために官民一体となって取り組むとともに、大型客船を誘致し、港を生かした観光振興を目指す。また、今後地元市町とともに、観光客を受け入れる一層の体制強化を図るとともに、港湾機能の相互補完の観点から、仙台塩釜港、石巻港及び松島港の三港一体化を推進する。

空港の早期通常運航を果たし、国内外の航空ネットワークの再構築を図る。また、空港利用を促進するための重要な交通インフラである、仙台空港アクセス鉄道の早期復旧を支援する。

観光産業の復興に寄与する、大島架橋整備事業に着手する。

□豊かな自然環境と土木遺産を活用する観光振興

県北部の湖沼や多くのダム群など豊かな自然環境と土木遺産を地域資産として観光振興に有効活用し地域の活性化に役立てるため、ホームページ等を利用し、積極的に情報発信を行う。

□地域資産の積極的な利活用

県道の道路案内標識に湖沼等の名称を書き加え、観光客の利便性を向上させる取組を行う。また、多くの観光客が快適に訪れることができるように、シンボルマークを取り入れた道路附属施設や観光客用の駐車スペースの設置や河川管理道路の舗装を実施する。河川監視カメラを利活用し、ホームページ等で観光情報を発信する。県道沿いのチェーン着脱場を地域の方々が主体となって地場産品の直売所や地域活動の場として利活用できるようにする。

県内で発生した再生資源を原料としたものなど県認定のグリーン製品を積極的に活用する。

貴重な土木遺産でもある貞山運河を復興する。

□復興住宅へのみやぎ版住宅の推進

「宮城の風土を生かした信頼と安心の住まい」として、県独自の住宅特性と一定以上の住宅



性能が確保された住宅を、地元の工務店とともに、地元の木材を使って造り上げる「みやぎ版住宅」の取り組みを通して、復興住宅にも積極的に地域資源を活用する。

●再生期・発展期：地域資源を活用した社会資本整備の推進

□観光交通拠点の利用促進策への支援

アジア諸国をはじめとする国際観光交流の活発化や東北の観光産業の発展のため、東北全体の玄関口である空港や港湾を重要な観光交通拠点と位置づけ、利用客の増加を目指し、大型客船の誘致や航空ネットワークの充実を図るとともに、仙台空港ビルや仙台空港アクセス鉄道が行う利用増進策を支援する。

観光拠点へのアクセスを向上させる高速道路網の整備を促進するとともに、離島観光振興に関連する大島架橋整備事業を着実に推進する。

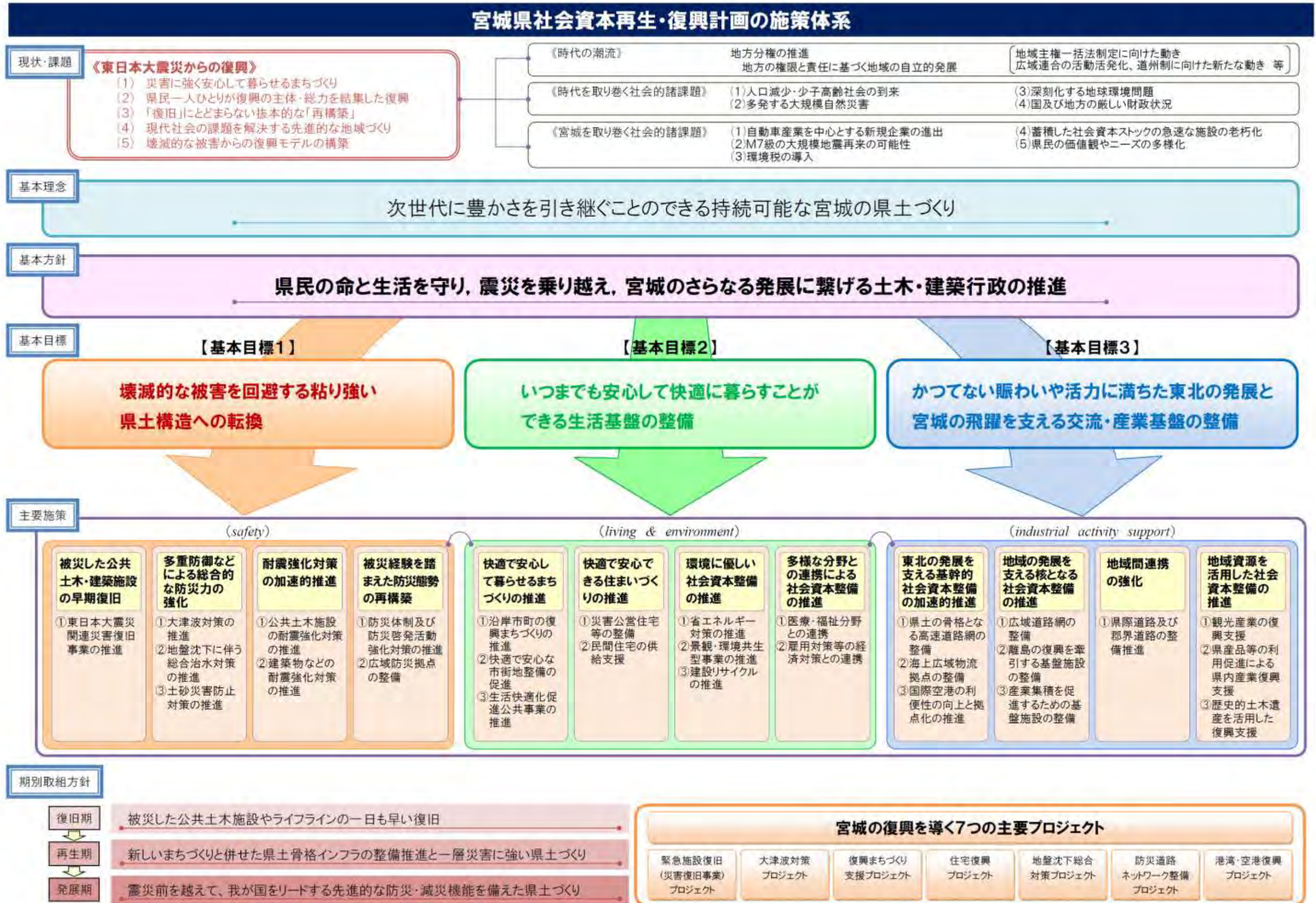
□「グリーン製品」の積極的な活用

県内で発生した再生資源を原料とした県認定のグリーン製品を積極的に活用する。

□みやぎ版住宅の推進

「宮城の風土を生かした信頼と安心の住まい」として、県独自の住宅特性と一定以上の住宅性能が確保された住宅を、地元の工務店とともに、地元の木材を使って造り上げる「みやぎ版住宅」の取り組みを通して、積極的に地域資源を活用する。

5. 施策体系図



6. 復旧・再生・発展に向けて必要な投資額

1) 予算の考え方

本計画には、施設復旧にとどまらない県土構造の再構築に向けて、国へ新たな制度創設等の提案を行っている事業も含まれている。復興施策を実現するためには、国庫補助率の嵩上げをはじめ、災害復興交付金や地方交付税交付金の増額配分など、国による強力な財源措置が必要不可欠である。そのため、必要予算の確保に向けた国への要望活動を積極的に行うとともに、東日本復興特区の提案や災害復興基金の活用など、利用可能なあらゆる財源確保策を最大限に取り込んで必要な財源の確保に努めていく。

2) 必要投資額

本計画では10箇年（平成23年～平成32年）の計画期間において、国への制度提案事業、直轄負担金、みやぎ型ストックマネジメントの実践に必要な維持管理費用や大震災による災害復旧事業費などを含んでおり、県と市町村分を合わせ10箇年で総額**約9兆1千億円**が必要とされる宮城県復興関連事業費のうち、土木部が所管する公共土木施設及び住宅関連の復興関係事業費の総額**約2兆円**を必要投資額と見込む。

東日本大震災からの復興施策の実効性を上げるためには、提案事業の制度設計の動向や国・県それぞれの財政事情などの、時々刻々と変化する状況に適時適切に対応することが必要であり、事業内容や事業費等の精査を随時行うなどして、柔軟に必要な投資額の見直しを行う。

7. 計画の確実な歩みに向けて

我が県の復興の礎である社会資本を再生し復興へ導くためには、社会資本再生・復興計画を着実に執行していくことが必要である。このため、復興事業の執行に当たっては、以下に掲げる取組等を通じて着実に計画の執行を図っていく。

(1) 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興を推進するための取組

社会資本整備の効果的な実現を図るためには、地域が望む社会資本整備を地域自らが主体となり、議論し実践することが重要である。これまでも土木部では、行政計画への県民参加の取り組みとしての「地域づくり懇談会」の開催をはじめ、施設管理の面での行政と地域との協働を図る「アドプト・プログラム」や公共事業への県民参加を促す「パブリック・インボルブメント」等の取り組みを積極的に行ってきた。

また、平成18年度からは、「ともに考え、ともにづくり、ともに育む」の基本理念のもとに、地域発案により地域住民とともにワークショップを重ねて、生活密着型の公共事業を実施する「地域協働（コラボ）事業」の推進に努めてきた。

宮城県の復興は、震災復興計画の基本理念にもあるように、「県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興」でなければならない。こうした点からも、復興事業の推進に当たっては、地域協働の視点での取り組みをさらに拡大することはもとより、民間活力の導入や学識経験者及び専門家の参画など、多様な活動主体との連携を積極的に実施する。

また、行政に代わる新しい「担い手」として、PFI/PPPの活用など、「新たな公」といった概念についても視野に入れながら施策を実施する。

1) 復興を実現するための連携体制や推進態勢の構築について

復興活動は、国・県・市町村、企業、団体等の様々な主体が、その役割に応じた適切な分担と密接な連携のもとに取り組んでいく必要がある。復興を遂げるためには、県民一人ひとりが震災を乗り越えていく必要があり、とりもなおさず県民一人ひとりが復興の主体である。民間事業者をはじめ多様な主体による復興に向けた取組や事業が幅広く進められ、相乗効果により復興を加速するよう、総合行政としてこうした活動をサポートしてゆく。

誰も経験したことのない未曾有の震災からの復興は、これまでにない取組となることから、従来型の復旧活動や行政運営にとどまらず、新機軸や新技術による課題解決策を検討することが必要であり、このため専門家や学識者との協働を図り、復興への新たな道筋・方策を模索していく。復興には多額の経費を要し、柔軟な制度運用が必要であることから、被災事象にマッチする制度運用のあり方を継続して検討するとともに、東日本復興特区の創設を通じて、被災地への民間投資の促進や円滑に集団移転が行われるよう規制緩和や税制面の優遇措置などを図り、総力を挙げて復興を推進していく。

あらゆる方策を排除することなく、新たなサービスの担い手として、PFI/PPPの導入についても検討を進め、特に空港や港湾といった利便施設を中心に、民間企業の発想・資金・参画

を得るための検討など、復旧期の段階から取組を進めていく。

本計画の着実な執行と復興を推進するために、連携体制や推進態勢の構築を図り、復興に関する諸計画を県民と共有し、施策の立案・推進を図っていく。

2) 県民参画（パブリック・インボルブメント）について

土木部では、平成13年3月に「説明責任向上行動指針」を策定し、公共事業の構想・計画段階から、広く県民に情報公開をした上で、県民や利用者からの意見や意志をうかがう機会を設け、意思決定のプロセスの様々な場面で県民の関わりを持ちながら政策や事業計画に反映させる取組を進めてきた。

復興事業は、被災者をはじめ、官民間わず、多様な活動主体が総力を挙げて取り組む必要があることから、各々が早い段階から必要な情報を共有するとともに、双方向のコミュニケーションを十分に図りながら、円滑に事業を執行していくことが求められる。

こうしたことから、社会資本再生・復興計画の推進に当たっては、「説明責任向上行動指針」を基本に、あらゆる場面で「県民参画」を最大限意識しながら取り組んでいくことが必要である。

[復興事業の県民協働の事例]

○仙台塩釜港復興会議・石巻港復興会議

国、県、港湾所在市町並びに港湾利用者で構成され、この会議において、それぞれの港湾の復旧方針が議論され、関係者一丸となって復旧・復興に取り組んでいる。

3) 防災教育、出前講座などについて

●防災教育

今回の大震災に伴う大津波では、避難が間に合わず多くの尊い命が失われたが、釜石市の事例のように、津波防災教育により多数の命が救われた事例も報告された。

土木部では、気仙沼土木事務所において、早くから津波に対する住民の防災意識の醸成に努めてきており、平成18年3月には「津波防災教育学習の手引き」を作成し、また、平成21年2月には県教育委員会が「みやぎ防災教育基本方針」を作成したことから、県教育委員会とも連携しながら、津波に対する防災教育に取り組んできた。

しかしながら、今回の想定を超える大津波により、多くの尊い命が失われた現実を目の当たりにし、想定を超えるリスクに対する防災意識を広く住民に醸成することの難しさを改めて思い知らされた。

これまで土木部が取り組んできた防災教育では、津波防災などに関する知識の習得、避難を中心とする対応策を体系的に理解できるよう努めてきた。こうした取組を今後も継続していくことと併せて、家族、学校、地域といった多様な主体と連携を図りながら、今回の大震災を踏まえて、想定を超える巨大な災害が起こりうることをも考慮した「命を守る」を基本にした防災教育の充実を図る。

●出前講座

県では、県政に関する情報を正しく伝え、意識啓発を図りつつ、県民の理解を得ながら施策展開を図っていくために出前講座を実施してきた。これまで実施してきた防災分野の出前講座メニューは次のとおりである。

表:防災分野の出前講座(平成22年4月現在)

| メニュー名 | メニューの概要 | 講座時間(分) | 実施課・室・所等 |
|------------------------------|---|---------|--|
| 宮城県沖地震の再来に備えて | 高い確率で再来が予測される宮城県沖地震の基礎的な知識と被害想定結果、また日頃からの備えについて説明します。 | 60 | 危機対策課 危機管理班 |
| 津波被害から生き延びるために～津波防災教育を支援します～ | 地震津波に対して「知る、逃げる、備える」という観点から分かりやすく小中学生の津波防災教育を支援します。 | 60 | 防災砂防課 防災企画班 仙台土木事務所 東部土木事務所 気仙沼土木事務所 |
| 地震によるブロック塀の倒壊を防ぐために | ブロック塀の施工基準、点検方法について説明します。 | 45 | 建築宅地課 建築指導班 |
| 地震に強い建築物を目指して | 宮城県における建築物の地震防災対策について説明します。 | 45 | 建築安全推進室 建築安全推進班 |
| 進めよう木造戸建て住宅の耐震化 | 木造戸建て住宅の耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修工事の概要、助成制度等の説明をします。 | 45 | 建築安全推進室 建築安全推進班 |
| 災害時における要援護者支援について | 災害発生時における高齢者、障害者等の要援護者に対する支援について、県の取り組みを説明します。 | 60 | 保健福祉総務課 企画調整第一班 |

出典:県広報課ホームページ

震災からの復興といった視点で捉えると、今後、出前講座においては以下の取組が必要である。

○ 出前講座のカリキュラムの見直し

今後、命を守るための「減災」を意識した考え方へシフトしていくためのカリキュラムの見直しが必要である。このため、災害リスクを回避するための正しい知識を身につけ、それを地域の防災活動で実践していくための県民参加型のカリキュラムについて検討していくものとする。

具体的には、行政側で発信する災害関連情報の詳細な説明や活用の仕方、各種ハザードマップに記載されている内容の説明、使い方、限界等の防災に関する「正しい情報をよく知る」ための講座の開設などを検討していく必要がある。また、これまで先導的な事例として取り組んでいた避難誘導標識の作成などを住民主体で検討できるよう、作成の方法や意見集約までの流れといった行政側で持っているノウハウを県民に伝えていくような講座の開設についても検討する。

○ 学校教育の一環として、総合学習への関わり

防災教育を推進する意味でも、学校自らが行う防災教育を補完する形で出前講座を活用する。

○ 地域コミュニティを再構築するためのツールとしての活用

災害公営住宅や復興市街地などへ新しく移り住んだ場合には、必ずしも従来の地域コミュニティがそのまま継承されるわけではない。出前講座で共通の話題を提供しながら地域コミュニティの再構築する場として活用する。また、地域コミュニティの再構築により、地域のセイフティネットを強化する役割も期待される。

○ 地域ニーズの掘り起こし

行政の取り組みを県民と共有化すると共に、できるだけ多くの地域ニーズを把握に努め、課題解決に向けて取り組みを県民と協働し進める。

○ できるだけ多くの人々の防災意識を高めるための取組

出前講座は、行政側からの一方的な説明に終始しがちであるため、参加者が学習し、その内容を地域に持ち帰り、地域で学んだ内容を教えるといった、できるだけ多くの人々の防災意識が高まるような教育の輪の形成を目指した取組を進める。

4) アドプト・プログラムについて

土木部では、平成13年度から、良好な公共土木施設的环境を維持するために公共土木施設の清掃や緑化作業に積極的に取り組む個人や団体を「スマイルサポーター」として認定する「アドプト・プログラム」を実施してきた。



図:スマイルサポーターのイメージキャラクター

こうした取り組みは、身近な社会資本へさらに愛着を持ち、良好な環境を創出するために有効な施策であることから、引き続き、ホームページなどを活用し、広く県民へ周知していくことで、身近な社会資本へ更なる意識の醸成を図っていく。



図：仙台サーフショップユニオンによる「向洋海浜公園」清掃活動の実施状況（仙台塩釜港湾事務所 HP より）

5) 地域協働（コラボ）事業について

土木部では、「ともに考え、ともにつくり、ともに育む」を基本理念のもとに、地域に生活に密着した公共事業については、地域住民の発案に基づき地域住民と共に課題解決しながら実施していく地域協働（コラボ）事業に取り組んできた。

今後は、地域協働（コラボ）事業は、完了した事業の検証を行いながら、事業制度の見直しも含めて、地域の特定課題の解決に向けた取り組みとしての制度充実を図っていく。具体的には、平成22年度に実施した部内ワーキンググループで進めてきた議論を踏まえて、復興事業という観点での制度の在り方や地域住民の主体性、発案を最大限取り入れた事業手法等の検討を進める。

（2）地域の理解と合意に基づき復興を促進する取組

1) 復興事業に関する説明責任の向上と広報広聴の改善

土木行政推進計画の策定が必要になった背景に「公共事業の実施過程における透明性の確保の必要性」、「事業執行の説明責任（アカウンタビリティ）の明確化」がある。土木部では、平成12年度に「説明責任向上行動指針」を策定し、公共事業をより一層県民に理解され、説明性の高いものへ改善するために、「公共事業実施の各段階での説明責任の向上」と「広報広聴の改善等」に取り組んできたところであるが、策定から10年以上が経過し、住民ニーズの多様化や地域協働事業（コラボ事業）の実施など社会情勢の変化に対応した見直しが必要とされている。

インターネットの普及に伴い、ホームページを活用した情報提供は従来よりも改善されてはいるものの、ホームページに情報が掲載されていることを知っている県民が少ないことやインターネットを利用できない人は情報を受け取ることができないなど様々な課題も従来から明らかとなっている。一つの媒体によらず、テレビ、ラジオ、新聞、チラシなど様々な媒体により情報提供すると共に、伝える情報内容の充実や積極的なPRなど情報提供のあり方をさらに充実していく必要がある。

また、東日本大震災からの復興状況は世界から注目されていることから、できるだけ速やかに復旧・復興に向けた取り組み状況や成果を対外的に示していくことは県民に安心感を与え、復旧・復興に向けた意欲を高めていくことにつながっていくと考える。こうした情報提供は宮城の社会資本を利活用する事業者の「宮城離れ」を防ぐことにもつながる。

そのため、部内各課室及び地方公所からの情報発信は積極的に行い、県民の目に見える形で復旧・復興・発展の状況やプロセスを示していく必要がある。



図：宮城復興だより(気仙沼市・南三陸町版)，気仙沼土木事務所 HP より



図：宮城復興だより(石巻市・東松島市・女川町版)，東部土木事務所 HP より

土木部では平成19年3月策定の「宮城の将来ビジョン」で掲げられている「富県宮城の実現」に向けて「企業誘致」と「観光振興」について、土木部に求められている役割を明確にし、土木部職員一人一人がセールスマンとしての自覚を持ち、顧客（県民及び来県者）満足度の向上を図るため、平成22年4月に「富県宮城」一人一人が宮城のセールスマンPTを立ち上げ、検討を重ね、リーフレット、名刺及びセールスマンとしての心得といったツールを作成し、宮城の社会資本への理解を深めてもらうための取組を行ってきた。



図：リーフレット「みやぎを支える産業基盤」（宮城県版）平成 23 年 3 月

・土木部セールスマン心得（五訓）

- 一、 先ず、人間としての良識を養い、信頼される人間になること。
- 二、 県の使命をよく理解し、自分の働きに、意義・誇りを感じて、業務に取り組むこと。
- 三、 行政サービスの提供者であることを忘れず、常々から相手とよく話し合い、謙虚に慎ましく親切丁寧に仕事を進めること。
- 四、 正確と迅速さが信用を創る。対応はできるだけ早く、回答はできるだけはっきりとすること。
- 五、 自分が提供するサービスに自分から興味を持ち、自主的に進んで勉強し、職業知識を豊富に持つこと。

震災からの復興に向けて、こうした取り組みの成果を復興状況の PR 等に活用していくものとする。特にリアルタイムな情報提供としては非常に有益なツールとなるので、引き続き、積極的に取り組んでいく。

2) 復興に向けた地域の合意形成

県民からの意見聴取の方法として、これまで県民アンケートや地域づくり懇談会など様々な取り組みを実施してきた。これらは、一定の成果を上げてきたものの地域づくり懇談会などは県からの情報提供の意味合いが強く、検討や議論といった場面までは十分に活用できてはいなかった。

東日本大震災からの復興に当たっては、新たなまちづくりを一から組み立てていかなければならず、これまで以上に丁寧に地域住民や関係者の意見を幅広く聴取し、その方向性を模索していかなければならない。

本計画を着実に進めていくためには、まずは災害からの復旧を早急を実施していかなければならないが、社会資本の再生・復興に当たっては行政主導による一方的な進め方ではなく、地域の住民、事業者、関係権利者など、多くの利害や意見調整をする場を整えて実施してい

くことが必要である。

意見集約に当たっては、女性、高齢者、障害者などの意見を的確に反映させると共に将来世代にも十分配慮しながら、復興事業に関する地域の合意形成を図っていくものとする。

また、震災による経済活動の停滞や風評被害等の様々な影響により、できるだけ多くの、また少数意見も傾聴しながら、誰をも排除しない地域づくりを目指して取り組んでいく。

(3) 的確な復興事業のマネジメントの推進

社会資本再生・復興計画は、東日本大震災をからの復興に向けた土木部の施策展開の在り方を示すものである。本計画は、県民に対して土木・建築行政の復興の取組を明らかにするものであるのに加え、土木部の行政マネジメントの指針でもあることから、施策を構成する復興事業については、行政評価制度を援用しながら、適正な進行管理に努めるものとする。

また、今後の予算編成方針については、本計画の基本目標の実現に向けて、必要な事業を社会経済情勢等の変化、各種法例や条例の改正及び財源の見通しなどを踏まえて決定していく。

1) 予算編成

予算編成に当たっては、県の財政収支をもとに施策の効果が十分に発現されるよう、事業の優先度を適正に判断し、必要な予算を確保することが基本である。一方、本計画では、復興事業の推進のため、国への新たな制度設計の提案も含んだ財源見通しを行っているため、復興事業に対する新規の事業制度等が明らかになった時点で改めて事業費の精査が必要である。

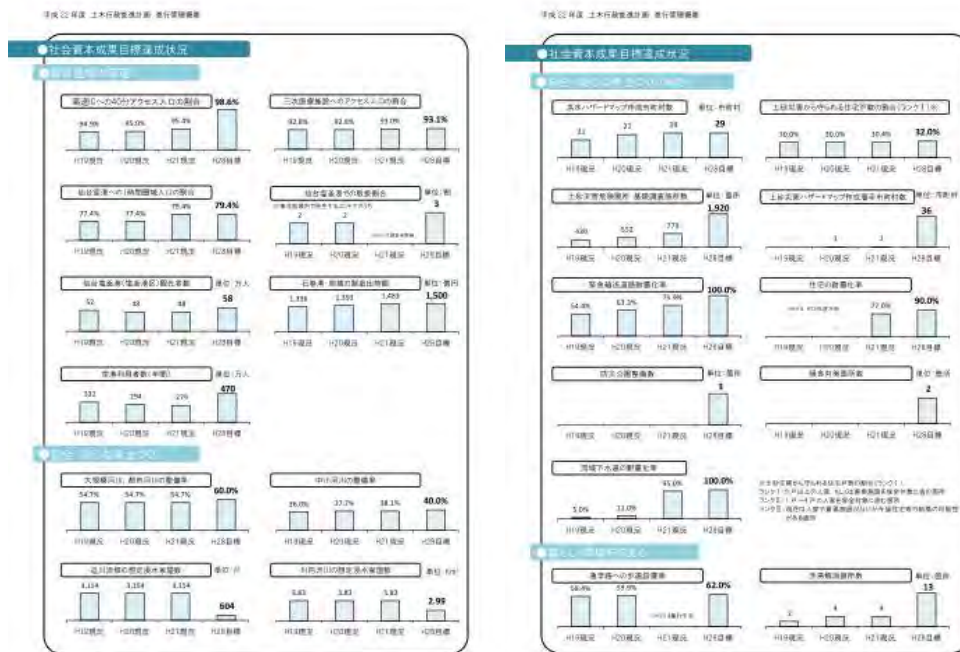
毎年の予算については部の予算編成方針に基づき編成するが、本計画に掲載されている基本目標が早期に達成されるよう、予算編成方針の策定に当たっては十分配慮するものとする。

本計画に記載されていない事業の実施が必要な場合には、施策、事業の目的、緊急性及び必要性等を整理したうえで、土木政策会議において、必要な意志決定を行ったうえで、計画へ位置づけたうえで実施するものとする。

2) 投資実績管理

毎年度の投資実績については、翌年度の当初に「進行管理の概要」を作成し、施策の実施効果を確認し、県民に対して明らかにする。施策効果の発現状況などは事業展開の考え方に反映させるためにアウトカム指標などを用いながら、わかりやすい方法で明示するものとする。

復旧期における進行管理は、災害復旧事業が多くを占めるため、「宮城県社会資本緊急アクションプラン」において、整備量による進行管理を行う。



図：「進行管理の概要」

3) 計画のフォローアップ

社会資本再生・復興計画は、復興の進捗状況や社会経済情勢等の変化などに対応し、各期の最終年度に当該期間の施策の達成状況等を評価したうえで、次期以降の計画内容を見直すこととする。なお、計画の変更については、土木部政策会議での意思決定を経ることとする。

4) 政策・施策レベルの復興事業マネジメント

●政策・施策評価

県では、「将来ビジョン」に基づく政策・施策体系に基づき、毎年、過年度に実施した政策・施策の妥当性について評価し、政策決定に必要な情報の提供、効果的で効率的な行政運営、県民への説明責任と透明性の向上を目的に政策・施策評価を実施しており、政策・施策の進捗状況等の把握と、今後の展開の方向性を検討や「行動計画」などの見直しに利用している。また、事業の分析で把握した課題等への対応方針は、実施方法の改善や予算編成等に反映させている。

土木部関連の重点事業においても、同様に評価を行ってきたが、今後は、「震災復興計画」と「将来ビジョン」との施策体系の擦り合わせが必要であることから、今後、政策・施策評価制度の見直しも見込まれる。社会資本再生・復興計画の施策体系は、いずれの上位計画にも対応できるものとなっており、今後、新たな制度設計がなされた場合には、その方法に従って適切に評価を実施するものとする。

5) 各種行政評価制度を活用した復興事業マネジメント

●大規模事業評価(平成11年度導入:大規模評価(第三者)委員会による外部評価)

□ 目的：県が事業主体である一定規模以上の事業を実施する場合に、事業の必要性、妥当性等について外部委員会の評価を受けることにより事業実施過程の透明化を図る。

- 対象となる事業：全体事業費 100 億円以上の公共事業及び全体事業費 30 億円以上の施設整備事業
- 評価の種類と評価の時期
 - ①計画評価：事業着手前（対象事業の全て）
 - ②事業再評価：大規模評価対象事業のうち事業着手後 5 年間未着工，着手後 10 年以上経過した事業（公共事業は，公共事業再評価の中で実施）
- 宮城県社会資本再生・復興計画との関係：

本計画に位置づけられている事業であっても，評価制度に該当する事業については，改めて，事業の必要性や適時性を整理，大規模評価を受けるものとする。

評価委員会で必要性が認められず，また，県の政策判断でも同様の結論が出た場合には，計画を一旦白紙に戻し，代替案等の検討も含めて見直すこととする。

●公共事業再評価(平成 10 年度導入:公共事業再評価(第三者)委員会による外部評価)

- 目的：事業着手後から一定期間を経過した公共事業は，事業の妥当性や事業の進め方等について外部委員会の評価を受ける。
- 対象となる事業：県が事業主体の公共事業で着手後 5 年間未着工又は着手後 10 年間を経過し未完了の事業，以降完了まで 5 年毎に再評価を実施
- 宮城県社会資本再生・復興計画との関係：

本計画に位置づけられている事業であっても，評価制度に該当する事業については，改めて，事業の必要性等を整理，評価を受けるものとする。

評価委員会で事業継続の必要性が認められず，県の政策判断でも同様の結論が出た場合は，事業の中止を含めて計画の見直しを行うこととする。

●事業箇所評価(平成 12 年度本格実施:職員による内部評価)

- 目的：事業種別ごとの実施予定箇所の優先度について，事業主体で客観的判断に基づく評価を実施し公表することで，事業の重点化と透明性の向上を目指す。
- 対象となる事業：今後 3 年以内に事業を予定する箇所で，県が主体で実施する公共事業，県以外が実施主体の公共事業で県が経費を助成しているもの（災害復旧等を除く）
- 宮城県社会資本再生・復興計画との関係：

従来，土木行政推進計画では，10 年間の評価を行い，3 箇年分を抽出して取り組んでいたところである。東日本大震災への対応を踏まえ，公共事業にかかる全般的な事業計画の大幅な見直しと合わせ，評価指標などは見直しが必要となってくる。当面は，評価制度の見直しに併せて，評価指標や評価結果の見直しについて検討する。

●新規採択箇所調書(平成 19 年度本格実施:職員による内部評価)

土木部では平成 15 年度から独自の取り組みとして，PDS 型マネジメントを活用したマネジメントシステムとして一層の充実を図る観点から新規箇所の着手にあたっては事業の必要性等に関して客観的な方法を用いて明らかにしていくこととし，平成 19 年度からは本格実施している。

この評価制度を活用することにより，事業実施時点での事業着手の妥当性などについて社会的な指標を参考にしながら評価を行い，事業実施の透明性を高めていく。

●再評価事業完了報告(事後評価)

(平成 22 年 9 月以降本格実施:公共事業再評価(第三者)委員会による外部評価)

公共事業再評価を実施した公共事業について、事後評価を行うものである。事後評価については、事業の実施効果を事業種毎に国の事後評価制度などを参考に外部委員会の評価を受けるものである。

公共事業再評価を実施した事業について、事業完了した翌年度から起算して5年度以内に「再評価事業完了報告書(事後評価)」を作成し、事業の有効性、効率性、環境への影響と対策及び再評価部会意見への対応状況などについて明らかにするものである。事後評価を実施することで、今後の事業の進め方や事業着手の判断に活用していく。

| | |
|-----------|--|
| 事業 実施前 | <ul style="list-style-type: none"> ●大規模事業評価 ※全体事業費100億円以上の公共事業の評価 ●事業箇所評価 ※3年以内に実施予定の公共事業の事業箇所毎の評価 ●新規事業箇所長所 ※事業箇所評価対象のうち、翌年度に実施する新規事業箇所の評価 |
| 事業 実施中 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業箇所評価 ※3年以内に実施予定の公共事業の事業箇所毎の評価 ●公共事業再評価 ※5年未着手、10年で未完了、再評価後5年後などの事業 答申や条件で意見が付された場合は1年後及び適切な時期に「部会意見対応状況報告」を行う。 |
| 事業 完了後 | <ul style="list-style-type: none"> ●再評価事業完了報告 ※再評価を実施した事業のうち、事業完了後5年度以内に実施 |

図:事業の流れと各種評価制度の関わり

6) 復興関連事業の必要性、効果の評価手法

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日, 東日本復興対策本部)によれば, 東日本大震災からの復興にあたっては, 東日本大震災からの復興のために真に必要なかつ有効な施策を実施することとし, 事業の立案段階から, 効率性, 透明性, 優先度の観点から適切な評価を行うものとする。復興関連事業であっても事業概要や成果目標, 活動指標などの復興関連事業の精査が求められている。国ではこの基本方針に基づき, 評価手法などは行政刷新会議事務局から示される予定である。

県では, 条例に基づき各種行政評価制度を整えており, 事業実施前, 事業実施中, 事業実施後の評価メニューに基づき実施していくことが合理的であることから, 土木部の復興関連事業の評価についてはこれらの評価制度を活用していくものとする。

一方で, 東日本大震災を受けて, 新たに土砂災害の発生する可能性のある地域が増えるなど自然条件は震災前とは大きく異なっている。また, 新しいまちづくりにあわせて, 公共施設, 社会福祉施設や学校などの教育関連施設の配置などが決められていくため, 評価の前提条件である社会状況を示す各種指標の見直しが必要となる。

さらには, 上位計画である「震災復興計画」が提案型の計画ということもあり, 事業制度を新しく定めていく新規事業も多く含まれている。

復興関連事業の評価にあたっては、土砂災害などの発生する恐れのある地域の有無といった自然条件の変化や新しいまちづくりにあわせた社会条件の変化などによる評価指標の検討を行う。また、提案型の新規事業については、県の評価制度の枠組みでの評価項目の設定などもあわせて実施する。

また、本編の「今回計画の特徴」でも示している「従来計画以上に向上が期待できる内容」に示される各項目について、アウトカム指標（成果指標）を活用して、事業の整備効果を明らかにすることで、復興関連事業の効率性、透明性、優先度を説明していくものとする。

（４）組織力・技術力を強化して復興を推進する取組

1）復旧・復興に向けての全国からの人的支援

東日本大震災からの復興にあたり、土木部では発災当初から国、各都道府県及び関連機関からのべ6,146人の支援（平成23年10月末現在：仮設住宅支援、災害復旧・復興先遣調査、下水道災害調査、復興に関する情報提供）を受けて復旧に取り組んでいる。また、地方自治法第252条の17の規定に基づいて平成23年4月より災害からの復旧に向けて、17の都道府県から短期、長期の職員派遣が実施されている。

表：仮設住宅支援に係る派遣職員数について（平成23年3月16日～8月31日） 単位：延べ人数（人・日）

| | 宮城県への支援 | 市町村への支援 | 合計 |
|----------------------|---------------------|---------|---------------------|
| 国土交通省からの支援職員数 | 126 | — | 126 |
| 独立行政法人都市再生機構からの支援職員数 | 915 | 320 | 1,235 |
| 各都道府県からの支援職員数 | 4 都道府県 783 | — | 4 都道府県 783 |
| 全国の市町村からの支援職員数 | 9 市 1,002 | — | 9 市 1,002 |
| 合計 | 4 都道府県 9 市 2,826 | 320 | 4 都道府県 9 市 3,146 |

出典：住宅課調べ，平成23年10月末現在

表：下水道災害調査に係る派遣職員数について（平成23年3月18日～5月22日）

単位：延べ人数（人・日）

| | 宮城県への支援 | 市町村への支援 | 合計 |
|----------------|-----------------|---------------------|---------------------|
| 各都道府県からの支援職員数 | 5 府県 76 | 20 府県 294 | 25 府県 370 |
| 全国の市町村からの支援職員数 | 9 市 81 | 72 市 2,492 | 81 市 2,573 |
| 合計 | 5 府県 9 市 157 | 20 府県 72 市 2,786 | 25 府県 82 市 2,943 |

出典：下水道課調べ，平成23年10月末現在，各県の下水道公社からの支援は都道府県で集計している。

表：各都道府県からの復旧対策に係る派遣職員数について

単位：人数

| 職種 | 配属先 | 庁内各課室 | 地方公所 | 合計 |
|----|-----|-------|------|-----|
| 土木 | | 6 | 68 | 74 |
| 建築 | | 14 | 0 | 14 |
| 電気 | | 6 | 1 | 7 |
| 機械 | | 4 | 1 | 5 |
| 合計 | | 30 | 70 | 100 |

出典：土木総務課調べ，平成 23 年 10 月末現在，人数は平成 23 年度に派遣される最大人数(予定を含む)

国は、直接的な人的支援に加え、平成 23 年 4 月 29 日に「災害復旧事業代行法」を公布し、自治体から要請があった場合には、漁港，砂防，港湾，道路，海岸，地すべり防止，下水道，河川及び急傾斜地崩壊防止の工事を国直轄工事として施行することが可能となった。また，市町村が管理する下水道や市町村道などは県が代行することが可能となり，被災自治体の要請に基づいて県が市町村の災害復旧への支援を行うことができることになった。

今回のように被災自治体単独では対応できない広域的な災害は，多数の業務が一度に集中的に発生するため，国を始め，全国の地方自治体などから支援を受けなければ，通常業務の処理能力を遙かに超えてしまい，行政機能が麻痺してしまうことになりかねない。また，行政機能そのものが相当程度被害を受け，行政機能のバックアップ体制の必要性も今回の災害で改めて明らかになった。

そのため，今回のような大規模で広域的な災害に備えて，平時から時間軸を意識した人的支援の体制づくりについても検討していく必要がある。

また，多くの都道府県からの支援を受け復興に取り組んでいくことで復興に向けたノウハウを全国で共有化することができることから，復興に向けた取り組みを契機としてこれら自治体との人的ネットワークや情報ネットワークなどを構築し，業務で得た経験を取りまとめ，蓄積しておくことで次の大規模災害時における他の自治体への支援等に活用していく。

2) 技術的サポート体制の確保

災害からの復興については，短期間に非常に多くの業務を進めていかなければならない。また，住民ニーズの多様化などにより，住民参画型の事業（例えばパブリック・インボルブメントを活用した事業），地域協働（コラボ）事業など，従来よりも多くの関係者と調整を図りながら事業に取り組んでいく必要がある。

さらに，「みやぎ型ストックマネジメント」を推進するために施設の維持管理に関する技術など，社会情勢の変化に対応した技術力が必要とされている。職員一人ひとりのスキルアップは当然必要となるが，公共事業における文書や図書，写真等の情報はもとより，各種技術的情報についても電子化し，共有化を進めることにより，組織としてのサポート体制を強化しながら，事業の執行の円滑化，品質の確保を図ることとする。

県では，土木部が発注する工事の設計に関して，設計内容の充実及び職員の技術能力の向上を図るために平成 18 年に土木部技術検討委員会を設置したところである。これは重要

構造物、大規模構造物、特殊工法、新技術・新工法などの導入を検討するものについて、各地方公所と主務課の協議により対象とする案件を決定し、設計思想・設計条件、構造物形式、仮設構造物や施工に関することについて検討を行うものである。

今回の東日本大震災では、沿岸部の長大橋の落橋や揺れによる橋梁の下部工に甚大な被害が出るなど、復旧工法の検討にあたり、高度な技術的な検討が必要とされ、場合によっては綿密な施工計画が必要とされる案件を検討していかなければならない。

技術的な支援にあたっては、各職員が業務に関してどのような知識・経験を有するか情報としてとりまとめていく必要がある。従来は、過去の記憶や口伝えの記憶などを情報源として人材を求めていたが、組織的に行うには、様々な人材がもつ技術力の情報を一元的に管理できるような仕組みを構築し、技術検討委員会での技術的な支援に活用していくことも考慮する必要がある。

多くの復旧工事を抱えながらの事業執行を進めていくためには、設計思想の統一、多方面からの検討やミスの回避などを行い、設計内容の充実を図る必要がある。本計画の執行にあたっては、こうした技術的な面でのサポートも活用しながら進めていくものとする。

3) 人材及び組織体制の充実・強化

限られた人的資源の中で、様々な社会的要請に適切に対処しながら、急増する復興関連施策の着実な推進を図るためには、職員のスキルアップと人材を活かす組織体制の充実・強化を図っていく必要がある。これから復興事業が本格化する時期は、様々なノウハウや経験を持つ団塊の世代が大量に退職を迎える時期であり、技術を伝承するためには、これまでの経験や復興活動についての知識の共有化、明確化を図っていく一方で、職員が有するコツやカンなどの「暗黙知」を組織内で受け継いでいくことが必要である。

復旧にとどまらない復興に向けて、現場では様々な工夫が要求され、被災事象への適切な対処や新しいまちづくり等、一人ひとりがよく考え、ものづくりに取り組まなければならない。上司から部下への指導を通じた職場での研鑽により、技術の伝承に各職場で取り組む一方で、暗黙知を形式知に変換するなど部内の研修カリキュラムを充実し、技術力、専門力、政策形成能力の研鑽に努め、課題解決能力のある人づくりを行う。

更に、育成した人材を適正に活用し、組織としての対応力を向上するために、組織の適所に配置して能力を発揮するとともに、業務の難易度やボリューム変化に応じたマンパワーのバランス確保や、業務遂行に必要な職員構成の見極めと配置、突発事象に対応した機動的な対応、活動しやすい組織風土の醸成等を通じて、組織の総力を向上させる。

こうした対応により、社会資本整備をめぐる環境の変化等があったとしても、行政サービスの低下をまねくことなく、県民の付託に応えることのできる組織体制を構築する。

(5) 将来にわたり施設機能が適切に維持できる社会資本整備の推進

1) これまでの取組

高度経済成長期に整備してきた大量の社会資本は徐々に老朽化が進み、今後は施設の更新費用や維持費の大幅な投入が必要になる。一方、本格的な人口減少社会の到来により、高齢・福祉関係の予算の大幅な増加に伴い、公共事業に投資できる予算は圧縮され、公共事業費の大幅な増加は期待できない中で、将来にわたり社会資本を維持していくための新たな取り組みが求められた。

土木部では平成18年4月に「みやぎ型ストックマネジメントガイドライン(案)」を策定し、平成22年2月に「みやぎ型ストックマネジメント進行管理委員会」を設置し、みやぎ型ストックマネジメントの基本理念である「次世代に豊かさを引き継ぐことの出来る持続可能なみやぎの県土づくり」の実現に向けて、短寿命型(フロー型)の社会資本整備から脱却し、将来にわたり社会資本を適切に維持していくための取組を図ってきたところである。

2) 震災復興とみやぎ型ストックマネジメントについて

「みやぎ型ストックマネジメント」とは、世代を超えて良質なストックを蓄積し、将来に向けて、新たに建設する施設を含め、所管する社会資本施設全般を長期間にわたり最大限有効に活用し、次世代に過度な負担を先送りすることなく、世代を超えて、真の「豊かさ」と「安心」を共有できる社会の実現を目指すための、総合的な社会資本の管理の取組である。

今回の東日本大震災では多くの公共土木・建築物が被害を受け、一部の施設では大津波により流出した。災害からの復旧に当たり、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」では、災害復旧事業は「災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とするもの」と定義されており、復旧工法の選定に当たっては、「比較設計を試み経済的な工法を選定すること」とされている。

よって、災害復旧の工法選択の際においても原形復旧を原則としながらも、「みやぎ型ストックマネジメント」に基づき、施設が長寿命化でき、維持管理の手間がいないロングライフな構造形式を選択し、新しいものづくりの在り方を展開していくものとする。

3) 長期的な視点に立った社会資本整備の実践

みやぎ型ストックマネジメントでは、今後30年～50年先を見通した目標の実現に向けた社会資本整備の取組方針(本計画での「基本理念」)に基づいて達成される成果目標を設定したうえで、新たな施設、既存の施設のいずれにおいても今後10年間の維持管理の基本方針を定め、施設マネジメントを行うことにしている。

既存の施設に当たっては、施設の有効活用という観点から、個々の施設特性を十分に見極めた上で適切にマネジメントを行うことにしており、一方、新たな施設整備に当たっては、良質な社会資本ストックを蓄積していく観点から今後求められる社会資本ニーズや備えるべき使用を見極めた上で、施設整備の目標を定め、適切にマネジメントを行うものである。

みやぎ型ストックマネジメントを実践していくためには、おおむね 10 年間に達成する成果目標と分野別の維持管理方針を定め、その方針に基づいた施設別（事業別）維持管理計画を定めて運用する。対症的な整備手法を見直し、既存施設の健全度を評価した上で、予防保全や長寿命化などの手法を活用して、ライフサイクルコストの低減を図ることが必要である。

具体的には施設の健全度を評価するために、各施設の管理台帳を作成し、事業施設毎に施設管理計画を作成し、施設の長寿命化及び適切な維持管理を実施するものである。また、新規建設時においてもライフサイクルコストが低減されるようイニシャルコストだけに着目せず、計画段階からコスト縮減を意識し、将来需要や維持管理費も見据えた事業展開を図る。

維持管理方針については、震災により被災した施設の復旧状況を踏まえ、「みやぎ型ストックマネジメント進行管理委員会」での検討を経て明らかにしていくが、維持管理方針の設定に当たっては、震災の影響により、施設が滅失や破損するなど状況が変化していることや災害復旧により施設が結果として更新される箇所もあるため、施設の現状から再確認する必要があることから、施設の劣化状況などを再確認後、目指すべき維持管理目標を定めるものとする。

（6）津波被災地における適正で円滑な土地利用調整について

三陸沿岸など津波被害を繰り返した地域では、石碑などにより津波の危険性を伝承しており、明治三陸津波の教訓を生かした「海嘯罹災地（かいしょうりさいち）建築取締規則」（昭和 8 年県令第 33 号）では、津波による浸水が予測される沿岸部への住宅建築を原則禁止する独自の建築制限条例を施行するなど、強い規制も実施してきた。しかしながら、時間の経過とともに低地に人家が建ち並び、再び被災する歴史を繰り返した。

今回の大震災からの復興に向けては、三陸沿岸などでは可住地が限られていることもあり、限られた土地の中で防災に配慮した適正な土地利用への転換が必要となる。限られた国土を適正かつ有効に利用するためには、人口動態や地域の経済活動の視点、農林漁業との調和、自然環境や景観等への配慮に加えて、被災リスクに応じた土地利用への誘導や規制を伴った、新しいまちづくりの計画を立案する必要がある。こうした計画が合意形成を経て策定されるまでには、一定の時間が必要であり、その間、無秩序な建築行為や投機的な土地取引を制限する必要がある。

このため、都市計画で定める用途地域などを対象として、緊急の措置として建築基準法第 84 条に基づき建築物の制限を行った（東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成 23 年 4 月 29 日法律第 34 号）により、平成 23 年 9 月 11 日まで延長した。）。また、その後については、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域の指定により、発災から最長 2 年間、一定の建築制限が可能となっている。こうした現行制度による法律、震災を受けて施行された新法などを有効に活用しながら、適正な土地利用に向けた検討を進めていく。

適正な土地利用の検討に当たっては、国が平成 23 年 7 月に定めた「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」を参考に、住宅、病院、福祉施設等に関連する居住系の土地利用は、津波リスクの最も低いエリアへ誘導するとともに、業務系の土地利用については、津波に対する安全度の観点のみならず、津波リスク対策を講じることを条件として利便性や業務内容に応じて設定する。その上で、地域産業の早期再建と被災地の復興を加速するために、開発の促進や集約化した土地利用への誘導を行う。

また、復興事業を迅速に進め、早急に土地利用の再編を進めるためには、都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等の手続きが必要であり、法律によっては国、県などへの協議や同意が必要となってくる。こうした手続きが円滑に行われ、調整に不要な時間を費やすことがないよう、手続きの特例などの実現に向けて国へ働きかける。

更に、現在、国では津波災害に強い地域・まちづくりの推進のために「(仮称)津波防災地域・まちづくり法案」を検討中である。この中で、「津波災害警戒区域」や「津波災害特別警戒区域」の指定なども検討されており、法律の施行と合わせて、津波被災地における適正で円滑な土地利用調整を図る。

(7) 県内建設企業の健全な育成と建設産業の振興

県では、平成 20 年 3 月に「みやぎ建設産業振興プラン」(平成 20 年度～平成 23 年度)を策定し、「経営力と技術力に優れた建設業者の育成」、「建設市場の適正な競争環境の整備」及び「新しいパートナーシップの構築」の 3 点を基本的な方向と定め建設産業の振興を図ってきた。

このような中で東日本大震災が発生したが、県内各地で甚大な被害を受ける一方で、復旧・復興のための建設需要が増加し、県内建設産業を巡る環境は、震災前の供給過剰状態が一転して解消するものと予想される。

しかし、復旧・復興需要が一巡した後は、建設投資が大きく減少することが予測されることから、長期的な視点に立って建設産業の振興を進めることが重要である。

このため、「みやぎ型ストックマネジメント」など、今後の社会資本整備を支えるための技術力を持った人材の育成・確保や技術の伝承・向上、さらには建設企業の経営力強化につながる施策を展開するとともに、建設需要が増大する中で適正な元請・下請関係を確保するため、不良・不適格業者の排除に努めることなどを通じて、引き続き建設産業の振興を推進していく。

(8) 入札及び契約制度の適確な運用に向けた取組

東日本大震災により甚大な被害を受けた公共土木施設の一日も早い復旧・復興を実現するため、復旧期における災害復旧工事等の入札及び契約手続等について、平成 23 年 6 月 1 日から、以下の特例措置を講じたところである。

● 手続の簡素化・迅速化について

- 総合評価落札方式について、施工計画等の提案を省略した「特別簡易型」を導入し、入札・契約の簡素化と迅速化を図る。
- 入札保証金の適用金額を緩和し、設計額が5億円未満の工事について、入札・契約の期間短縮を図る。
- 調査基準価格を下回った場合の低入札調査を簡素化し、入札・契約の迅速化を図る。

● 被災者等の雇用の促進, 受注機会の拡大について

- 総合評価落札方式について、被災者等の雇用や施工地の地元企業に加点評価する「特別簡易型」の導入により、被災者等の雇用や地元企業の受注促進を図る。
- 同一部所発注の2件の工事間で現場代理人の兼務を認め、受注機会の拡大を図る。
- 前金払の割合引き上げ等により、円滑な施工の確保を図る。

● 低入札対策の徹底について

- 失格判断基準を見直し、より適正な競争環境の形成と品質の確保を図る。

今後は、これらの特例措置が入札・契約に及ぼす影響を絶えず把握・検証し、関係部局と協議しながら、必要な見直しを行っていく。また、計画期間の全体を通じて、地域経済情勢の変化や建設投資の動向、地域における建設企業の役割、さらには建設技術の向上といった様々な状況変化を的確に把握するとともに、国土交通省建設産業戦略会議が平成23年6月にとりまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2011」の提言内容も踏まえながら、公共工事の入札及び契約制度に求められる役割を見極め、より一層の透明性・競争性が確保出来るよう適確な運用に向けて取り組んでいく。

事業計画編

1. 主要施策の各期別の取組

(1) 壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換

1) 被災した公共土木・建築施設の早期復旧

| 復旧期 | 平成 23 年度～平成 25 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により被災を受けた国道、県道等の公共土木施設の復旧工事を完了します。また、津波で甚大な被害を受けた地域ではまちづくり計画と合わせて災害に強い道路・橋梁を整備します。あわせて、被災市町が管理する道路・橋梁などの災害の内、大規模なもの等は必要に応じて県が災害復旧を支援します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業 (生活基盤を支える道路の早期復旧) 公共土木施設災害復旧事業(市町) (市町が管理する道路の早期復旧) |
| <ul style="list-style-type: none"> 物流、生産などの拠点となる港湾施設の復旧工事を完了します。また、仙台空港の復旧工事を支援すると共に東北の拠点空港としての空港機能の回復のために、関連事業者への支援と併せて、仙台空港アクセス鉄道や仙台空港旅客ターミナルビルの復旧支援を行います。 | | <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業 (仙台塩釜港、松島港、石巻港、気仙沼港の早期復旧) 仙台空港災害復旧事業(仙台空港の早期復旧) 仙台空港旅客ターミナルビル復旧支援事業、仙台空港アクセス鉄道復旧支援事業 (空港機能回復のための関連事業者への支援) |
| <ul style="list-style-type: none"> 大津波により被害を受けた地域を高潮や波浪から防御するため、海岸保全施設の復旧に着手します。また、河川堤防、ダム施設については洪水による二次災害を防止するために、復旧工事に着手します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業(海岸保全施設の早期復旧) 公共土木施設災害復旧事業(決壊した堤防等の早期復旧) 公共土木施設災害復旧事業(ダム施設の早期復旧) |
| <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止のため、砂防関係施設の復旧工事を完了します。また、再度災害防止のため、緊急的に砂防施設の設置などを実施します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業(土砂災害防止のための砂防関係施設の早期復旧) |
| <ul style="list-style-type: none"> 都市機能の早期回復のため、下水道、公園などの都市施設の復旧工事を完了します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業(下水道処理施設の早期復旧) 公共土木施設災害復旧事業(県立都市公園の早期復旧) 公共土木施設災害復旧事業 (仙台港背後地内の都市施設(街路、下水道)の早期復旧) |
| <ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた県営住宅を復旧し、再入居できるよう復旧工事を完了します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 既設公営住宅の復旧事業(県営住宅の早期復旧) |



| 再生期 | 平成 26 年度～平成 29 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 地域産業の基盤となる地方港湾の復旧工事を完了します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業 (女川港他地方港湾の早期復旧) |

- 津波により被害を受けた地域を高潮や波浪から防御するため、海岸保全施設の復旧工事を完了します。また、河川堤防については洪水による二次災害を防止するために、復旧工事を完了します。

- 公共土木施設災害復旧事業（海岸保全施設の早期復旧）
- 公共土木施設災害復旧事業（決壊した堤防等の早期復旧）
- 公共土木施設災害復旧事業（ダム施設の早期復旧）

発展期

平成 30 年度～平成 32 年度

<取り組む事業>

- 再生期までに公共土木・建築施設については災害復旧工事を完了します。今回の震災で体験した災害から復旧のノウハウを次世代に引き継ぎます。

- 研修会や講習会の実施による職員のスキルアップ

2) 多重防御などによる総合的な防災力の強化

復旧期

平成 23 年度～平成 25 年度

<取り組む事業>

- 津波により海岸線が変化している箇所や地盤沈下により地形が大きく変化している地域については、沿岸市町のまちづくりと連携しながら、背後地の防災緑地の整備や高盛土構造の道路整備と併せ、単独施設ではなく複合的な施設配置より住民の生命、財産を守るべく断面構造を検討し、整備に着手します。
- 洪水被害のリスクが高まった低平地においては、ダム施設の整備などを併せた総合治水対策に着手します。
- 土砂災害危険箇所における基礎調査の実施や土砂災害警戒区域等の指定を進め、施設整備も併せて推進します。

- 道路改築事業（高盛土構造形式の道路整備）
- 海岸改良事業，海岸局部改良事業，河川改修事業（堤防幅を拡幅した海岸保全施設の整備など）
- 防災緑地整備事業（防災緑地の整備）
- 海岸調査費（海浜状況の調査など）
- 港湾整備事業，海岸改修事業（岸壁背後及び臨港道路沿の高盛土など）
- 河川総合開発事業，河川改修事業，河川局部改良事業（ダム施設の整備と併せた総合治水対策）
- 砂防事業，地すべり対策事業，急傾斜地崩壊対策事業（ハード整備による土砂災害対策）
- 砂防設備等緊急改築事業（緊急的な整備による機能回復）
- 土砂災害防止法基礎調査（土砂災害危険箇所の調査）
- 情報基盤整備事業（システム改善による県民への情報提供内容の充実）

再生期

平成 26 年度～平成 29 年度

<取り組む事業>

- 複合的に施設配置による海岸保全施設を各管理者毎の事業進捗と連携を図りながら、施設整備の完了に向けて推進します。



- 道路改築事業（高盛土構造形式の道路整備）
- 海岸改良事業，海岸局部改良事業，海岸局部改良事業（緊急特定）（堤防幅を拡幅した海岸保全施設の整備など）
- 防災緑地整備事業（防災緑地の整備）

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● ダム建設の適切な事業進捗を図ると共に、流域が一体となった総合治水対策を進め、治水安全度の更なる向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 河川総合開発事業，河川改修事業，河川局部改良事業（ダム施設の整備と併せた総合治水対策） ● 河川管理費（流下阻害解消）（ゲリラ豪雨対策のための河道掘削） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾施設についても東北地方全体を支えるエネルギー拠点施設を津波・高潮から防護するための施設整備を進めるとともに、再度災害防止のための臨港道路や緑地の盛土による高上げを検討し、整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾施設整備事業（臨港道路及び緑地の高上げ） ● 海岸改修事業（エネルギー関連施設の津波からの防御） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害対策については危険箇所への土砂災害警戒区域等の指定を進めつつ、施設整備も併せて推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 砂防事業，地すべり対策事業，急傾斜地崩壊対策事業（ハード整備による土砂災害対策） ● 土砂災害防止法基礎調査（土砂災害危険箇所の調査及び土砂災害警戒区域の指定） |



| | | |
|--|---|------------------------------|
| <p>発展期</p> | <p>平成 30 年度～平成 32 年度</p> | <p><取り組む事業></p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸保全施設の整備や治水安全度の向上に向けた更なる施設整備を進めると共に、施設の有効活用を意識した維持管理を進めていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸局部改良事業（復旧に併せた小規模な機能強化の整備） ● 防災緑地整備事業（防災緑地の整備） ● 河川管理費，水閘門管理費，海岸管理費（河川施設，海岸施設などの適正な維持管理） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害危険箇所への区域指定，施設整備を進めると共に人的被害を軽減する「減災」に向けた県民意識の醸成を進めていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 砂防事業，地すべり対策事業，急傾斜地崩壊対策事業（ハード整備による土砂災害対策） ● 土砂災害防止法基礎調査（土砂災害警戒区域の指定） | |

3) 耐震強化対策の加速的推進

| | | |
|---|---|-----------------------|
| <p>復旧期</p> | <p>平成 23 年度～平成 25 年度</p> | <p><取り組む事業></p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 内陸部における耐震化が完了していた橋梁については、今回の震災で重大な被害がなかったため、引き続き橋梁の安全性を確保するため、耐震化工事を推進し、緊急輸送道路の橋梁耐震化を完了します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁耐震化事業（緊急輸送道路の橋梁の耐震化） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震化を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 木造住宅等震災対策事業（旧建築基準の木造住宅の耐震化） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 丘陵部の住宅団地となっている大規模盛土造成地における滑動崩落防止事業を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地の耐震化） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 震災に伴い、放置すると人家に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所について、人命保護を目的としてがけ崩れの防止を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（がけ崩れ防止工事の実施） | |
|  | | |
| <p>再生期</p> | <p>平成 26 年度～平成 29 年度</p> | <p><取り組む事業></p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送道路以外の路線について橋梁の耐震化工事を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁耐震化事業（県管理道路の橋梁の耐震化） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震化を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 木造住宅等震災対策事業（旧耐震基準の木造住宅の耐震化） | |
|  | | |
| <p>発展期</p> | <p>平成 30 年度～平成 32 年度</p> | <p><取り組む事業></p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送道路以外の路線について橋梁の耐震化工事を引き続き推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁耐震化事業（県管理道路の橋梁の耐震化） | |

4) 被災経験を踏まえた防災態勢の再構築

| 復旧期 | 平成 23 年度～平成 25 年度 | <取り組む事業> |
|---|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における業務停止を最小限にするため、土木部業務継続計画（BCP）を見直し、実践的な防災訓練を行い、業務継続力の向上を図ります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 土木部業務継続計画（BCP）の見直し |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 被災した建物や宅地の危険度の判定や被災家屋の調査などを実施するために市町村からの求めに応じて人的支援を行います。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災建築物応急危険度判定事業（応急危険度判定士の派遣） ● 被災宅地危険度判定事業（被災宅地危険度判定士の派遣） ● り災証明書発行に係る建築士派遣事業（建築士の派遣） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 今回の東日本大震災からの教訓を踏まえ、地域のニーズを取り入れた緊急輸送道路網の見直しを行います。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送道路網の見直し |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における排水ポンプの確保のため、事前準備を進めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 河川管理費（移動式ポンプの確保） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 今回の被災体験から得た教訓を風化させず、後世に広く伝承していくための「津波シンポジウムの開催」や県民協働の取り組みを通じ、津波被害に対する県民への意識啓発活動を行います。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波対策強化推進事業（シンポジウムの開催など） |



| 再生期 | 平成 26 年度～平成 29 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模地震に備え、都市公園の防災機能の向上を図るために総合運動公園の広域防災拠点化に着手します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 公園施設安全・安心対策緊急総合支援事業（都市公園の広域防災拠点化） |



| 発展期 | 平成 30 年度～平成 32 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模地震に備え、都市公園の防災機能の向上を図るために総合運動公園の広域防災拠点化を推進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 公園施設安全・安心対策緊急総合支援事業（都市公園の広域防災拠点化） |

(2) いつまでも安心して快適に暮らすことができる生活基盤の整備

1) 快適で安心して暮らせるまちづくりの推進

| 復旧期 | 平成 23 年度～平成 25 年度 | <取り組む事業> |
|---|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 被災市町の復興まちづくりの計画案の検討を完了させると共に壊滅的な被害を受けた沿岸の市町のまちづくりの支援に着手します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくり計画策定支援事業 (復興まちづくり計画の策定支援) 被災市街地復興土地区画整理事業 (被災した沿岸市町のまちづくり支援) |
| <ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくり計画案にあわせ、居住に適さない地域の住居の移転を促進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> がけ地近接等危険住宅移転事業(がけ地の崩壊などによる危険な地域からの移転) |
| <ul style="list-style-type: none"> 壊滅的な被害を受けた地区について、住環境の改善を行うため、住宅の集团的建設、建築物の敷地の整備を促進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 住宅地区改良事業 小規模住宅地区改良事業 (被害を受けた地区の住環境の改善) |
| <ul style="list-style-type: none"> 市街地の復旧復興を図るための都市計画街路の整備を進め、新市街地の建設や既成市街地の再開発を進めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画街路事業(都市計画街路の整備) 仙台港背後地土地区画整理事業 (仙台港背後地の整備) 市街地再開発事業 (土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新) |
| <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災で被災した現在進めている組合土地区画整理事業について事業者の負担を軽減し早期に事業完了させ、良質な宅地の提供を図られるよう支援します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 組合区画整理災害復旧支援事業 (被災した組合事業者への支援) |
| <ul style="list-style-type: none"> 区画形状が悪く、低層の住宅が密集している地域において、安全な住宅市街地形成のため、狭あい道路の改善のために市町村を指導します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 狭あい道路整備等促進事業 (狭あい道路の調査と拡幅など) |
| <ul style="list-style-type: none"> 住民生活に密着した身近な生活基盤の整備や社会資本を快適に利用するための施設の維持管理を推進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 道路改築事業、災害防除事業、交通安全施設整備事業、道路維持修繕事業(生活道路やバイパスの整備及び安全で快適な道路、歩行者、自転車空間の確保) 海岸管理費、河川管理費、河川局部改良事業(コラボ)、水閘門管理費(安全な河川施設や海岸施設の確保のための維持管理及び県民協働による河川環境の保全) 砂防事業(維持修繕)(土砂災害防止施設の適正な維持管理) 流域下水道事業、流域下水道事業(維持管理)(管渠等の耐用年数を経過した施設の改築や適正な管理維持) 流域下水道事業(調査)(震災を踏まえた下水道計画の改訂) |



再生期

平成 26 年度～平成 29 年度

<取り組む事業>

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の復興計画と調整を図りながら、沿岸の市町の復興まちづくりを支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災市街地復興土地区画整理事業 (被災した沿岸市町のまちづくり支援) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 復興まちづくり計画にあわせて、居住に適さない地域からの住居の移転を完了します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● がけ地近接等危険住宅移転事業 (がけ地の崩壊などによる危険な地域からの移転) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の復旧復興を図るための都市計画街路の整備を進め、新市街地の建設や既成市街地の再開発を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画街路事業 (都市計画街路の整備) ● 土地区画整理事業 (組合が実施する土地区画整理事業への補助) ● 市街地再開発事業 (土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 区画形状が悪く、低層の住宅が密集している地域において、安全な住宅市街地形成のため、狭あい道路の改善のために市町村への指導を引き続き実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 狭あい道路整備等促進事業 (狭あい道路の拡幅と調査など) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 住民生活に密着した身近な生活基盤の整備や社会資本を快適に利用するための施設の維持管理を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路改築事業、災害防除事業、交通安全施設整備事業、道路維持修繕事業 (生活道路やバイパスの整備及び安全で快適な道路、歩行者、自転車空間の確保) ● 海岸管理費、河川管理費、水閘門管理費、河川局部改良事業 (コラボ) (安全な河川施設や海岸施設の確保のための維持管理及び県民協働による河川環境の保全) ● 河川局部改良事業 (特定施設) (老朽化により機能低下している河川管理施設の計画的な補修) ● 砂防事業 (維持修繕) (土砂災害防止施設の適正な維持管理) ● 流域下水道事業、流域下水道事業 (維持管理) (管渠等の耐用年数を経過した施設の改築や適正な管理維持) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 公共土木施設の長寿命化を図り、社会資本を長期に安全に使用できるよう適正に維持管理します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁長寿命化事業 ● 県営住宅ストック総合改善事業 ● 県営住宅リフォーム事業 など (みやぎ型ストックマネジメントの実践) |

発展期

平成 30 年度～平成 32 年度

<取り組む事業>

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の復興計画と調整を図りながら、沿岸の市町の復興まちづくりの完成に向けて支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災市街地復興土地区画整理事業 (被災した沿岸市町のまちづくり支援) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の復旧復興を図るための都市計画街路の整備を進め、新市街地の建設を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画街路事業 (都市計画街路の整備) ● 土地区画整理事業 (組合が実施する土地区画整理事業への補助) |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 住民生活に密着した身近な生活基盤の整備や社会資本を快適に利用するための施設の維持管理を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路改築事業，災害防除事業，交通安全施設整備事業，道路維持修繕事業（生活道路やバイパスの整備及び安全で快適な道路，歩行者，自転車空間の確保） ● 海岸管理費，河川管理費，水閘門管理費，河川局部改良事業（コラボ） （安全な河川施設や海岸施設の確保のための維持管理及び県民協働による河川環境の保全） ● 河川局部改良事業（特定施設）（老境化により機能低下している河川管理施設の計画的な補修） ● 砂防事業（維持修繕）（土砂災害防止施設の適正な維持管理） ● 流域下水道事業，流域下水道事業（維持管理）（管渠等の耐用年数を経過した施設の改築や適正な管理維持） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 公共土木施設の長寿命化を図り，社会資本を長期に安全に使用できるよう適正に維持管理します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁長寿命化事業 ● 県営住宅ストック総合改善事業 ● 県営住宅リフォーム事業 など （みやぎ型ストックマネジメントの実践） |

2) 快適で安心できる住まいづくりの推進

| 復旧期 | 平成 23 年度～平成 25 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 早期の円滑な住宅の復興の推進に向けて、災害公営住宅の実施計画を策定し、整備に着手します。 災害公営住宅の整備に当たっては、高齢者生活支援施設などの併設を進めるなど、今後の地域課題の取組のモデルとなるよう進めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 復興住宅計画の策定（災害公営住宅の整備及び民間住宅供給への支援策を盛り込んだ計画の策定） ● 災害公営住宅整備事業（被災者の安定した生活を確保するための（住宅整備） ● 災害復興住宅の一元管理（住宅の募集、入居、情報管理の一元化による効率的な住宅供給） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 個人住宅の再建等のために各種支援を実施します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅再建支援事業（個人住宅再建支援） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅復興及び住宅再建支援を中心とした取り組み、次世代に向けたライフスタイル、モデル的な住まい方を検討します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 住生活基本計画の策定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 既存公営住宅の有効活用と住環境向上のため、公営住宅の改善を実施します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 県営住宅ストック総合改善事業、県営住宅管理事業、県営住宅リフォーム事業（居住性を高めた施設の有効活用） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 中所得者層向けの賃貸住宅供給及び高齢者向けの優良賃貸住宅の供給を促進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域優良賃貸住宅建設事業（民間事業者の賃貸住宅の供給促進） |



| 再生期 | 平成 26 年度～平成 29 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の生活拠点を確保するため、災害公営住宅の整備を完了します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害公営住宅整備事業（被災者の安定した生活を確保するための（住宅整備） ● 災害復興住宅の一元管理（住宅の募集、入居、情報管理の一元化による効率的な住宅供給） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 個人住宅の再建等のために各種支援を実施します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅再建支援事業（個人住宅再建支援） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 中所得者層向けの賃貸住宅供給及び高齢者向けの優良賃貸住宅の供給を促進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域優良賃貸住宅建設事業（民間事業者の賃貸住宅の供給促進） |



| 発展期 | 平成 30 年度～平成 32 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 中所得者層向けの賃貸住宅供給及び高齢者向けの優良賃貸住宅の供給を促進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域優良賃貸住宅建設事業（民間事業者の賃貸住宅の供給促進） |

3) 環境に優しい社会資本整備の推進

| 復旧期 | 平成 23 年度～平成 25 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧時においても多自然川づくりなど自然環境と調和した公共土木施設整備を推進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 多自然川づくり（生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全や創出） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮し、公共土木施設の照明灯のLED化を進めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路照明灯改修事業（道路照明灯のLED化） ● 港湾整備事業（港湾施設の照明灯のLED化） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 県立都市公園の公園施設を計画的に保守点検・修繕を行うと共に維持管理を適切に行い、安全で快適な県民の憩いの場を提供します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園維持管理事業（安全で快適な憩いの場の提供のための公園の維持管理） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 人々が海に親しみながら交流できる憩いの空間・賑わいの水辺空間としての緑地の整備に着手します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾整備事業 （県民や訪れた観光客に海と接することができる緑地の整備） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車から排出される二酸化炭素の排出量削減のために交通流円滑化に資する交差点の改良などを進めていきます。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路改築事業（補助・交付金）、道路改築事業（県単独） （渋滞や混雑している箇所の解消） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 化石燃料の消費を押さえるため、下水汚泥を利用するエネルギー循環型の下水道システムを再構築します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 下水汚泥のバイオマス燃料化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧工事の実施において、環境負荷抑制対策及び省エネルギー対策を推進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 排ガス対策型機械及び低騒音型建設機械の使用促進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 復旧工事の実施において、建設リサイクルを推進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 工事資材の再生品の利用や建設発土の再利用による建設リサイクルの推進 |



| 再生期 | 平成 26 年度～平成 29 年度 | <取り組む事業> |
|---|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地形改変などによる生態系の変化を極力最小限となるよう配慮した公共土木施設整備を進めていきます。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 多自然型川づくり（生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全や創出） ● 「エコロード」の整備（自然と共生した道路づくり） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境の保全に重点を置き、歴史的遺産を生かしたレクリエーションの拠点を整備します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 公園整備事業（自然環境の保全に重点を置いたレクリエーションの場の提供） ● 公園施設安全・安心対策緊急総合支援事業（都市公園の長寿命化） ● 都市公園維持管理事業（安全で快適な憩いの場の提供のための公園の維持管理） |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 公共土木・建築施設の長寿命化を図り、社会資本を長期に使用することで、建設廃棄物の発生を抑制し、新規建設に必要な資源を有効に活用します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁長寿命化事業 ● 県営住宅ストック総合改善事業 ● 県営住宅リフォーム事業 (みやぎ型ストックマネジメントの実践) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 「ふるさとみやぎ」のよりよい景観を守り、創造し、景観形成を支える県民意識の醸成が図られるよう、「新・宮城県景観形成指針」に基づき、良好な景観形成に意欲的な市町村を支援すると共に、住民意識の醸成に向けて普及啓発を進めていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● みやぎの景観形成事業 (市町村への技術支援や景観シンポジウムの開催等の普及啓発) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● これまで実施してきた建設リサイクルを着実に実施し、建設発生土のリサイクル等を進めていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 工事原材料の再生品の利用、建設発生土の再利用による建設リサイクルの推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 公共工事の実施において環境負荷抑制対策及び省エネルギー対策を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 排ガス対策型機械及び低騒音型建設機械の使用促進 |

発展期

平成 30 年度～平成 32 年度

<取り組む事業>

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 公園施設整備を進めると共に、指定管理者による公園の利用形態を考慮した予防保全型の公園管理を進めていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公園整備事業 (自然環境の保全に重点を置いたレクリエーションの場の提供) ● 公園施設安全・安心対策緊急総合支援事業 (都市公園の長寿命化) ● 都市公園維持管理事業 (安全で快適な憩いの場の提供のための公園の維持管理) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 公共土木・建築施設の長寿命化を図り、社会資本を長期に使用することで、建設廃棄物の発生を抑制し、新規建設に必要な資源を有効に活用します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁長寿命化事業 ● 県営住宅ストック総合改善事業 ● 県営住宅リフォーム事業 (みやぎ型ストックマネジメントの実践) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● これまで実施してきた建設リサイクルを着実に実施し、建設発生土のリサイクル等を進めていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 工事原材料の再生品の利用、建設発生土の再利用による建設リサイクルの推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 公共工事の実施において環境負荷抑制対策及び省エネルギー対策を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 排ガス対策型機械及び低騒音型建設機械の使用促進 |

4) 多様な分野との連携による社会資本整備の推進

| 復旧期 | 平成 23 年度～平成 25 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 救急患者を三次救急医療機関へ迅速な搬送を行うための高速道路と医療施設を直接結ぶ道路の整備を促進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 救急車退出路整備事業（救急車専用の高速道路からの出口の整備の促進） |
| <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により雇用の場を失った被災者の雇用確保や景気低迷に伴う失業率の増加等に対応した雇用確保を通じて、社会資本の維持点検等を行います。 | | <ul style="list-style-type: none"> 臨港道路の側溝清掃（臨港道路の側溝にある土砂等の清掃） 歩道安全点検事業（歩道の安全点検パトロール） 津波浸水域道路付属物点検事業（道路付属物の点検及び臨時の道路パトロール） |
| <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化された良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者の安全で安心な居住の確保を推進します。また、災害公営住宅の整備に当たっては、高齢者生活支援施設などの併設を進めるなど、今後の地域課題の取り組みのモデルとなるよう進めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> 地域優良賃貸住宅供給促進事業（居住環境が良好な賃貸住宅の供給の促進） 災害公営住宅整備事業（被災者の安定した生活を確保するための住宅整備） |
| <ul style="list-style-type: none"> 建築技術のキャリア形成に向けて建築関係の未就職者への支援を行います。 | | <ul style="list-style-type: none"> 建築技術キャリア形成支援事業（建築キャリア形成のための研修支援） |
| <ul style="list-style-type: none"> 建設産業復興支援講座や建設業担い手育成事業等の実施を通じ、中小建設業の事業継続、被災地失業者の就労等を主な目的とし、建設産業を総合的に支援します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 建設産業振興支援事業 |



| 再生期 | 平成 26 年度～平成 29 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者が社会生活をしていく上で障害となるものが無くなるよう、生活環境や移動環境に配慮した社会資本整備を推進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設整備事業（段差の少ない歩道の整備） 県営住宅ストック総合改善事業（県営住宅のバリアフリー化） |
| <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者施設などが土砂災害で被害を受けず、安全に利用できるよう施設の保護のための土砂災害対策を推進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊対策事業（災害時要援護者施設の土砂災害からの保護） |
| <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化された良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者の安全で安心な居住の確保を推進します。また、災害公営住宅の整備に当たっては、高齢者生活支援施設などの併設を進めるなど、今後の地域課題の取り組みのモデルとなるよう進めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> 地域優良賃貸住宅供給促進事業（居住環境が良好な賃貸住宅の供給の促進） 災害公営住宅整備事業（被災者の安定した生活を確保するための住宅整備） |

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 建設産業復興支援講座や建設業担い手育成事業等の実施を通じ、中小建設業の経営安定、次代の社会資本整備を支える人材の育成などを図り、建設産業を総合的に支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 建設産業振興支援事業（建設産業への支援） |
|---|--|

発展期

平成 30 年度～平成 32 年度

<取り組む事業>

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインの考え方にに基づき高齢者や障害者が社会生活をしていく上で豊かで安心した生活を遅れるよう、引き続き生活環境や移動環境に配慮した社会資本整備を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全施設整備事業（段差の少ない歩道の整備） ● 県営住宅ストック総合改善事業（県営住宅のバリアフリー化） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリー化された良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者の安全で安心な居住の確保を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域優良賃貸住宅供給促進事業（居住環境が良好な賃貸住宅の供給の促進） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 建設産業復興支援講座や建設業担い手育成事業等の実施を通じ、中小建設業の経営革新や社会資本整備に必要な技術者の育成が進むよう建設産業を総合的に支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 建設産業振興支援事業（建設産業への支援） |

(3) かつてない賑わいや活力に満ちた東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備

1) 東北の発展を支える基幹的な社会資本整備の加速的推進

| 復旧期 | 平成 23 年度～平成 25 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 県土の骨格を形成する高規格幹線道路について防災道路としての位置づけを明確にし、高速交通網の整備を促進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 高規格幹線道路の整備促進（三陸縦貫自動車道及び常磐自動車道の整備促進、仙台北部道路及び仙塩道路の4車線化の整備促進、(仮)仙台港 I.C.の整備促進) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の被災者や復旧・復興の支援のために、国が実施する高速道路無料化に対応した県道路公社管理の有料道路の無料化を支援します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台南部道路及び仙台松島道路無料化支援事業（県道路公社管理区間の有料道路無料化への支援） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 高規格幹線道路の整備を進めると共に、交通結節点となる I.C.へのアクセス道路の整備に着手します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路改築事業（(仮)石巻北 I.C.へのアクセス道路の整備など） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 東北全体の復興を先導する重要な交通基盤と位置づけ、港湾機能の充実を図り、被災市町の復興を支援するための施設整備を推進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾整備事業、海岸改修事業（仙台塩釜港及び石巻港などの静穏度確保のための防波堤整備や貨物の増加や船舶の大型化へ対応した埠頭整備など） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 臨港地区内の事業敷地などで被災した企業の施設復旧を促進し、早急な事業展開・継続を支援します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾機能回復支援事業（荷役機械、運送車両、倉庫などの原形復旧に要する資金借入に対する支援） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 県内港湾の連携を強化し、東北地方の産業及び生活基盤として、地域経済の活力維持や暮らしの安定に貢献していくために仙台塩釜港、石巻港、松島港の機能一体化を進めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾整備事業（県内港湾の整備） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 東北地方の交流拠点、仙台都市圏の物流拠点、工業生産拠点として仙台港背後地の整備を進めます。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台港背後地土地区画整理事業（物流・工業生産拠点の整備及び宅地・保留地の提供） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 震災により利用客が著しく落ち込んだ仙台空港の国内外の航空ネットワークを維持するために空港利用者の確保を図ります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台空港利用促進事業（仙台空港復旧のPRや旅行需要喚起のためのイベント開催など） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台空港アクセス鉄道の運航再開後に被災前の鉄道利用者数へ回復するよう、鉄道会社などと連携を図りながら利用の促進を図ります。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台空港アクセス鉄道利用促進事業（仙台空港本格再開にあわせたPR活動など） |



| 再生期 | 平成 26 年度～平成 29 年度 | <取り組む事業> |
|---|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 高規格幹線道路の整備を進めると共に、交通結節点となる I.C.へのアクセス道路の整備を推進します。 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路改築事業（(仮)石巻北 I.C.へのアクセス道路の整備など） |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 東北全体の復興を先導する重要な交通基盤と位置づけ、港湾機能の充実を図り、被災市町の復興を支援するための施設整備を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾整備事業、海岸改修事業（仙台塩釜港及び石巻港などの静穏度確保のための防波堤整備や貨物の増加や船舶の大型化へ対応した埠頭整備など） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台空港のエアポートセールスや需要喚起のための路線の充実、利用者の確保を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台空港利用促進事業（国内線・国際線の利用促進活動など） |





| 発展期 | 平成 30 年度～平成 32 年度 | ＜取り組む事業＞ |
|--|--|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 高規格幹線道路網の充実強化を図り、三陸沿岸地域や東北地方南部の太平洋沿いの主要都市を結び、東北地方全体の産業の発展や物流の効率化を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高規格幹線道路の整備促進（三陸縦貫自動車の整備促進） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 東北全体の発展を牽引するため、一層の産業集積と港湾物流の増加に対応した新たな施設整備や港湾利用を促進するためのポートセールスを着実に実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国際貿易港振興対策事業 （港湾利用の促進、ポートセールスの強化） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台空港の国内外の航空ネットワークの更なる拡大に取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台空港利用促進事業（国内線・国際線の利用促進活動など） | |

2) 県内地域の発展を支える核となる社会資本整備の推進



3) 地域間連携の強化

| | |
|---|--|
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #e0e0e0; border-radius: 50%; padding: 5px 15px; font-weight: bold;">復旧期</div> <div>平成 23 年度～平成 25 年度</div> <div style="text-align: right; font-weight: bold;">＜取り組む事業＞</div> </div> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 産業振興，観光などの観点から，県境を越えた広域圏域間中心都市相互の連携を図るための基幹的道路の整備を推進します。 ● 合併した市町村の行政区域内の連携強化を図るために支所と役場庁舎などの行政拠点間の連絡道路の整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路改築事業（補助，交付金） （県際道路としての（国）108号，（国）347号，（国）398号の整備，避難道路としての（国）398号，（主）石巻鮎川線の整備 など） ● 道路改築事業（補助，交付金） （市町村合併支援対象事業の着実な推進（国）346号，（主）古川松山線 の整備など） |
|  | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; border-radius: 50%; padding: 5px 15px; font-weight: bold;">再生期</div> <div>平成 26 年度～平成 29 年度</div> <div style="text-align: right; font-weight: bold;">＜取り組む事業＞</div> </div> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 産業振興，観光などの観点から，県境を越えた広域圏域間中心都市相互の連携を図るための基幹的道路の整備を引き続き推進します。 ● 自然災害により，連絡する道路が分断されることがないように，牡鹿半島等の沿岸部や山間地にある孤立集落からの避難道路の整備を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路改築事業（補助，交付金） （県際道路としての（国）108号，（国）347号，（国）398号の整備，避難道路としての（国）398号及び（主）石巻鮎川線の整備 など） |
|  | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #1a3d4d; color: white; border-radius: 50%; padding: 5px 15px; font-weight: bold;">発展期</div> <div>平成 30 年度～平成 32 年度</div> <div style="text-align: right; font-weight: bold;">＜取り組む事業＞</div> </div> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 産業振興，観光などの観点から，県境を越えた広域圏域間中心都市相互の連携を図るための基幹的道路網の構築を図り，高規格幹線道路（三陸縦貫自動車道）とも連携した道路網の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路改築事業（補助，交付金） （県際道路としての（国）108号，（国）347号，（国）398号の整備，避難道路としての（国）398号及び（主）石巻鮎川線の整備 など） |

4) 地域資源を活用した社会資本整備の推進

| 復旧期 | 平成 23 年度～平成 25 年度 | <取り組む事業> |
|--|-------------------|---|
| ● 観光産業の復興を支援するために国の高速道路無料化政策に対応した県管理道路の無料化を図ります。 | | ● (再掲) 仙台南部道路及び仙台松島道路無料化支援事業 |
| ● 仙台空港の利用促進を図るために、エアポートセールスや旅行関連事業者と連携した航空需要喚起のためのイベントを開催します。 | | ● (再掲) 仙台空港利用促進事業 |
| ● フェリーなどの発着場となる仙台塩釜港の復旧に着手し、観光客の交通結節点の整備を推進します。 | | ● (再掲) 公共土木施設災害復旧事業(港湾) ● (再掲) 港湾整備事業(交付金, 単独) |
| ● 宮城県独自の住宅特性と一定以上の住宅性能が確保された住宅を、地元工務店と共に地元の材料を使って造り上げる住宅及び支える仕組みを「みやぎ版住宅」として推進します。 | | ● 「みやぎ版住宅」の推進 |
| ● 県産品の積極的な利用など、地産地消による県内産業の復興を支援します。 | | ● 「宮城県グリーン製品」の利用推進 |



| 再生期 | 平成 26 年度～平成 29 年度 | <取り組む事業> |
|---|-------------------|--------------------|
| ● 風評被害で落ち込んだ航空需要掘り起こしのためのエアポートセールスを実施します。 | | ● (再掲) 仙台空港利用促進事業 |
| ● 地域の歴史、文化、自然が組み込まれた貴重な土木遺産を防災緑地や海岸保全施設の整備と調和を図りながら再生します。 | | ● 貞山運河の再生 |
| ● 県産品の積極的な利用など、地産地消による県内産業の復興を支援します。 | | ● 「宮城県グリーン製品」の利用推進 |



| 発展期 | 平成 30 年度～平成 32 年度 | <取り組む事業> |
|--------------------------------------|-------------------|---|
| ● 県産品の積極的な利用など、地産地消による県内産業の復興を支援します。 | | ● 「宮城県グリーン製品」の利用推進 |
| ● 歴史遺産や観光拠点を活用した社会資本の整備を進めていきます。 | | ● みやぎの湖沼めぐり (化女沼・伊豆沼/内沼・蕪栗沼の見所や現地までの案内紹介)(宮城の地域産業の発展や私たちの暮らしを支えている代表的な土木施設の紹介) |

宮城県社会資本再生・復興計画

平成23年10月 策定

平成30年 3月 一部改定

策定・編集 土木総務課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL : 022-211-3108

FAX : 022-211-3199

<http://www.pref.miyagi.jp/doboku/>